

○ 法人等に関する情報

【法5条2号本文関係】

46	答申13（行情）156 「柔道整復師に対する行政処分命令書の一部開示決定に関する件」 柔道整復師の業務停止処分に係る情報は、法人情報ではなく個人情報であるとしたもの	2 不開示情報該当性について (1) 免許に係る行政処分の法5条1号該当性 柔道整復師の行政処分は、柔道整復師法8条に基づき厚生労働大臣がその免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずるものである。また、その他の医療関係職種である医師、歯科医師、薬剤師、看護婦等（以下「医師等」という。）についても同様の処分制度が設けられている。 これらの医療関係職種に対する処分は、その本質は当該個人に対して科される制裁として捉えられるべきものであって、特定の柔道整復師に対する行政処分に関する情報は、その結果如何により当該処分を受けた者の柔道整復師としての事業活動が制約される場合があるという点において、当該柔道整復師の事業との関連性を有することがあり得るとしても、個人としての当該柔道整復師の名誉や人格に重大なかわりを持つ情報としての性格が強いものと認められる。 他方、法5条2号が法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する一定の情報を不開示情報と定めたのは、企業情報のうち、営業上の秘密やノウハウ等、開示することにより当該法人等の競争上の地位や財産権その他の正当な権利利益を害するおそれのあるものについては、企業活動への影響の観点から保護すべきものとされたことによるものである。そして、事業を営む個人の当該事業に関する情報について、これを同条1号の個人情報から除外し、同条2号の法人情報と併せて規定した趣旨は、事業を営む個人の当該事業に関する情報が、法人等情報と同列のものとして事業活動への影響の観点からの基準によることが適当とされたものと解される。 このことからすると、個人に対する制裁として科されたものであって、当該個人の名誉や人格に直接かわる行政処分に関する情報については、立法趣旨に照らしても、法人情報と同様の判断基準によるべきものと言うことはできず、正に個人情報として、同条1号の規定に基づきその開示・不開示が判断されるべきものと思料する。 なお、個人に関する情報に該当するか否かは、柔道整復師法4条のいずれの欠格事由に該当するか、言い換えれば、行政処分に付された理由が柔道整復師の業務上の行為に起因するものであるかどうかにより異なるものではない。
○	〔参考答申〕 答申22（行情）604、605、607、608 「燃料施設新設土木その他工事に係る積算価格内訳明細書の一部開示決定に関する件外3件」	整理番号157の答申参照

	公共工事の予定価格及び積算内訳等について、開示すべきとしたもの	
--	---	--

【法5条2号ただし書関係】

47	答申15（行情）617 「特定会社が特定製剤の納入に関して提出した文書の一部開示決定に関する件」 ・ 法5条2号ただし書の公益開示をすべきとしたもの ・ 法5条6号の国の機関等の事業の適正な執行への支障は、公益性を比較考慮の上で判断すべきことを明らかにしたもの	2 不開示情報該当性について （4）法5条2号ただし書該当性について ア 民間医療機関の名称等及び当該医療機関の長の氏名等は、上記（3）イのとおり、法5条2号イに該当すると認められるが、異議申立人は、同号ただし書により公益開示すべき情報に該当する旨主張していることから、以下同号ただし書該当性を検討する。 法5条2号ただし書は、同号イ又はロに該当する場合であっても、人の生命、健康等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示しなければならないとしており、これは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことによる法人等の利益の保護を比較衡量し、前者の利益が後者のそれを上回るときにこれを開示する趣旨である。（略） ウ 投与民間医療機関Ⅰは、本件対象文書に記載されている特定製剤による肝炎発生、その疑い等の副作用、感染症に係る報告等の内容（副作用、感染症の経過、処置等）から見て、緊急安全性情報が配布される以前の昭和61年から同62年までに特定製剤を投与し、肝炎を発症した患者が出た疑いがあると推認される医療機関であって、当時、当該患者だけでなく、他にも当該医療機関において特定製剤を投与された患者が存在する可能性があるとは推認される。 諮問庁は、本件対象文書に記載されている医療機関が、特定製剤を投与した可能性のある医療機関のすべてではなく、一部のものであって、不確かなものであることから、公にすることにより、かえって本件対象文書に記載されている医療機関を受診した者だけが肝炎感染のリスクを有している等の誤解を国民に与え、混乱を生じさせるおそれがある旨説明する。また、特定製剤の投与者を含む肝炎発症リスクの高い者については、上記第3の2（2）ウのとおり、平成13年呼びかけにより、肝炎検査を受診するよう呼び掛け、検査の負担軽減策を講じているところであり、改めて医療機関の名称等を開示する必要性はないのみならず、上記のとおり、かえって不適切な結果を招くこととなる旨説明する。 そこで検討すると、確かに本件対象文書に記載されている医療機関が、当時、特定製剤を投与した可能性のある医療機関のすべてではないと考えられるものの、仮にそうであったとしても、当該医療機関を受診した者だけが肝炎感染のリスクを有しているなどとの誤解が生じるとは考えられず、諮問庁の説明は採用できない。また、平成13年呼びかけに応じ、投与された事実を承知している特定製剤の被投与者は、肝炎検査を行った可能性があるものの、上記（1）ウのとおり、緊急安全性情報が配布された昭和63年6月以前に産婦人科、外科等で特定製剤を投与された患者は、医療機関から当該製剤を使用したとの説明を受けていない場合が多いと推測される。したがって、平成13年呼びかけを実施しているからといって、医療機関の名称等を開示する必要性がな
----	--	--

		いとは言えない。 むしろ当時肝炎発症のおそれが十分認識されず、広く使用されていたと考えられものであることから、当該医療機関において特定製剤を投与された患者が他に存在する可能性があることと推認されること、また、そのような患者にとって特定製剤が投与された可能性を示す情報が少ないこと、さらに、上記（１）エのとおり、感染の可能性のある者にとって肝炎検査の早期実施が何より重要であるということを踏まえると、投与民間医療機関Ⅰの名称を公にすることは、感染の可能性のある者にとって肝炎検査の実施の端緒となり得るものであることから、人の生命、健康等に対する被害等が発生することを防止するための必要性は極めて大きいと言える。 上記（３）イのとおり、民間医療機関の名称を公にした場合、患者が減少するなど当該医療機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものの、特定製剤を他の患者にも投与した可能性の高い投与民間医療機関Ⅰについては、その名称を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益が、当該情報を公にしないことによる投与民間医療機関Ⅰの利益を上回ると認められ、法５条２号ただし書に該当し、開示すべきである。また、投与民間医療機関Ⅰの所在地、診療科及び連絡先電話番号並びに当該医療機関の長の氏名等についても、当該医療機関を特定するために必要な情報であることから、同様の理由により開示すべきである。 （５）法５条６号該当性について ア 国立病院等及び県立病院等に係る法５条６号柱書き及び同号ホ該当性について （イ）（略） しかしながら、国立病院等及び県立病院等は、そもそも民間医療機関では対応が困難なものへの対応など公益性の高い事業を行うものであり、そのため、患者等からの信用度もおのずから高いものと考えられる。また、法５条６号は、同条２号と異なり、人の生命、健康等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を明示的に不開示情報から除外してはいないが、これは、行政機関の事務又は事業は公益に適合するように行わなければならない、公にすることによって生ずる「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、人の生命、健康等を保護する必要性その他の公益的開示の必要性を考量した上で判断されることになるからである。すなわち、同条６号にいう「同号イからホまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるというためには、公にすることによる事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれの程度と、人の生命、健康等を保護するためなど公益的な開示の必要性を比較衡量した上で、なお「適正な遂行」に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合でなければならないものである。（略） （ウ）投与国立病院等Ⅰ及び投与県立病院等Ⅰは、上記（４）ウの
--	--	---

		投与民間医療機関Ⅰと同様、本件対象文書に記載されている特定製剤による肝炎発生、その疑い等の副作用、感染症に係る報告等の内容（副作用、感染症の経過、処置等）から見て、緊急安全性情報が配布される以前の昭和61年から同62年までに特定製剤を投与し、肝炎を発症した患者が出た疑いがあると推認される医療機関である。よって、当該国立病院等及び県立病院等において当時、当該患者だけでなく、他にも当該医療機関において特定製剤を投与された患者が存在する可能性があると推認され、上記（4）ウと同様の理由により、その名称を公にすることは、人の生命、健康等に対する被害等が発生することを防止するために必要であると認められる。そのような点を踏まえると、上記（イ）のとおり、当該医療機関の名称を公にすることにより、当該医療機関における診療等の事務又は事業に何らかの支障を来すなどのおそれは認められるものの、その名称を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益が、当該情報を公にしないことによる投与国立病院等Ⅰ及び投与県立病院等Ⅰの利益を上回ると認められることにかんがみれば、その名称を公にすることにより、投与県立病院等Ⅰが行う医療に関する事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められないとともに、投与国立病院等Ⅰ及び投与県立病院等Ⅰともにこれらが行う医療に関する事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。したがって、投与国立病院等Ⅰ及び投与県立病院等Ⅰの名称は、法5条6号柱書き及び同号ホの不開示情報に該当するとは認められず、開示すべきである。また、当該投与国立病院等Ⅰ及び投与県立病院等Ⅰの特定につながる情報であるその所在地、診療科及び連絡先電話番号並びに当該医療機関の長の氏名等も、同様の理由により、開示すべきである。
48	答申16（行情）448～477 「特定会社報告書資料「特定製剤使用症例調査を再度徹底のこと」の開示決定に関する件（第三者不服申立て）外4件」 ・ 特定製剤の納入先医療機関の名称等について正当な利益侵害該当性を認めたもの ・ 特定製剤の納入先医療機関の名称等について法5条2号ただし書該当性を認めなかったもの	2 不開示情報該当性について （2）法5条2号イ該当性について ア 投与民間医療機関Ⅰについて （ア）本件対象文書を見分すると、異議申立人393、異議申立人395、異議申立人400、異議申立人404及び異議申立人410に係る医療機関は、投与民間医療機関Ⅰに該当する。 これらの医療機関は、上記（1）オ（イ）のとおり、昭和61年から同62年までに特定製剤を投与し、肝炎を発症した患者が出た疑いがあると推認できる医療機関であり、いずれも上記（1）カの医療機関の名称等の公表の対象となっていることが確認された。 また、本件対象文書には、上記1（2）のとおり、当該医療機関から特定製剤による肝炎発生、その疑い等の副作用、感染症に係る報告等の内容（報告等の年月日、副作用、感染症の経過、処置等）、報告等に対する特定会社の支店等の担当者の意見等が記載され、開示されているが、本件対象文書は、特定会社が独自に作成したものであり、また、その記載が詳細にわたっ

		ているものであることにかんがみると、本件対象文書に記載されている情報は、厚生労働省による調査、確認等に基づき公表された単に特定製剤を納入したとされる医療機関の名称等に関する情報とはおおよそ性質の異なるものであると認められる。 以上のような事情を踏まえると、上記（１）カの公表によりこれらの医療機関の名称等が公表された現在においても、本件対象文書におけるこれらの医療機関の名称等が公にされた場合、これらの医療機関が、特定製剤を投与し、又は投与した患者を治療した当時において仮にそれが適正なものであったとしても、本件対象文書の記述からだけでは、特定製剤の投与の有無、投与や治療に至った経緯、その後の経過等の詳細が必ずしも明らかではないため、依然として、なお、特定製剤等の投与によりＣ型肝炎といういわゆる薬害を生じさせた医療機関であるとの悪いイメージを一律に持たれることは避けられない。したがって、前回答申と同様、これらの医療機関の名称等を公にした場合、医療という人の生命、身体に直接関係する業種であるだけに、当該医療機関で過去に治療等を受けた者が不安を訴え、あるいは現在治療等を受けている者がその内容に不信感を抱くなどして、当該医療機関における診療等の事務に支障を来すなど正当な利益を害するおそれがあるとともに、上記のような悪いイメージに基づいてその信用が低下し、患者が減少するなど他の医療機関との競争上の地位を害するおそれがあると考えられる。したがって、上記の投与民間医療機関Ⅰに該当する医療機関の名称、所在地及び連絡先電話番号並びに当該医療機関の長の氏名は、法５条２号イに該当すると認められる。 （イ）また、前回答申においては、上記（１）オ（イ）のとおり、特定製剤を投与された患者にとって特定製剤が投与された可能性を示す情報が少ないこと、感染の可能性のある者にとって肝炎検査の早期実施が何より重要であるということなどを踏まえ、投与民間医療機関Ⅰの名称等は、公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益が、当該情報を公にしないことによる投与民間医療機関Ⅰの利益を上回ると認められることから、法５条２号ただし書に該当し、開示すべきであると判断した。しかしながら、上記（ア）のとおり、これらの医療機関の名称等は既に公表されており、もはや特定製剤が投与された可能性を示す情報が少ない状況にあるとは言えないことから、これらの医療機関の名称等を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益が、当該情報を公にしないことによる当該医療機関の利益を上回るとは認められない。したがって、上記（ア）の投与民間医療機関Ⅰに該当する医療機関の名称、所在地及び連絡先電話番号並びに当該医療機関の長の氏名は、法５条２号ただし書に該当せず、同号イの不開示情報にすると認められることから、不開示とすべきである。
49	答申２０（独情）６３ 「特定医療機器に係る医療機器不具合・感染症症例報告	４ 不開示情報該当性について （２）法５条２号イ及び同号ただし書該当性について イ 別紙の本件部分Ⅲ

	書の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」 医療機器不具合・感染症例報告書につき、医療機器の部品の素材情報等が記載されている部分については、同業他社における医療機器の品質管理の改善に資すると認められることから、法5条2号ただし書に該当し開示を妥当としたもの	当該部分のうち、本件部分Ⅲ－1には、本件医療機器の部品の素材情報が記載されており、Ⅲ－2及び3には機器内部の写真が掲載されている。 （略） 本件医療機器は、医療機関を通じて患者に供給される製品であって、患者でない一般人にこれが供給されることはなく、また、本件部分Ⅲに記載された情報は、異議申立人の主張する独自の内部構造及び部品の素材情報といった企業特有の技術情報に該当するものと認められ、法5条2号イに規定する不開示情報に該当すると言えることができる。 （略） 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件不具合報告の内容から、当該症例は、患者の生命・健康等に直結する不具合報告であると認められるところ、これが患者向け取扱説明書の改訂等の安全確保措置を行う直接の根拠となったことは明らかであり、本件部分Ⅲの情報は、同業他社における本件のような人命にかかわる医療機器の品質管理の改善に資するものと認められることから、当該部分を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益が、当該情報を公にしないことにより保護される異議申立人の利益を上回ると認められるため、本件部分Ⅲは法5条2号ただし書に該当し、開示が妥当である。
50	答申21（行情）229 「特定薬剤臨床試験報告書の概要等の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」 特定医薬品の安全性評価のため、実施を指示された追加試験の試験方法、結果等について、市販後の安全対策の透明性を確保すべきであるとして、法5条2号ただし書に該当し開示を妥当としたもの	4 不開示情報該当性について （2）法5条2号ただし書該当性について 上記（1）ア（ウ）のとおり、その他の試験方法、結果、概要等に係る情報については、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められることから、以下、当該部分の同号ただし書該当性について検討する。 （略） ア 本件対象文書は、特定医薬品の服用と精神・神経症状等との因果関係など特定医薬品の安全性について調査検討するために設けられたWGの検討結果を受け、特定医薬品の安全性評価の上で必要な追加試験として、安全対策課長通知により実施を指示した試験並びに当該WG等における安全性評価に資するものとして異議申立人及び特定会社が自主的に実施し、提出した試験の報告書であり、その試験内容、結果等については、本来できる限り公にして「国民の的確な理解と批判」を得るべきものと考えられる。 また、特定医薬品は、特定感染症の治療薬であって、昨今の特定感染症の流行状況下においては、保健衛生上の危害の拡大を防止する観点から、重要な医薬品の一つと認められ、その使用は国際的にも特定感染症対策の重要な柱の一つとされていることから、その安全性に関する情報については、より一層透明性の確保が求められる。 公表情報1及び公表情報2は、既に公表されているが、それとともに、より詳細な試験内容について関心を持つ者に対し、その他の試験方法、結果、概要等に係る情報についても、公表情報と一体として開示することにより、特定医薬品の市販後における安

		全対策に係る情報の透明性が確保され、よって国民的的確な理解と批判を得つつ、患者の生命、健康等を保護するため適切な安全対策が講じられていくべきである。 イ このような観点から、まず個別不開示主張部分（ただし、公表情報2に該当する部分を除く）について検討する。 当審査会において見分したところ、上記①の部分には、各試験の実施に係る年月日等の情報のほか、試験番号又はプロトコール番号中には試験実施年の西暦の下2桁の情報が記載されており、②の部分には、試薬等の品質に係る情報として、有効期限、リテスト期間等の日付情報が記載されている。また、③の部分には、試験の実施にかかわった特定会社の担当部署名が記載されており、④の部分には、各試験において、特定医薬品の有効成分及びその代謝物の分析に用いられた分析法の定量限界値が記載されている。 一般的に、これらの情報は、非臨床試験等の試験方法の詳細に係るノウハウ情報であって、その情報の性質上、公にすることにより、試験実施者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるところ、上記①については、安全対策課長通知による試験実施の指示後、約半年の短期間でほとんどの試験は実施されており、また、そもそも上記2のとおり、本件対象文書は、添付資料とは性質が異なるものであることから、各試験の実施時期及び順番に関する情報が、同業他社による類似の新医薬品の研究開発に資するものとは言えない。②については、諮問庁によると、新医薬品開発のための試験に用いられているものの場合は試験の実施時期が類推できるとの理由から不開示とする例があるとのことであるが、①と同様、同業他社による類似の新医薬品の研究開発に資する情報とは言えない。 ③については、当該非臨床試験は、特定会社により行われたものであることは、スライド情報から明らかであり、試験実施に関わった特定会社の部署名が明らかになることにより異議申立人に対して具体的な不利益が生じるとは考えにくい。 ④について、当審査会において事務局職員をして確認させたところ、諮問庁の説明は以下のとおりであった。 定量限界値は、適切な管理下における試験法の操作方法に基づき、検体中に含まれる分析対象物質の量又は濃度の測定をする際に、分析対象物質の量又は濃度として示すことが可能である最小の量又は濃度のことであって、どのレベルの精確さをもって定量できるかを示すものである。 また、定量限界値は分析法の妥当性を評価するにとどまらず、本件のような安全性にかかわる試験の結果を評価・検討する上で必須の情報である。さらに、定量限界値は特定の試験法及び条件により特定の物質を定量する場合の固有の数値であり、類似化合物を同様の試験法により定量する場合も、置換基等の化学構造の相違により各種溶媒への溶解性などの物理化学的性質が異なるため、定量限界値が同一とはならない場合があることから、本件対象文書に含まれる定量限界値が公にされたとしても、その他の
--	--	--

		類似化合物の定量限界値のすべてを類推できるものではない。 上記の諮問序の説明を踏まえれば、定量限界値は、適切な操作方法により得られた分析結果が、どの程度の精確さをもって定量されたかを示すものであって、各試験で得られた結果を評価検討する上で重要な情報であると認められる。また、これが公になったとしても、同業他社が、他の類似化合物の定量限界値のすべてについて推測できるとまでは言えないと認められる。 ウ 以上のことから、上記①ないし④の個別不開示主張部分については、既に公表されている情報等とともに一体として公にすることによって、特定医薬品における市販後の安全対策に係る情報の透明性を確保し、よって国民の的確な批判を得つつ、患者の生命、健康等を保護するため適切な安全対策を講じるため、これを開示すべきであり、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益に比して、公にしないことにより保護される異議申立人の利益が上回るとは認められない。 エ 上記（１）ア（ウ）のその他試験方法、結果、概要等に係る情報のうち、個別不開示主張部分以外の部分についても、公表情報と一体として開示することにより、特定医薬品の市販後における安全対策に係る情報の透明性を確保し、よって国民の的確な理解と批判を得つつ、患者の生命、健康等を保護するために適切な市販後の安全対策が講じられるべきであり、既に公表されている情報等とともに一体として当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益に比して、公にしないことにより保護される異議申立人の利益が上回るとは認められない。 オ 以上のことから、上記（１）ア（ウ）のその他の試験方法、結果、概要等に係る情報については、法５条２号ただし書に該当し、開示が妥当である。
--	--	--

【法5条2号イ関係】

51	答申13（行情）67 「福岡県内に所在する前払式特定取引業を営む者の決算報告書等の一部開示決定に関する件」 ・ 非上場企業の決算報告書等について債権者が多数である業態にかんがみ、2号イ該当性は認められないとしたもの	2 不開示情報該当性 (1) 当期末処理損失の記載 商法283条3項及び166条4項（現行法の同条3項）の規定により、株式会社の貸借対照表又はその要旨は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて公告することを要するものとされている。株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則50条の規定によれば、小会社の場合であっても、貸借対照表の要旨には欠損金及び当期損失を記載することとされている。また、同法282条2項の規定により、株主又は会社の債権者は、株式会社の貸借対照表、損益計算書等の閲覧を求め、又は謄本若しくは抄本の交付を求めることができることとされている。 審査請求人の顧客である互助会の会員は、婚礼又は葬式のための便益の提供等割賦販売法施行令別表二に定める指定役務の提供に先立って、その対価の全部又は一部を支払っていることから、商法282条1項の「会社の債権者」に該当することとなる。欠損金及び当期損失を記載している貸借対照表の要旨が公告を要するものと定められていることに加え、契約件数が何万件にも及ぶ審査請求人には、これら多数の会社の債権者に対して、請求があれば貸借対照表及び損益計算書の謄本等を交付することが義務付けられており、かつ、審査請求人はこれら債権者が当該貸借対照表及び損益計算書を第三者に交付することを防止する権利を有していない。このような状況を踏まえれば、当期末処理損失の金額は、公にすることが予定されているものと言うべきである。このため、本件のような多数の会員を相手にする前払式特定取引業を営む者の貸借対照表及び損益計算書が開示され、そこに記載されている当期末処理損失の金額が公になったとしても、法5条2号イに定める「当該法人の正当な利益を害するおそれ」があるものとは認められない。 (2) 業界内の会計処理基準の不統一 通商産業省企業局長通達（昭和48年6月21日付け48企局第523号）には、「前払式特定取引に係る繰延費用は、予約前受金の残高に対して25%の範囲内において認めることとする」と定められている。審査請求人は、自らの決算も繰延費用の処理の有無によって当期末処理損失金額に数億円の差異を生じるものであることから、県内の互助会業者の会計処理基準を不統一のまま開示することは、審査請求人の権利・競争上の地位を侵害するおそれが大きく、法5条2号イに該当する旨主張している。 会計処理の方法には、本件のような繰延費用の処理に限らず、減価償却を始めとして、各企業がその経営方針等に基づいて選択することができるものが他にもある。およそ会計処理の方法が、商法等の法令により認められている範囲で、各企業により自由に選択することができるものである以上、自己の責任において選択した会計処理の結果により、例え何らかの不利益が生じたとしても、これにより正当な利益が害されるとは言えない。したがって、前払式特定取
----	--	--

		引に係る繰延費用の決算処理方法が統一されていないことをもって、法5条2号イに定める「当該法人の正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。
○	[参考答申] 答申14（行情）57 「東北大学医学系研究科付属動物実験施設における動物実験計画審査願等の一部開示決定に関する件」 ・ 実験用動物を納入する民間業者のうち、業者名開示に支障がないとしている業者名は法5条2号イに該当しないとしたもの	整理番号166の答申参照
52	答申14（行情）58 「警備業者に対する行政処分に関する報告の一部開示決定に関する件」 ・ 営業停止処分については、法5条2号イ該当性を否定。指示処分については、肯定	2 不開示情報該当性について （1）法5条2号イ該当性について イ （略） こうした指示処分及び営業停止処分の制度の趣旨の違いに基づき、営業停止処分については、業者にその間の利益追求活動を大幅に制限する不利益処分であることから、行政庁が処分をしようとするときには、より公平、公正な審理が求められ、同法16条で特例として、公開の聴聞が制度化されている。東京都においては、聴聞の日時、場所、対象となる警備業者名が官報に掲載され、当該聴聞の内容を誰でも傍聴できることとなっている。 また、行政手続法12条1項に基づき、警備業者に対して行政処分を行う行政庁たる都道府県公安委員会が同項に規定する処分基準を定めるに当たり、警察庁において、そのモデルとして定め、平成12年に公表した前記「警備業法違反等に対する指示及び営業停止処分の運用及び量定の基準」によれば、各種法令違反の具体的内容ごとに行うべき処分の別として、指示を行うべき場合と営業の停止命令を行うべき場合を区別している。 さらに、行政処分の効果については、諮問庁の説明によると、指示処分については「再発防止効果」が期待されるものであり、一方、営業停止処分については、「懲罰効果」及び「再発防止効果」が期待されるものであるとして、両者の違いを指摘している。 ウ こうした両者の違いを踏まえて更に検討すると、特定の警備業者が指示処分や営業停止処分を受けたことが公にされると、当該警備業者の信用が低下し、現在及び将来の営業上の地位に不利益を与えることになることは容易に推認されるところである。 しかしながら、警備業者又はその警備員が、警備業務に関し法令に違反し、その違反態様において悪質性及び重大性のより高い事案について、営業停止処分を受けたときは、これを公にされた場合、直ちに当該警備業者の権利利益等正当な利益が損なわれると認めるのは相当ではないと判断される。 営業停止処分の手続における公開の聴聞制度については、上記

		イのとおり、公平かつ公正な審理を担保するための制度とは言え、それに付随する効果として、何人も、いかなる業者がいかなる法令違反により、行政処分が検討されつつあるのかについて知り得る立場にあること、また、警備保障新聞等においては、公開の聴聞制度を活用し、取材活動等により、営業停止処分を受けた業者名等を把握し、実際に報道していること、さらに、需要者である国民保護の視点に立てば、警備業務に関し契約を締結する業者が営業停止中であるか否かにつき、これを確認する手段が確立されていないのは相当ではないと判断されること等を考慮すれば、自ら悪質かつ重大な法令違反に及んだ警備業者に対する一定の行政処分が公にされることは受忍すべき範囲内のものであると判断される。 エ 他方、指示処分については、新任あるいは現任警備員教育の懈怠、法定備付書類の不整備等、その違反態様が形式的かつ軽微であり、その是正は比較的容易であること、また、被処分者名の開示により、当該警備業者の信用がその違反内容に比して低下するおそれがあるなど、現在及び将来の営業上の地位に不利益を与えることになる事態は容易に推認されること、さらに、その権利侵害の程度は受忍すべき範囲内であると認め難いこと等を考慮すれば、指示処分に関する情報については、少なくとも現時点においては、その開示に慎重な態度を採らざるを得ないと判断される。 オ したがって、法5条2号イに該当することを理由として不開示とされた部分のうち、営業停止処分に関する報告書における被処分者の認定番号（資格者証交付年月日）、名称、東京警備業協会加入の有無、所在地、代表者の氏名、資本金、警備員数、種別、主たる業務、行政処分歴、処分年月日、処分を上申した警察署名、主たる活動地域及び違反事実に関連する警備員の人数については開示すべきである。
53	答申14（行情）165 「米の残留農薬とカドミウム含有量に関する全国調査に係る文書の一部開示決定に関する件」 - 米のカドミウム含有量の調査結果について、市場に流通している商品の客観的数値を秘匿すべき合理的な理由はないとして、2号イ該当性を認めなかったもの - 風評被害、過剰反応については諮問庁等において十分な説明をするなどにより、回避できるもの	2 米のカドミウム含有調査及び残留農薬調査に関する調査 (1) カドミウム含有調査 イ 法5条2号イ該当性 (略) (ア) 0.4ppm 以上 1.0ppm 未満のカドミウム含有米について (略) ii 平成11年産米以前のカドミウム含有調査について (略) (ii) 前記①～④の分析結果報告書等を見分すると、分析を行った食糧事務所から諮問庁（品質管理室）に報告された分析結果報告書（1.0ppm 未満）には「試料番号、分析結果（ppm）」が、送付試料一覧表には「試料番号、支所等名、分析対象の区分、品種名、等級、倉庫名、倉庫の所在市町村名、採取年月日、出庫予定年月日」がそれぞれ記載されている。これらのうち、「分析結果（ppm）」及び「倉庫の所在市町村名」に関しては、それらを開示した場合に、いわゆる風評被害により当該地域の産出米の販売に影響が

	と判断 ただし、「生産者名」、「集落名」等については、2号イ該当を認め不開示としたもの	及ぶのではないかと、それによって生産者等の正当な利益が害されることとなるのではないかと問題となる。しかし、これについては、諮問庁及び生産者等において、その数値が当該地域の産出米についての一般的数値を表すものではなく、その安全性が疑われることにはならない旨を、消費者等に対して十分に説明することにより、生産者等に不利益が及ぶのを回避することができるものと考えられる。そして、主食である米の安全性に関する情報の重要性にかんがみれば、仮に生産者等に何らかの程度の不利益が生じたとしてもそれは受忍すべきものと言わなければならない。加えて、前記のとおり平成12年産米以降については、プレスリリースにより市町村別検出点数が公表されている現時点において、平成12年産米以降の調査結果であるか、市町村別検出点数までは公表されなかった平成11年産米以前の調査結果であるかによって、その開示・不開示の判断を異にすべき合理的理由が存するものとは認められない。 したがって、平成11年産米以前の調査結果における「分析結果 (ppm)」及び「倉庫の所在市町村名」については、その公表によって生産者等の正当な権利利益を害するおそれがあるとは認められない。 また、平成11年産米以前の調査結果における「試料番号、支所等名、分析対象の区分、品種名、等級、採取年月日、出庫予定年月旬」についても、「分析結果 (ppm)」及び「倉庫の所在市町村名」と共に公にされても、その性質上生産者等の正当な権利利益を害するおそれがあるとは認められない。 (イ) 0.4ppm 未満のカドミウム含有米について i (略) 一般に市場で販売、流通している商品について、その品質・性状を調査分析することは、相当の費用を投じれば一応だれにでも可能なものであって、商品の品質・性状に関する客観的な情報は、事業者が当該商品を流通に置いた後は、もはや事業者においてこれを秘匿すべき合理的な理由がないのみならず、実際にもこれを完全に秘匿することはほとんど不可能であると言うべき性質のものである。 本件におけるカドミウム含有量の調査は、対象とされた米が流通に置かれる前段階においてされたものであるが、カドミウム含有量が0.4ppm 未満のものについては、当然に流通に置かれるものであるから、上述したところがそのまま当てはまる。もっとも、現在の米の流通体制においては、地域あるいは各都道府県単位で集荷された米を混合して販売していることがあり、この場合には当該混合米を調査分析した結果と、本件調査の数値とは必ずしも一致しないことになるが、米の品質・性状に関する客観的な情報は、生産者等が当該米を流通に置いた後は、もはや生産者等においてこれを秘
--	--	---

		匿すべき合理的な理由がないという点においては、変わりがないものと言うべきである。そして、ある特定の米についてカドミウムの数値が公にされた場合、後述のようにその直接の生産者名等は別として、少なくともその生産地である都道府県、あるいは市町村名まで秘匿してよいという合理的理由は見出し難いと言うべきである。このことは、現に米を商品として流通させる場合には、生産地として都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示すべきものとされていることから裏付けることができる。 なお、安全な米として市場に流通する米について、そのカドミウム含有量に関する客観的な情報が公表された場合に、消費者において、当然にカドミウム含有量のより少ない他の米を求める行動に出ることになるとは断言できないが、仮にそのような行動に出るとしても、それ自体を不合理、不自然ということはできないところであり、その結果として、米の販売量に影響が生じたとしても、それはもともと当該米の品質・性状の格差に由来するものであるから、当該米を流通に置いている生産者等が甘受しなければならないものと言うべきであり、これをもって生産者等の正当な利益が害されたものと言うことはできない。 ii この点に関し諮問庁は、一定数値のカドミウム含有量が検出されたという事実は、その調査の方法からして、当該調査地域における米のカドミウム含有量の一般的数値を示すものとは言えないにもかかわらず、当該地域の米がすべてその数値の含有量を持つと誤解され、いわゆる風評被害により当該生産者等の正当な利益が害されるおそれがあると説明する。この点に関しては、消費者が含有量の低い米を求めて行動すること自体は不合理とは言えないものの、これを越えて過剰に反応し、合理的な範囲を超えて行動することのないよう、諮問庁及び生産者等において、上記数値の米については十分に安全性の確保された米であることや、調査の方法、数値の意味するところを消費者等に対して十分に説明するなど適切な対応措置を取ることにより、生産者等に不利益を及ぼすおそれを回避することができるものと解される。そして、仮に生産者等に何らかの不利益を及ぼすことがあるとしても、主食である米の安全性の重要性にかんがみれば、生産者等においてこれを受忍すべきものと言うべきである。 (ウ) 分析結果報告書等のその他の記載事項について 前記⑤及び⑥の平成12年産米の送付試料一覧表に記載の「生産者名」については、これと共に「分析結果 (ppm)」が公にされた場合には、それが必ずしも当該生産者自らによって惹起されたものではない生産地の土壌等の環境に関わる事情に起因するものであるにもかかわらず、たまたま任意の調査に応じることによって当該調査対象となった生産者が他の生産者との関係において相対的な比較をされることとなり、当該生産者が米の生産量を減らさざるを得ないなどの大きな不利益
--	--	---

		を受けるおそれがあることは否定できない。このことは、主食である米の安全性に関する情報の重要性にかんがみても、なお受忍すべき限度を越えるものと認められる。したがって、「生産者名」まで公表した場合には、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。 また、前記⑤及び⑥の平成１２年産米の送付試料一覧表に記載の「集落名」については、農山漁村における人が集まり生活する一定の地域を示すものであるが、集落の中には戸数の少ないものもあり、生産者の特定につながる可能性が大きく、これを公にされることによって当該生産者が特定され、農業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。 また、前記①～④の平成１１年産米以前の送付試料一覧表に記載の「倉庫名」は、調査対象となった米が保管されている倉庫の名称であるが、当該倉庫名が公にされると生産者の特定につながる可能性が大きく、その公表は上記と同様に、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。 また、前記⑤及び⑥の平成１２年産米の送付試料一覧表に記載の「備考」欄の記載の中には、生産者が居住する集落名が記載されていることから、上記集落名と同様に公にすることにより事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。 (略) エ 法５条６号該当性 諮問庁は、調査結果を公表すれば、調査協力者の信頼を喪失し、今後、関係者の調査への協力が得られなくなるため、米のカドミウムの汚染状況を把握することが困難となり、国民の主食である米の安全性の確認が不可能になると主張する。 このような調査を継続して実施することについては、主食である米の安全性の重要性にかんがみれば、生産者等は社会的責務としてこれに協力すべきものと考えられ、かつ、食品の安全性に関する調査について理解と協力を求めることは、国民に対して安全な米の安定供給を図るという所管庁としての責務であり、公表するか否かに関わらず、その責務が的確に果たされるべきことからすると、公表することにより業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはできず、仮に公表することにより何らかの障害が生ずることがあるとすれば、これを除くための適切な措置を講ずることによって対応すべきものであるから、法５条６号に該当する事由は存しないと言ふべきである。
54	答申１４（行情）３４５ 「障害者雇用率未達成企業一覧等の一部開示決定に関する件」	３ 本件企業一覧についての不開示情報該当性について (２) 法５条２号イ該当性について (略) しかし、本件企業一覧を開示したとしても、法定雇用率を満たしていないという事実が直ちに悪質な法違反となる事業者名を公表

	・ 障害者雇用率未達成企業の公表に2号イ該当性を認めなかった例	することとなるものではないこと、障害者の雇用の現状は、その時点の事業者及び求職者双方の諸事情によって左右される要素があり、法定雇用率を満たしていないことから直ちに障害者の雇用に消極的であるとまでは言えないこと、これまで何らかの手段により法定雇用率を満たしていない企業名が公にされ、当該企業に対するボイコット運動等の組織的行動がとられ、当該企業が被害を受けたという具体的事案を諮問庁は把握しておらず、そのようなおそれがあるという諮問庁の主張は単なる推測にすぎないものと認められること、なお、そのような事態が予想されるのであれば、促進法の趣旨、目的及び効果を関係者に十分に周知し、障害者の雇用促進の機運の高揚を図るなどして、促進法の適正な運用に努めることで解消できるものと考えられることなど、以上の諸点を併せ考えると、本件企業一覧を公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないと言ふべきである。 したがって、本件企業一覧において不開示とした「整理番号」、「会社名」、「産業分類」、「労働者数」、「身体」、「知的」、「短時間」、「合計」、「不足数」及び「備考」の各欄の記載は、法5条2号イには該当しないものと認められる。 4 本件実施状況報告書についての不開示情報該当性について (略) (2) 法5条2号イ該当性について 前記(1)のようにC欄、D欄及びE欄を開示したとしても、当該欄に記載された数字のみから当該企業を特定することは容易なものではないと認められるが、前記のように少数の大企業については、当該企業が推認される可能性が考えられる。しかし、これら企業は、障害者の雇用については、促進法により事業者に雇用率の達成が義務付けられているものであり、事業者は着実な履行を求められているものであることや障害者雇用の促進についての大企業の役割を考慮すると、当該企業が推認されることがあったとしても法5条2号イの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当するとは認められないと言ふべきである。
55	答申14(行情)440 「朝銀京都信用金庫に関する検査報告書等の不開示決定に関する件」 ・ 不開示決定時には存続していたが、答申時には破綻していた金融機関につき、承継金融機関の正当な利益を害さない情報の開示が相当であるとした例	3 示達書の不開示情報該当性について (略) (3) 朝銀京都は、上記1(2)のとおり、平成9年に朝銀兵庫等と合併し、朝銀近畿として発足した。その後、朝銀近畿は破綻し、ミレ信用組合等及び整理回収機構へ事業譲渡を行った。そこで、朝銀京都の示達書の中でこれらの承継金融機関に引き継がれている情報は何か、仮に引き継がれているとしてその開示がこれらの承継金融機関の正当な利益を害するかどうかを検討する。 これらの承継金融機関が、消滅金融機関の検査結果の情報の一部を承継していることは疑いがないところである。仮に、消滅金融機関の問題点が承継金融機関にも残っていたとすれば、それは承継金融機関の問題点そのものである。問題点が解消されていたとすれば、承継金融機関の問題点ではないものの、一般に外部からは問題点が解消されているかどうかについては分からず、この場合には、

		承継金融機関にとって、問題点があるように見られる可能性がある。これらを勘案すれば、示達書に記載された情報は、消滅金融機関の情報であると同時に承継金融機関に関する情報でもあると言うことができ、その少なくとも一部は、公にすることにより法5条2号イに言う当該法人たる承継金融機関の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる。 しかしながら、承継金融機関は、朝銀近畿を通じて朝銀京都の営業を引き継いでいるとはいえ、朝銀京都の不良債権額など客観的な数値までが承継金融機関に関する情報であると考えすることは合理的ではない。 承継金融機関が、消滅金融機関から何をどのような形でどの程度引き継いでいるかは、示達書の内容からはうかがい知ることとはできないのであって、消滅金融機関の示達書の内容が、そのまま承継金融機関の情報を示していることにはならず、また、そのように受け止められる蓋然性も少ない。 消滅金融機関について、仮に承継手続等が終了した場合には、消滅金融機関に関する情報のうち、承継金融機関に関する情報を示していると考え余地のない数値など客観的な指標に関する情報は、これを開示すべきであると考えられる。 しかしながら、平成13年5月1日の本件不開示決定時、朝銀近畿の譲渡先選定について朝銀近畿の金融整理管財人により作業・検討が行われていた事情を考慮すれば、朝銀京都の金融検査の結果を部分的にせよ開示することによって、いまだ承継を了していない朝銀近畿の円滑な承継自体に重大な影響を及ぼすおそれがあったと認められる。 したがって、示達書に記載された情報は、本件不開示決定時点においては、法5条2号イに該当すると認められる。 ただし、平成14年8月12日に朝銀近畿はミレ信用組合等及び整理回収機構へ事業譲渡を行ったことから、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律9条の規定に基づき、朝銀近畿に係る金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が取り消されており、現時点においては、本件不開示決定時とは事情が大きく変化している。このような状況を考慮すると消滅金融機関に関する情報のうち、承継金融機関に関する情報を示していると考え余地のない数値など客観的な指標に関する情報は開示が相当であると考えられる。 他方、一般にこれら開示が相当である情報以外の部分については、取引先に関する情報及び上記の判断基準に照らしても承継金融機関に関するか否かがにわかに判別できない情報が含まれており、これらの情報は現時点においても法5条2号イに該当すると認められる。さらに、示達書の中には、検査の結果判明した法令違反の事例の詳細など、これを公にすると他の金融機関に法規制を免れる方法を示唆するいわゆる手口情報に当たるものがある。こうした情報は現時点においても同条6号イに該当すると認められる。 これらの考え方に基ついて具体的に検討すると、上記1(1)(ア)の平成6年8月3日を検査基準日とする朝銀京都の示達書に関し
--	--	--

		ては、検査報告書の表紙、目次、附属表のうち、「①分類資産科目別表、②新規分類資産科目別表、③分類資産店舗別表、④自己資本の状況、⑤正味自己資本、⑥欠損補てん率、⑦支払準備の状況、⑧貸出金集計表、⑨延滞貸出集計表、⑩貸出規制の状況」の各表の中の情報は、現時点では、開示することが相当である。
56	答申 1 4（行情）4 5 9 「特定の法人が提出した法人税に係る法人設立届出書等の不開示決定(存否応答拒否)に関する件」 ・ 情報公開法と税務職員の守秘義務の関係について整理	2 本件対象文書の存否応答拒否について (2) 法 5 条 2 号イ該当性について 各税法において納税者が提出すべきものとされている文書については、その記載内容だけでなく、提出の有無についても、これを公にしないことは税務職員の守秘義務に含まれると解されることは前記のとおりであり、この守秘義務を根拠に納税者が税務官署に当該文書の提出の有無自体を公にされないとの期待ないし信頼を持つことは一般的には否定できないところである。しかし、上記のように、法に基づき当該文書の開示請求がされた場合に開示・不開示いずれかの決定をすることにより当該文書の提出の有無を明らかにすることになっても、その限りにおいて守秘義務は解除され税務職員の守秘義務に違反することにはならないと解されるから、この場合には上記期待ないし信頼は妥当なものとは言えない。税務職員の守秘義務が一般の国家公務員のそれより重要なものとされている前記のような趣旨に照らしても、このことに変わりはない。 以上のことは、特定の法人の法人設立届出書等の提出の有無についても同様である。そして、具体的な不利益の有無について検討しても、法人設立届出書等を提出した法人は、法人税法 1 4 8 条等に基づく法人としての義務を履行したものであって、その事実が明らかになることにより経済的その他何らかの利益が害されるということはおおよそ考えられず、また、法人設立届出書等を提出しなかった法人は、上記規定に違反したものであって、その事実が明らかになることによって取引上その他何らかの不利益を被ることになっても、受忍すべきものと考えられることから、正当な利益を害されたものとは言えない。 したがって、特定の法人が法人設立届出書等を提出した事実の有無は、法 5 条 2 号イの不開示情報には当たらない。
57	答申 1 4（行情）4 6 9 「医薬品製造承認事項一部変更承認申請に係る資料概要の一部不開示決定に関する件」 ・ 企業側の不服申立て（逆 FOIA）に対し、厚労省が開示するとした部分について、企業独自のノウハウとして不開示を認めた例	4 不開示情報該当性について (1) 法 5 条 2 号イ該当性 (略) 異議申立人は、試験方法 1 及び試験方法 2 については、不開示主張部分に記載されている手法を用いて有効成分の化学構造が未詳である本件医薬品の有効成分が消化管から吸収され血液中に移行していること等を、いずれも薬効（鎮痛作用）を基準として直接示した点において画期的であり、また、仮に当該手法を構成する方法の一部に厚生労働省が定めるガイドライン等に記載されているものが含まれていたとしても、それらを組み合わせて行っているという点などにおいて新規性があるものである旨主張する。 そこで、当審査会が、①本件医薬品のような有効成分の化学構造が未詳である経口医薬品（いわゆる漢方生薬製剤を除く。）が存在するか否か及び②当該経口医薬品の消化管吸収を証明した試験方法と

		して本件医薬品と同様の方法により行われた試験データが承認申請の添付資料として提出され、承認された事例があるか否かについて諮問庁をして可能な限りの調査を求めたところ、①有効成分の化学構造が未詳である経口医薬品は他に一件あるものの、②当該医薬品を含め、これまでに薬事法に基づき承認等がなされた医療用医薬品において、消化管吸収を証明した試験方法として、本件医薬品と同様の方法により行われ、承認された事例については、確認できなかった。また、当審査会が行った参考人からの意見聴取等によっても、消化管吸収を証明した試験方法として、本件医薬品と同様の方法により行われ、承認された事例は、極めて類似した方法を含め一例もないということが確認された。 以上のことから、本件医薬品は、有効成分の化学構造が未詳である経口医薬品という点において特異なものであり、当該有効成分の消化管吸収を証明することを目的として本件医薬品の製薬企業が開発した試験方法1及び試験方法2における不開示主張部分は、当該試験方法の具体的な条件等当該企業の独自のノウハウであり、前例のない極めて独自性の高い情報と認められる。 また、異議申立人は、試験方法1及び試験方法2については、多大な費用及び時間をかけて考え出した重要な企業ノウハウを含む試験方法であって、本件医薬品の承認申請に係る関係資料を機密書類として保管し、閲覧又は複写に当たっては、許可願の提出及び管理担当者の立会いを要する等、厳重に管理しているとしている。 このようなことにかんがみれば、試験方法1及び試験方法2における不開示主張部分が公になれば、本件医薬品又は有効成分の化学構造が未詳である経口医薬品の後発品について、後発品製薬企業が苦勞することなしに、容易に同様の手法を用いて薬物動態試験等を行い、薬事法に基づく承認申請を経て、承認を取得するおそれがあり、当該後発品の大幅な開発期間の短縮、開発費用の低減等につながる可能性もあると考えられる。仮にこのようにして、本件医薬品の後発品が承認され、販売が行われるようになった場合、従来後発品が存在しなかった本件医薬品の製薬企業にとって、本件医薬品の製造・販売に与える影響は大きく、多大な損害を被るおそれがあると認められる。 したがって、異議申立人による不開示主張部分は、公にすることにより、本件医薬品の製薬企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。 (2) 法5条2号ただし書該当性 厚生労働省が定める「医薬局の保有する情報の公開に係る開示・不開示基準」において原則開示とされているように、一般的に、医薬品の吸収、分布、代謝及び排泄に係る情報は、製造方法及び規格などのような製造・生産に係る情報と異なり、当該医薬品が生体内に入ってから、どのような挙動でどのように作用するのかを明らかにする情報であるため、適正に使用されるために医療関係者等に広く情報提供されるべきものと考えられる。 しかしながら、本件医薬品に係る不開示主張部分の情報は、臨床
--	--	--

		試験によって示された本件医薬品の有効性等を補完するため、人では実施できない本件医薬品の消化管吸収等の証明を動物を用いて行って得られたものであり、本件医薬品の人における安全使用に直接、重大な影響を与える情報とは言えず、不開示主張部分を公にすることによって保護される人の生命、健康等の利益と、当該情報を公にしないことによる当該製薬企業の利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が後者のそれを上回るとは言えない。 したがって、本件医薬品に係る不開示主張部分の情報は、法5条2号ただし書の人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報には該当しないと認められる。
58	答申15（行情）41 「特定訴訟に係る国側訴訟代理人弁護士と国との間の訴訟代理等に関する文書の不開示決定に関する件」 ・ 選任弁護士の報酬額について、法5条2号イ及び6号ロ該当性を否定	2 法5条2号イ該当性について （略） このうち、選任弁護士に支払う報酬額について、諮問庁は、顧客としての依頼者に対する当該弁護士の見方、評価を示すものとならざるを得ず、当該弁護士の事業活動の方針をも推知させるものであるとするが、選任弁護士に支払う報酬額は、上記諸種の事情を勘案して国と当該弁護士との協議の上で決定するものであっても、国において過去の同種実例、訴訟内容の難易度、選任者の訴訟追行能力（国又は行政庁を代理するにふさわしい品格等を含む。）等を考慮し、最終的には予算の範囲内で決定されるという性格のものであることにかんがみ、本件の報酬額が公になったとしても、当該弁護士の事業活動の方針が明らかになるというようなことは考えられず、また、その全貌を推知させることにもならないと認められる。 また、当該報酬額について、諮問庁は、本件対象文書を公にした場合、当該弁護士の国以外の依頼者が自己の約定した報酬額と比較し、同弁護士の事業活動上の方針等における自己の位置付けが相対的に低く、そのため相対的に高額な報酬の支払を求められているとみて、同弁護士に不満、不信感を抱くおそれがあると主張している。しかし、選任弁護士の報酬額は上記のとおり決定されるものであり、予算上の制約から一般の場合より低額にならざるを得ないこと、そのことについて社会的に共通の認識があり、あるいは容易に一般の理解を得られるとみられること、選任弁護士が担当する事件の特殊性から民間の事件と比較することが事実上困難であること、本件対象文書には選任弁護士への報酬額算定に当たって考慮された事項等などは一切含まれていないものであることにかんがみれば、諮問庁の主張するおそれはないものと言える。 したがって、本件対象文書のうち②の部分についても、これらを公にしても、当該弁護士の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本件対象文書は法5条2号イの不開示情報には該当しない。 3 法5条6号ロ該当性について 諮問庁は、本件対象文書を公にした場合、事務の性質上、契約又は争訟に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとして、法5条6号ロ該当を主張している。しかし、本件対象文書の①及び②の選任弁護士に対する報酬額を

		除いた部分については、その記載内容が上記2のとおりであることから、当該主張は妥当性を欠いているものである。したがって、以下、選任弁護士に対する報酬額の同号ロ該当性を検討する。 諮問庁は、本件対象文書を公にした場合、他の選任弁護士が、自己の報酬額と比較し自己に対する評価が低いとみて、法務大臣ないしは訴訟を担当する法務局等に不満、不信感を抱くおそれがあるとともに、他の事件について当該弁護士を選任しようとしても協力を得られなくなり、国又は行政庁の当事者としての地位が不当に害されることになるなどとしている。 しかし、選任弁護士の報酬額は上記のように、様々な要素を考慮し予算上の制約の下に決定されるものであって、個々の案件について、受任した選任弁護士が当該訴訟の内容等に見合った正当な報酬額でないことについて不平不満を言うことは考えられるものの、本件対象文書を公にすることにより、他の選任弁護士が自己の報酬額と比較し自己に対する評価が低いとみて、当該訴訟の内容等に基づく考慮要素の違いに理解を示さず、以降選任弁護士としての協力を消極的になる等、国と当該弁護士との信頼関係が損なわれる事態が起こり得るものとは認められない。 現に、諮問庁が複数の法務局を抽出して把握したところによると、選任弁護士がその報酬額が担当訴訟の内容に比べ低額であることについて法務局等に不満あるいは意見を述べる例はあるものの、その報酬額を原因として辞任した例はみられないところである。 選任弁護士に対する報酬額については、当該訴訟の難易度、行政に及ぼす影響、当該弁護士の実績、専門性等に対する委任者としての国の認識、評価が反映されている側面は否定できないところであるものの、本件対象文書の場合、算定に当たって考慮された事項等は一切含まれておらず、これが公にされたとしても、直ちに、国と当該弁護士の信頼関係が損なわれるという蓋然性はないものと認められるものである。 したがって、選任弁護士に対する報酬額を公にした場合、諮問庁の事務の性質上、契約又は争訟に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められず、本件対象文書は法5条6号ロの不開示情報には該当しない。
59	答申15（行情）48 「特定の自動車登録番号に係る自動車検査証再交付申請書等の一部開示決定に関する件」 審査請求人の印影は、仮に偽造されたものであっても、これを公にすれば、審査請求人の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当すると判断したもの	2 不開示情報該当性について （略） 本件対象文書のうち、審査請求人が開示を求めている審査請求人の印影は、委任状及び理由書（以下「委任状等」という。）に、審査請求人の名称、住所及び代表取締役の氏名とともに、法人の代表者印として押捺されているものであると認められる。 委任状は、本件代理人に対して審査請求人から本件申請に関する権限を委任したことを証する文書であり、また、理由書は、審査請求人が使用者である自動車の自動車番号登録標の再交付を求める理由が記載された文書である。 そして、委任状等については、上記の申請書とともに、国土交通省近畿運輸局大阪陸運支局に対して提出され、同支局に受理され、審査の結果、いったんは真正なものとして、自動車検査証の再交付、自動

		車登録番号の変更及び同番号標の交付がされたものであるという事実が認められる。 特に、委任状等には、審査請求人の印影以外に、同支局が申請手続を処理する中で日常的に数多く確認するであろう自動車販売会社の代表者印も本件自動車の所有者欄に押捺されており、それに基づき、印影の真正も含めてその形式的な不備をとがめることなく、同支局が手続を進めていったという点も勘案すると、委任状等に押捺されている審査請求人の印影は、それが真正なものか、偽造されたものかはともかく、陸運支局等における自動車登録又は検査という公的な認証を得るための手続において、その記載事項の内容が真正なものであることを認証するものとして、また、それにふさわしい形状を備えたものとして扱われたものであると言える。当審査会が委任状等に押捺されている印影を見分したところにおいても、そのような外形を有するものであることが認められる。 また、本件対象文書に押捺されている印影と審査請求人が使用している印影とが仮に異なるものであると認められるとしても、委任状等を含む本件対象文書が真正な代理権を持たない者により、自動車登録番号標を詐取する目的で作成されたものであるという事情は、審査請求人及びその関係者のみが知り得るものであり、法による開示は、何人に対しても、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うことなく行われ、また、開示請求対象文書の作成等された事情、背景等を示した上で開示されるものではないことから、審査請求人の印影が開示されるとなると、本件印影を悪用して契約等の法律行為が行われる可能性があることは否定できないところである。 以上のことから、審査請求人の印影は、仮に本件の印鑑が偽造されたものであったとしても、これを公にすれば、審査請求人の正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、法5条2号イに該当することから、不開示とするのが相当である。
60	答申15（行情）175 「開示決定等に係る決裁文書の不開示決定に関する件」 請求文書の記載部分が新聞社の取材活動の手法を明らかにするものとして不開示を認めたもの	2 不開示情報該当性等 （略） （1）本件請求書 （略） ア 法5条2号イ該当性 特定法人は、本件開示請求に係る法13条1項に基づく第三者意見照会で、本件請求書には同法人が事前に独自に取材した開示請求内容に関する記述が含まれている旨主張している。 諮問庁は、i) 特定法人による開示請求は、一般に知り得る以上の内容を摘示したものであったこと、ii) 本件事案に関する他者からの開示請求と比較しても、より具体的な文書名を摘示して行っているものであり、同法人の独自の取材成果に基づくものであると判断されたこと、iii) 同法人による報道は、請求を行った事実とその結果を示したものであって、同法人の行った請求の具体的な内容までを示したのではなく、当該報道がなされたことをもって、同法人の取材成果の内容が既に明らかとされたものではないと思料されたことなどを挙げて、本件請求書の請求する行政文書の名称等欄の記載に、同法人の取材活動の成果が含まれて

		いると判断し、本件請求書が公にされると同法人による取材プロセスが明らかになることから、法5条2号イの不開示情報に該当するとしている。 本件請求を行った特定法人の名称、事務所所在地については、同法人は、本件開示請求及びこれに対する本件不開示決定を受けて、法5条3号等を理由に不開示決定を受けた旨を自ら報道しているため、これを公にしても、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、同条2号イには該当しない。 次に、請求する行政文書の名称等欄について検討する。 本件請求書を見分すると、請求する行政文書の名称等欄には、請求対象文書名の一般的記載のほか、括弧内により具体的な文書名を例示した記載があると認められる。 内閣官房報償費の支出について特定法人が行政文書開示請求を行ったことは、既に報道により公にされていると認められ、当該報道においては、上記の一般的記載とはほぼ同様の開示請求内容が示されていることから、当該一般的記載については、これが公にされても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを認めることができない。 他方、当該括弧内の記載には、諮問庁が主張するように、開示請求の時点においては、一般に知り得る以上の内容を摘示したものであり、特定法人の独自の取材活動の成果であると認められ、かつ、当該記載について同法人が報道等により自らこれを明らかにしたといった特段の事情は認められない。 そして、このような情報が開示されると、特定法人がどのような文書名を示して開示請求を行ったのかという取材活動の手法が明らかになるとともに、どのような情報を収集したかといった取材の成果を推測させるおそれが生ずることは否定できず、当該情報は、報道機関たる同法人にとって、公にすることにより、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、法5条2号イの不開示情報に該当するものと認められる。
61	答申15（行情）311 「平成13年9月1日から30日までに東京中央労働基準監督署が収受した時間外労働・休日労働に関する協定届の一部開示決定に関する件」 公的企業と民間企業について、法5条6号ホ及び同条2号イ該当性の判断基準を区別したもの	4 不開示情報該当性 本件対象文書には、上記2で述べたとおり、民間法人のほか、特殊法人並びに国及び地方公共団体が経営する企業から提出された協定届等が含まれているが、国が経営する企業である（開示決定当時）郵便局等については、諮問庁が開示することとしているので、以下、地方公共団体が経営する企業（以下「地方公営企業」という。）及び特殊法人（以下、両者を「公的企業」という。）並びにその他の法人（以下「民間企業」という。）について、判断する。 (1) 公的企業から提出された協定届及び更新届等について イ 法5条6号ホ該当性について 法5条6号ホで定める不開示情報は、同条2号イにおいて民間企業等における競争上の地位等を害するおそれのある情報を不開示とすることとしていることと同様に、公的企業の企業経営上の正当な利益を保護するために、これを害するおそれがあるものを不開示とする趣旨と解されるが、公的企業の性格等にかんが

		み、民間企業の場合に比べ、おのずからその判断の基準が異なることになるものと考えられる。 本件において、公的企業に係る文書のうち、協定届及びその添付資料には、民間企業から提出された協定届等と同様に、時間外又は休日労働をさせる必要のある具体的事由、業務の種類、労働者数が記載されており、これらは、民間企業の場合と同様、当該公的企業の人事や経営管理に係る内容であると認められる。しかしながら、公的企業は、通常、法令等で定められた事業目的に沿って、一定の範囲内で業務を行うこととされていることからすれば、協定届等に記載された上記内容は、当該業務の性質上通常想定される範囲内のものであるとすることができ、当該公的企業独自の、他に秘匿すべき経営ノウハウであるとまで言うことができるかどうか疑問であるのみならず、当審査会において、本件対象文書を見分した結果によっても、当該部分に記載された内容について、その記載の程度からすれば、これが公になったとしても、公的企業が事業を運営するにあたって、当該公的企業の人事戦略や経営戦略に不当に不利に働くことがあるものとは認められない。 したがって、公的企業の協定届及びその添付資料のうち、事業の種類、事業の名称、事業の所在地、時間外又は休日労働をさせる必要のある具体的事由、業務の種類及び労働者数は、公にしても、その企業運営上の正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、法5条6号ホの不開示情報には該当しない。 また、更新届についても、協定届と同様、当該届に記載された事業の種類、事業の名称、事業の所在地に係る情報が、当該公的企業のノウハウに関するものとは認められず、法5条6号ホの不開示情報には該当しない。 (2) 民間企業から提出された協定届等（更新届を除く。）について イ 法5条2号イ該当性について 本件対象文書には、上記2記載のとおり、特定の企業の内部における時間外・休日労働に関して、時間外・休日労働が必要となる事由、具体的業務、対象となる労働者数、延長時間（日、月、年単位）・休日が具体的かつ詳細に記載されている。 これらの記載事項は、上記のように当該企業における労働条件の内容を示すとともに、使用者が事業を遂行するため、どのような人事戦略を持ち、どのような経営管理を行うかという、専ら当該企業独自の企業戦略ないし企業経営のノウハウにかかわるものと言うことができる。したがって、本件対象文書が公にされた場合には、当該企業との競争上の地位にある他の企業にとって、当該企業の人事管理や経営管理に関する情報の収集が容易となり、今後の人材獲得等の人事戦略や経営戦略の展開に不当に有利に働き、当該企業が不利益を受けることがあると考えられる。したがって、本件対象文書のうち、上記2記載の①から⑤までの情報については、開示することにより当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるので、法5条2号イの不開示情報に該当する。
--	--	---

		また、上記2に記載された⑥及び⑦のうちの職名の印影並びに⑧の法人又は労働組合の印影については、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであって、当該企業又は団体における契約書や申請書など特定の書類に限定して用いられるものであり、当該企業等においてむやみに公にしているものと認められる。したがって、これらが公にされた場合には当該企業等の各種書類の作成等に悪用されるなどして、当該企業等の正当な利益が侵害されるおそれがあると認められるので、法5条2号イの不開示情報に該当する。 なお、①から⑤までの情報中、不開示とされている部分について、その一部を更に開示することの可否について検討すると、本件においては、既に原処分において、延長することができる時間や労働させることができる休日など経営ノウハウの一部が開示されており、「事業の名称」等を不開示としても、その他の不開示部分を開示することによって、その記載内容からどのような企業から提出された協定届であるかを推認することが可能となれば、当該企業の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、これらの部分を開示することはできないと言うべきである。 (3) 民間企業から提出された更新届 本件対象文書に含まれる36協定の更新届は、協定を締結する期間のみが記載されているものであり、上記(2)イで判断した協定届と異なり、企業独自の企業戦略ないし企業経営のノウハウに関する情報とは認められない。したがって、更新届に記載された①事業の種類、②事業の名称、③事業の所在地は、法5条2号イ及び同条6号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。
62	答申15（行情）314 「特定会社に対し横浜税関が実施した事後調査の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 税関による事後調査の事実の有無を明らかにした場合の法5条2号イ該当性を認めたもの	2 本件対象文書の存否応答拒否について 本件開示請求は、上記1のとおりであり、その存否を答えることは、特定の会社が税関から事後調査を受けたという事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。 以下、特定の会社が事後調査を受けた事実の有無の情報の不開示情報該当性について検討する。 (1) 法5条2号イ該当性について 審査請求人は、事後調査を行った事実が、必ずしも当該輸入者にとって不利益となるものでないことは、事後調査の趣旨から判断して諮問庁自身が認めていることであり、仮に事後調査の事実を一般に推測させたとしても、そのことが直ちに当該輸入者に不利益をもたらすことにはならず、法5条2号イに該当しない旨主張する。 しかしながら、全国で90万を超える多数の輸入者が存在する中で、税務行政を担当する限られた人員で効率的な方法により、より多くの効果的調査を実施する必要から、調査対象の選定については、高額・悪質な非違が見込まれる者を優先的に行うなど、一定の選定基準等に基づいて調査対象者を選定しており、選定された企業においては適正な事務がされていない蓋然性が高いと言える。 現に、調査結果からしても、事後調査が実施された企業の多くは、何らかの非違事項を指摘されており、中には悪質な事例もまみ見られることも事実であり、事後調査においては不適正な事項が高い確

		率で指摘されていることから、事後調査は、世間一般から重く受け止められていると考えるのが相当である。 その他、税務調査については、違反の事実があった場合に新聞で報道されること等があり、広く一般に知られているが、税務調査を受けたこと自体が、全体として消極的に受け取られているのも事実であると認められる。 したがって、上記のとおり、事後調査を受けた企業は、必ずしも悪質な業者とまでは言えないものの、何らかの問題がある又はその可能性が高い企業と受け取られる蓋然性が高いものと認められる。 よって、昨今、企業活動における法令遵守（コンプライアンス）が重視されている中であって、特定の会社の事後調査の事実の有無を明らかにした場合には、取引先が当該会社に警戒心をもって臨むこと、あるいは契約交渉において支障が生じることが予想されるなど、当該会社の事業活動、営業活動に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであり、当該事実の有無の情報は、これを公にすることにより、当該会社の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。
63	答申15（行情）325 「大阪防衛施設局の交際費に係る支出計算書附属証拠書類の一部開示決定に関する件」 支出関係資料の印刷業者の金融機関名・口座番号について、平成14年9月12日最高裁判決の飲食業の場合と違い、広く知れ渡ることを承認しているものではないと不開示を妥当としたもの	2 不開示情報該当性について (1) 金融機関名、店舗名、預貯金種別、口座番号 特定法人の預金口座に係る金融機関名、店舗名、預貯金種別及び口座番号（以下「口座番号等」という。）の情報は、法人に関する情報であって、一般的には、取引相手方等当該法人の業務上必要な範囲で明らかにされているものの、本来は、いわゆる内部管理情報として、その開示の可否、範囲を自ら決定することができる性質のものと考えられるが、具体的に口座番号等の情報が、法5条2号イに該当するかどうかについては、利用目的・実態、顧客等一般への周知状況、犯罪のおそれなどを総合的に勘案して判断する必要がある。 当該営業所の預金口座の利用目的・実態等について、諮問庁を通じた本件法人の説明によれば、①当該営業所で使用している預金口座は、一つのみで、取引先からの振込、本社と営業所の決済等を行う総合口座として使用しているものであって、一般の顧客からの振込み専用口座ではないこと、②本件のような当該営業所が取引相手方の官公庁あてに発行する請求書には、当該口座番号等が刷り込まれているわけではなく、当該営業所が別途当該口座番号等を通知し振込をしてもらっていること、③ただし、民間企業等の口座振込のために用いる本社名義の請求書には、当該営業所を含めて本社、支店、営業所のすべての口座番号等が印刷されているが、当該法人の口座振込みによる決済は、取引相手方の便宜、信用度などを考慮した上で、特定の取引相手方との間のみで行っていることが認められる。 このような預金口座の利用目的、実態等を勘案すれば、本件事案における当該口座番号等は、内部管理情報としてみだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと認められ、当該情報を開示した場合、当該法人の正当な利益を損なうおそれがあるものと認められる。

		さらに、最近においては、一方的に入金して取り立てる「押し貸し」、インターネット機能を使用した他人の口座から架空名義口座への入金詐欺等、他人の口座を利用した犯罪行為等も発生している上、口座番号のみから個人あるいは法人のさまざまな情報を取得することを業とする会社まで存在するに至っている状況を考えると、上記おそれは強まっていると言わざるを得ない。 以上により、本件法人の特定の営業所の口座番号等は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と認められ、法5条2号イの不開示情報に該当する。 なお、審査請求人は、平成14年9月12日最高裁判決（奈良県食糧費情報公開請求事件）を引用し、「支出決定決議書」に記載された本件法人の特定の営業所の口座番号等を開示すべきと主張するが、同判決は不特定多数の者が新規に顧客となり得る一般的な飲食業者において、請求書に記載した口座番号等が広く知れ渡ることを容認している実態にかんがみて判示しているものであり、本件とは明らかに法人の業務態様、口座番号の管理状況等が異なるものである。
64	答申15（行情）688、689 「特定専門学校における授業の改善等に関する文書の一部開示決定に関する件」 行政指導の対象となった法人の情報につき、法5条2号イ該当性を認めたもの	3 不開示情報該当性について (1) 法5条2号イ該当性について ア 本件事案は、平成11年当時、特定学校法人が経営する電気工事士の養成施設として指定を受けた特定専門学校について、匿名の投書及び実名での文書が通商産業大臣に送付されたことを契機とし、中国局（中国通商産業局）における検討及び調査の結果を踏まえて特定学校法人側に必要な対応を執るよう求めたものである。（略） これに対して、（イ）（匿名の投書の具体的内容）ないし（キ）（特定学校法人が行った調査の内容及び行政庁の指導等に対する特定学校法人の対応状況）の各記述には、特定学校法人に関し、どのような投書が出され、それに対して、行政庁が、いつ、どのような点に着目してどのような調査を行い、その結果、特定学校法人に対してどのような対応を求めたかが分かる当該法人に関する情報（以下「本件詳細情報」という。）が含まれており、本件詳細情報については一般に広く明らかにされているものとは認められない。本件詳細情報を上記（ア）の特定学校法人の名称等その特定につながる情報と共に明らかにした場合、特定学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できないものと言うことができるので、本件詳細情報はいずれも法5条2号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。（略） イ（略） また、諮問庁は、国会質問において特定学校法人の実名を明らかにして通達に違反した授業を行っていたことにより改善指導を受けていたことが指摘され、議事録等により公になっていること、さらに、国民生活審議会消費者政策部会公益通報者保護制度検討委員会報告書の参考資料の中に、理事長による出勤簿等の書

		き直しの指示があった旨の記載がなされている旨主張している。本件事案が特定学校法人に関するものであること自体は一般に明らかになっているものと認められるが、国会質問の議事録においては、質問者が質問の冒頭にその事実に触れただけであって、諮問庁が質問者の質問の内容を受けて詳細に事実を明らかにしたわけではなく、また、質問の内容も特定学校法人の通達違反そのものにかかわるものというより、投書を行った者の取扱いに関するものであり、詳細な内容が明らかになっているとは認められず、このことのみをもって本件詳細情報が一般に公になっているとまでは言えない。また、国民生活審議会消費者政策部会公益通報者保護制度検討委員会報告書の参考資料についても、その詳細な内容が明らかになっているものとは認められず、このことをもって、本件対象文書において、本件詳細情報を公にしても特定学校法人の正当な権利・利益を害するおそれがないとは認められない。 (略) ウ さらに、諮問庁は、特定学校法人は、中国局が実態調査を行った際、事実を隠ぺいするという悪質な行為を行っており、こうした悪質性の高い事案について、対応を求められたことが公になっても、直ちに特定学校法人の権利・利益等正当な利益が損なわれると認めるのは相当ではないと考えられる旨説明する。 特定学校法人のような専門学校における学校運営に種々の問題が認められた場合に、悪質性の高いものについては、その違反者名又は違反内容を公表するということは考えられないことではない。しかし、審査請求人は、当該行政指導に従い、必要な措置について対応済みであり、その後4年以上経過していることなどを考慮すると、本件詳細情報が現時点で改めて公になれば、当該特定学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。
65	答申16（行情）22 「特定の会社から旭川労働基準監督署に提出された解雇予告除外認定申請書等の不開示決定に関する件」 解雇予告除外認定申請に係る労働基準監督署の認定・不認定について正当な利益侵害を認めたもの	2 不開示情報該当性について (1) 法5条2号イ該当性について ア ①認定申請に係る決裁文書（伺い）について 当該文書には、決裁者の職及び印影、「署長判決及び意見」,「署長判決及び意見」の年月日、整理番号、許可番号、立案年月日、決裁年月日、施行（施工）年月日、調査官の職氏名及び印影、伺い文、申請事項、申請年月日、申請者（所在地、申請事業場名、代表者職氏名）,「調査年月日」,面接者職氏名,「調査事項」,「その他参考事項」,調査官意見等が記載されている。 (ア) 「調査年月日」,面接者職氏名,「調査事項」及び「その他参考事項」について 「調査年月日」には、調査年月日及び調査対象者氏名が,「調査事項」には、労働者の責めに帰すべき事由、処理経過、申請人の供述内容、被申請人の供述内容及び労働基準監督署の調査官の事実認定内容が、また,「その他参考事項」には、特定の会社の本事案についての対処方針が詳細に記載されている。 面接者職氏名を含め、これら特定の個人に係る詳細な労務管

		理に関する情報は、企業経営上の内部管理情報であって、通常、秘匿されるべきものであり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが相当である。
○	[参考答申] 答申16（行情）67 「神戸税務署における業種別（売上階級別・特前階級別）件数表（平成11年、12年及び13年分）の不開示決定に関する件」 ・ 特定の税務署における特定の業種の申告状況を示す件数表について個人を特定することができないことを認めたもの ・ 特定の税務署における特定の業種の申告状況を示す件数表について個人の権利利益及び正当な利益を侵害しないことを認めたもの	整理番号4の答申参照
66	答申16（行情）112 「特定会社の採掘権に係る施業案認可申請書及び認可書の一部開示決定に関する件」 ・ 施業案認可申請書記載の鉱床の規模等について法5条2号イ該当性を認めたもの ・ 逆FOIAにおいて、諮問庁が原処分を変更して不開示とすべきであるとしている部分について、参加人である開示請求者が不開示を支持している場合には、審査の対象にならないとした上で、施業案認可申請書記載の鉱床の規模等について法5条2号イ該当性を認めたもの	1 本件対象文書 本件対象文書は、鉱業法63条2項及び同法施行規則27条に基づき、鉱業権者が処分庁に提出した特定鉱山に関する施業案認可申請書及び処分庁が交付した同申請に対する認可書（案）で、鉱山の所在地及び面積、採鉱又は採鉱に関する事項、運搬に関する事項、選鉱及び製錬に関する事項、操業上の危害予防に関する事項等の情報が記載された文書である。 審査請求人は、処分庁が開示することとした部分（上記第3の1に記載されている部分以外の部分）のうち、「3 鉱山の名称」及び鉱区位置図を除いた部分の開示を求めている。 一方、諮問庁は、本件決定を変更し、「7 選鉱及び製錬に関する事項」の選鉱の方法及び選鉱系統図を開示とすることとしており、また、参加人はその判断を支持している。 したがって、①法人の印影、②「3 鉱山の名称」、③「5 採鉱または採鉱に関する事項」のうち一年間における粗鉱の採掘予定量の数値、④「7 選鉱及び製錬に関する事項」のうち選鉱の方法、⑤「7 選鉱及び製錬に関する事項」のうち正常操業時に産出される精鉱及び製品の種別別産出量予定量並びにその予定平均品位の数値、⑥「9 重複鉱区又は隣接鉱区の鉱業権者との操業に関する事項」の「鉱山組織表」のうち個人の氏名及び役職名、⑦「9 重複鉱区又は隣接鉱区の鉱業権者との操業に関する事項」のうち粗鉱量と選鉱及び製品の種別別産出量の数値、⑧貸借対照表のうち要旨に該当しない部分、⑨損

		益計算書，⑩申請書に添付されている鉱区位置図，⑪申請書に添付されている選鉱系統図，⑫申請書に添付されている選鉱場設備配置図のうち設備の配置並びに電動機出力及びその数については判断する必要はない。 そこで，以下，上記各部分を除いたその余の部分について，本件対象文書を見分の上，法5条2号イの不開示情報該当性について検討する。 2 不開示情報該当性について (略) (2)「5 採鉱または採鉱に関する事項」について (略) イ 「(2) 主要な鉱床の位置，走向，傾斜および厚さ」について 「(2) 主要な鉱床の位置，走向，傾斜および厚さ」のうち，「③ 鉱床の規模」並びに「④ 鉱量および予定平均品位」には，鉱床の規模，採掘を予定している総鉱量及びその平均品位が記載されている。これらの情報は法人の資産に関する内部管理情報であり，通常公にされていない情報であると認められる。 諮問庁は，具体的な採掘計画が明らかにされていないことから，鉱業権者の生産計画や販売計画を推測することは困難である旨説明するが，事業の規模等の与件となる情報が記載されていることからすれば，具体的な採掘計画が明らかにされていないことをもって，直ちに鉱業権者の生産計画等を推測することが困難で，当該法人の正当な利益を害するおそれがないとは言えない。 したがって，「③ 鉱床の規模」並びに「④ 鉱量および予定平均品位」は，公にすることにより，当該法人の正当な利益を害するおそれがあり，法5条2号イに該当すると認められるので，不開示とすべきである。また，その余の部分は一般的な事項であり，鉱業権者の生産・販売計画，販売戦略が推測されるおそれがなく，同号イには該当しないと認められるので，開示することとしたことは，妥当である。
○	[参考答申] 答申16（行情）448～477 「特定会社報告書資料「特定製剤使用症例調査を再度徹底のこと」の開示決定に関する件（第三者不服申立て）外4件」 ・ 特定製剤の納入先医療機関の名称等について正当な利益侵害該当性を認めたもの	整理番号48の答申参照
67	答申17（行情）382，383 「特定会社に係る一般労働	（383号） 2 不開示情報該当性について (略)

	者派遣事業許可有効期間更新申請書等の一部開示決定に関する件外1件」 許可事業の廃止届出及び破産宣告により2号イ該当性を認めなかったもの	このように、特定会社は、本件開示請求が行われた時点より前の上記日時に破産宣告を受け、その直前には一般労働者派遣事業の廃止の届出をしており、現在は、破産管財人による債権者への配当等の清算手続が継続中であると認められる。 旧破産法4条においては「解散したる法人は破産の目的の範囲内に於ては仍存続するものと看做す」と定められており（新破産法附則3条により、新法の施行の日である平成17年1月1日より前に破産の申立てがされた特定会社の破産事件については、旧破産法の適用があると考えられる。）、特定会社は、法人としてはなお存続していると言うことができ、清算手続の終了をもって破産終結の決定により消滅することになる。また、破産が強制和議により終了する場合には法人の存続が認められ（旧破産法311条）、同意破産廃止により終了する場合には法人継続の手続をすることが前提とされている（旧破産法348条）が、特定会社についてはこのような強制和議の可決又は同意破産廃止という事態は想定することができない。 以上の状況にかんがみると、特定会社が労働者派遣事業を再び営むということは、既に原処分の時点において、事実上なかったものと認めることができる。そうすると、特定会社に関する情報を公にしても、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはもはやなかったと言うべきである。 したがって、別紙に記載した部分については、これを公にしても、法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。
68	答申17（行情）579 「特定政治団体の設立趣意書及び被推薦書の一部開示決定に関する件」 既に解散した政治団体については、権利、競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれを考慮する必要はないと判断したもの	2 不開示情報該当性について (2) 法5条2号イ該当性について 本件対象文書に記載された特定議員及び特定個人の氏名は、同人ら個人に関する情報であるとともに、それら氏名は、特定政治団体の設立届に添付された文書に記載されていることから、法5条2号に規定する法人その他の団体に関する情報にも該当するものである。 諮問庁は、特定議員及び特定個人の氏名を開示すれば、特定政治団体の自律権や政治活動の自由を阻害し、その正当な利益を阻害することとなるとして、当該氏名は法5条2号イの不開示情報に該当すると主張する。 しかしながら、当該特定政治団体については、既に解散し、その旨が官報で告示されている事実が認められる。 したがって、このように既に解散した政治団体については、そもそも権利、競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれを考慮する必要はないものと認められる。 したがって、本件対象文書に記載された特定議員及び特定個人の氏名は、これを公にしたとしても特定政治団体の政治活動の自由、その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められないことから、法5条2号イに該当するとは認められず、開示することが相当である。
69	答申17（行情）636 「特定地番の国有地に係る	2 不開示情報の妥当性について (2) 落札金額について

	入札書及び入札筆記書の一部開示決定に関する件」 国有財産の一般競争入札の落札金額が法5条2号イに該当するかどうかは個別に判断する必要があるとした上で、2号イ該当性を認めた例	諮問庁の説明によると、本件入札は、林野庁の定めた国有林野等資産処分事務処理要領に基づき、一般競争入札により落札者が決定されたものであり、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって申込みをした者を契約の相手方としているもので、契約締結時に相手から同意を得て落札金額を公表しており、本件のように落札者の同意が得られなかった場合には、落札金額を公にしていない。 落札金額については、本件国有財産を一般競争入札により落札した法人又は事業を営む個人（以下「本件法人等」という。）に関する情報であり、国有財産の一般競争入札の落札金額が、法5条2号イに該当するかどうかは、当該契約の性質や落札金額を公にすることによる影響などから個別に判断する必要がある。 （略） 確かに諮問庁が説明するように、落札金額を公にした場合、本件法人等が所有する個別の資産の価値といった通常は公にされていない法人等の資産、経営状況に関する情報を公にすることになると認められる。本件法人等の経営（農業経営）の規模からすれば、これらを公にすることによって、取引先等から財務状況に対する憶測がされるほか、一般に秘匿されるべき資産評価や収益構造等の経営に関する情報の一端がうかがい知れることになり、本件法人等が当該土地（農地）等において、事業（農業）を営む上での権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。 以上のことから、落札金額については、法5条2号イに該当し、同条6号ロ及びホの不開示情報該当性を判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると認められる。
70	答申18（行情）109 「昭和聖徳記念館建設計画の内容変更等について等の一部開示決定に関する件」 著作権法18条3項1号の「別段の意思表示をした場合」に当たり、公表権を侵害する可能性があるととして、2号イ該当性を認めたもの	2 不開示情報該当性について （4）文書9の7枚目及び8枚目の表題部分と写真を除くすべての部分（御料儀装車の実測図（平面図及び側面図）） （略） 諮問庁は、当該実測図は、財団から記念館の展示企画の委託を受けた特定法人の著作物であり、当該法人は、自己の公表権を根拠に開示を望まない意思表示をしている旨説明する。 当該実測図が特定法人により作製されたものであることは、本件対象文書の他の記述等から確認することができる。また、当該実測図あるいはこれに相当するものが当該法人等により既に公表されていることをうかがわせるような事実は認められない。 以上のことからすれば、当該実測図については、著作権法18条3項1号に規定する「開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合」に当たり、特定法人が開示について同意したものとみなされないことから、これを公にした場合には、当該法人の著作権法上の公表権を侵害する可能性があり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。 したがって、当該部分は、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが相当である。
71	答申18（行情）417 「特定法人に係る柔道整復師養成施設設置計画書の一	3 不開示情報該当性について

	部開示決定に関する件」 学校法人が提出した財務計算書類について、私立学校振興助成法に基づき作成される計算書類における補助金収入に係る記載部分並びに貸借対照表における中科目及びそれに係る金額については、平成15年10月の文部科学省審議会小委員会報告の内容を踏まえ、法5条2号イに該当せず、開示すべきとしたもの	(2) 法5条2号イ該当性について ア 会計基準に基づき作成された計算書類について(略) (イ) 資金収支計算書及び消費収支計算書について 資金収支計算書及び消費収支計算書においては、いずれも大科目及びこれに係る金額が開示されており、大科目の内訳を構成する小科目及びこれに係る金額が開示とされている。 資金収支計算書及び消費収支計算書については、上記(ア)のとおり、財政及び経営の状況について真実な内容を表示することが求められており、これらの計算書類における小科目及びこれに係る金額は、本件学校法人の収支の詳細な内訳を示すものであることから、本件学校法人の経営状態を細部にわたるまで表すものであると認められる。 したがって、資金収支計算書及び消費収支計算書における小科目及びこれに係る金額については、学校法人の公的性格を考慮してもなお、これを公にすることにより、本件学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、法5条2号イの開示情報に該当すると認めるのが相当である。 ただし、資金収支計算書及び消費収支計算書における補助金収入の内訳を構成する小科目については、本件学校法人に対する何らかの公的資金による補助を示すものであること、また、文部科学省の大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会の平成15年10月10日付け報告書「学校法人制度の改善方策について」(以下「小委員会報告書」という。)によれば、学校法人が文部科学大臣に届け出た資金収支計算書及び消費収支計算書について法に基づく開示請求があった場合には、補助金収入については小科目及びこれに係る金額まで開示の対象とするとされていることを踏まえれば、これを不開示とする理由はなく、資金収支計算書及び消費収支計算書における補助金収入の内訳を構成する小科目及びこれに係る金額については、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。
72	答申18(行情)506 「特定銀行設立に伴う営業の免許申請書の一部開示決定に関する件」 - 不開示部分である、非上場会社である特定銀行の定款、その他一般に公にされることのない情報について、法5条2号該当を認めたもの - 株主総会議事録について、決算公告その他法令に	2 不開示情報該当性について (3) 文書3について ア 「(2)定款」 上記定款は、非上場会社である特定銀行のものであるところ、その全部が開示とされている。 一般に株式会社の定款は、目的、商号、発行株式総数等、その組織・経営活動に関する基本事項を定めたものであり、商法263条1項(本件開示請求当時)の規定により、株式会社の取締役は、定款をその本店及び支店に備え置かなければならないとされているものの、同条2項の規定により、これを閲覧できるのは株主及び債権者に限られている上、定款記載事項のうち公にされるべき事項は、商業登記法10条等に定める手続に従って開示されることとなっている。したがって、上場企業の場合その他特段の

	より公にされている情報等を除き、その大部分について法5条2号該当を認めたもの	事情がある場合を除き、定款記載の情報は、商業登記法の手続に従って公にされる場合のほかは、一般に公にされることのない情報であり、本件のような非上場企業の定款を公にした場合、当該法人の組織・経営の根本方針が明らかになるとともに、株主総会の決議事項の範囲、取締役会の決議方法など当該法人における重要事項に関する意思決定手続等が明らかになることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。よって、本件定款は、法5条2号イに基づき不開示とするのが相当である。 ケ 「(11)株主総会の議事録」 当該文書は、営業免許申請に添付された銀行免許取得前の特定会社に係る株主総会議事録及びその関係資料であり、諮問庁は表紙部分を除き、その全部を不開示としている。 諮問庁は、株主総会議事録は、株主及び会社債権者に限って閲覧権が認められていることから、その全部が法5条2号イの不開示情報に該当すると説明する。 諮問庁の説明するとおり、銀行免許取得前の一般事業会社が株主総会でどのような内容の審議を行い、どのような内容の決議等を行ったかに関する情報は、基本的には株主総会構成員及び会社債権者のみが保有すべき情報である。しかしながら、本件株主総会議事録を見分したところ、同議事録及びその添付資料中には、①会社の登記簿謄本その他既に開示されている記述から自明である情報、②決算公告その他法令により公にされている情報、あるいは③取締役の個人識別情報ではあるが、株主総会における活動として法令上の規定により又は慣行として公にされている情報、さらには、④上記①ないし③に密接に関連する情報で、これを公にしても特定銀行の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないものが含まれていると認められる。その情報部分は別紙記載のとおりであり、当該部分は、法5条2号イに該当しないことから開示すべきである。 上記株主総会議事録及びこれに付随する文書のうち、上記開示すべき部分を除いた部分及びその余の関係資料には、その全般にわたり銀行免許取得前の特定会社に係る内部管理情報が記載されているところ、当該不開示部分は、関係資料の名称等を含め、これを公にすることにより、特定会社を継承している特定銀行の経営戦略ないし経営能力の一端が明らかとなり、同行の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示が相当である。 (略) シ 「(14)最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書」 (ア) 諮問庁は、上記文書には特定銀行の経営状況を具体的に示す情報が記載されていることから、これを公にすれば、同行の事業活動の実態が明らかとなり、特定銀行の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イすると説明している。 (イ) 上記文書は銀行設立準備中の特定銀行の前身である非上場会
--	---	--

		社に係る各種計算書類であり、これらの書類は株主及び会社債権者に限って閲覧権が認められている上、会社の具体的な営業活動を数値で端的に示す文書であることから、後記（ウ）の開示すべき部分を除き、これを公にすることにより、銀行設立の手法の一端が明らかになるなど、特定銀行の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。したがって、（ウ）に該当する部分を除き、法5条2号イにより不開示とするのが妥当である。 （ウ）貸借対照表及び損益計算書等のうち、別紙記載部分については、銀行法20条等に基づく決算公告で公にされていることから、当該部分を開示しても企業の正当な利益を害するおそれを生じず、法5条2号イに該当しない。したがって、別紙記載部分については開示すべきである。
73	答申18（独情）12 「債務計上一覧表の一部開示決定に関する件」 ・ 弁護士の報酬金額等につき、独情法5条2号イ該当性を認めたもの	2 不開示情報該当性について （2）法5条2号イ該当性について （略） 損害賠償請求事件の着手金等の弁護士の報酬については、弁護士法の改正により、平成16年4月1日から、弁護士会の会則事項から弁護士の報酬に関する規定が削除され、紛争の実態、複雑性、解決の難易、対応できる弁護士の状況等に応じて個々の弁護士と依頼者が自由に協議して決めることができるようになっている。その結果、個別具体的案件における報酬金額については、紛争の実態、複雑性、解決の難易、解決に当たっての弁護士の貢献度、これに対する依頼者の評価、依頼者の資力等諸々の事情を勘案して決せられるものであり、個々の弁護士の当該事件及び依頼者に対する見方、評価、活動方針等のほかに弁護士事務運営上の経営方針が反映されることとなった。したがって、これらの事由は当該事件に固有の事情や弁護士業務の機微にわたる事柄というべきである。 本件契約の契約金額等が明らかとなった場合、本件契約を手がけた法人等が、今後、同種の弁護士業務の委任を受ける際の契約に影響を及ぼす可能性があり、当該法人等の営業活動上、不利益を受けるおそれがある。 また、国立大学法人化以降、訴訟事件については、大学側は直接弁護士に委任することとなったものであり、本件においては、医療過誤訴訟という専門的事件であることを勘案して報酬等を決定しているから、民間の病院等における同種訴訟事件に関する弁護士業務の委任契約の締結に類する事情がある。 本件対象文書について、諮問庁は、「支払先」及び「相手先」の各部分を開示することとしているので、契約相手先の法人等の名称が明らかになることから、諮問庁が説明するように、弁護士事務の運営に係る情報である契約金額等を開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。 したがって、「単価」、「税込金額」、「（消費税額）」及び「合計（消費税）」の各部分は、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められるので、これを不開示とすることが相当である。

74	答申 18 (独情) 26 「大阪医療センターに係る院内清掃に関する契約書等の一部開示決定に関する件」 ・ 契約金額について、法5条2号イに該当しないとしたもの ・ 契約金額について、法5条4号ニに該当しないとしたもの	2 不開示情報該当性について (1) 法5条2号イ該当性 ア 院内清掃の請負契約書 (契約o, 契約q及び契約r) について 確かに、WTO協定の字句のみをみると、公示するのは落札価額であるとされていて契約金額とはされておらず、また、同協定の実行を実質的に担保するために制定されている国立病院機構の「独立行政法人国立病院機構政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程」(平成16年4月1日規程第35号) 12条においても、公示するのは落札金額とされていて契約金額であるとはされていないことが認められるが、WTO協定の趣旨を踏まえれば、また、そもそも競争入札制度においては、通常、落札者と契約者及び落札価額と契約価額は同一であることからすれば、このような国立病院機構の説明は受け入れ難く、なおかつ、本件にあっては、落札価額と契約金額は現に同一となっていることから、契約金額は、実質的には既に公にされていることとなり、これを不開示とすべき理由は存在しないと言うべきである。 (2) 法5条4号ニ該当性 イ 院内清掃の請負契約書 (契約o, 契約q及び契約r) について 本件の院内清掃の請負契約については、上記(1)ア(ア)に示したとおり、そもそも、WTO協定に基づき、落札者を決定してから72日以内に落札者の名称や落札価額等を公示しなければならない義務を有しているものであること、あるいは、実質的にはそのようなものとみなすべきものであることから、これを開示することによって、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国立病院機構の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められず、法5条4号ニに該当すると認めることはできない。 ウ 定期建物賃貸借契約書 (契約dから契約lまで及び契約n) について 上記の法5条4号ニ該当性に関する国立病院機構の説明は、結局のところ、反復性が高く定型である同様な内容の契約を行うことが予定されている契約に係る契約金額については、これが予定価格を類推させるおそれがあるということに収斂するものと思われる。 しかしながら、本件の定期建物賃貸借契約の契約金額は、上記(1)イ(ウ)のとおり、仕様書において国立病院機構が自ら応募事業者に示したものであるから、応募事業者に明らかにされない予定価格とは、その性質を異にするものと思われる。 また、国立病院機構は、契約金額を開示すると、相場が判明して契約金額を下げ止まりにして収益増を図ることを困難にする旨の説明をするが、WTO協定や平成18年8月1日に見直された国立病院機構の新しい会計規程により、そもそも、「国立病院機構の支出の原因となる契約」については、自ら積極的に契約金額等を公表する措置が講じられているところ、今回の国立病院機構の説明を踏まえれば、これらの措置によって契約金額を公表す
----	---	---

		ることは、相場が判明して契約金額を上げ止まりにして、より安く物品やサービスを調達することを困難にしているということになるが、そのような状況にあるとは認められない。結局のところ、当該公表措置は、これを実施したとしても国立病院機構の事務事業上の支障は生じないことを前提として実施しているものと解さざるを得ず、そうである以上、本件の定期建物賃貸借契約のような「国立病院機構の収入の原因となる契約」についても、契約金額を開示したとしても、法5条4号ニに該当すると認めることはできない。
○	〔参考答申〕 答申18（独情）52 「特定企業から提出された住宅金融公庫業務受託申請書等の一部開示決定に関する件」 ・ 公的性格を有する受託業務の責任者の氏名について、一定の透明性が求められるとして1号ただし書きに該当し、開示すべきとしたもの ・ 特定の民間企業の定款の写しについて、当該企業の担う公的性格に照らしてその組織運営につき一定の透明性が求められる等として、法5条2号イの不開示情報に該当しないと判断したもの	整理番号27の答申参照
75	答申19（行情）192 「保安規程変更届出書の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」 ・ 逆FOIAにおいて、資源エネルギー庁が開示するとした部分について、審査請求人独自のノウハウとして不開示を認めたもの	2 不開示情報該当性について （1）情報区分1について 審査請求人は、当該部分には、審査請求人と特定電力会社が共同で考案した新たなビジネスモデルについて記載されているところ、当該ビジネスモデルについては関係者外秘としており、当該部分を公にした場合、審査請求人の電力コスト削減に関するノウハウが漏えいし、また、特定電力会社の個別事業者との取引内容が明らかになるなど、両社の正当な利益を害するおそれがある旨主張している。 これについて、当審査会において本件対象文書を見分したところ、別表の情報区分1には、審査請求人が主張するように、特定電力会社と審査請求人との間の電力供給の方式に関して、通常想定される方式とは異なる提供方式が記載されていることが認められ、当該提供方式は、特定製品製造上の重要なノウハウであり、特定製品製造における他社との競争上の差異化に必要な情報であると認められる。

		したがって、当該部分を公にした場合、審査請求人、特定電力会社及び特定委託元事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする審査請求人の主張は否定し難いことから、当該部分は法5条2号イに該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。 (2) 情報区分2について 審査請求人は、当該部分には、第三者が容易にビジネスモデルを想起し得る表現内容が記載されているところ、これを公にした場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨主張している。 これについて、当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該部分には、通常の電力供給の提供方式を採用した場合には記載する必要がない書類の名称が記載されていることが認められ、当該記載は、第三者が容易に上記(1)のビジネスモデルを想起し得る表現内容であると認められる。 したがって、これを公にした場合、上記(1)と同様の理由により、審査請求人、特定電力会社及び特定委託元事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする審査請求人の主張は否定し難いことから、当該部分は法5条2号イに該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。
76	答申19(行情)228～231 「平成17年度防衛庁職員採用I種試験実施結果等の一部開示決定に関する件」 - 防衛庁職員採用試験問題のうち民間の試験問題作成業者に委託して作成したものについて、民間業者と一切公表しないという契約をして提供を受けたという経緯を考慮し、開示された場合の民間業者の不利益を認定し、法5条2号イ該当性を認めたもの - 公務員採用試験の問題は本来公開されることが望ましいという観点から、契約条件の見直しなど将来的な公開について検討すべきと付言したもの	2 不開示情報該当性について (1) 文書1について (略) 公務員採用試験の試験問題は、近年においては、採用試験制度の透明性の向上を図る観点からも一般的に公開されている傾向にあると言え、本件採用試験についても防衛庁内部で作成した問題は開示されているなど、特定の試験問題だけについて、一般的な不開示情報該当性を見出すことは困難である。しかしながら、本件の場合、試験問題は一切公表しないという条件で、試験問題の提供に関して作成業者と契約を締結し、その条件を前提として作成業者から提供を受けた試験問題であることを考慮すると、これを開示した場合、そのことにより、出題傾向が類推されるなど、作成業者が試験問題作成時には想定していなかった影響が生じ、それを回避するための人的負担の増加など、当該作成業者の事業活動などに支障が出る可能性も否定できない。したがって、文書1の全部は、公にすることにより法人の正当な利益を害するおそれがある情報であり、法5条2号イに該当すると認められることから、不開示としたことは妥当である。 なお、公務員採用試験の試験問題は、本来、試験実施後には公開されることが望ましいものであることから、諮問庁においては、将来的に当該契約の条件を見直すなど、外部作成の試験問題の公開についても検討することが望まれる。
77	答申19(行情)319 「特定会社作成に係る特定登録農薬の薬効薬害試験成績資料代替書等の一部開示	2 法5条2号イ該当性について (略) 他方、諮問庁は口頭説明において次のとおり説明する。 ア 当該文書に記載されている試験項目等は、財団法人日本植物調節

	決定に関する件(第三者不服申立て)」 試験項目等, 各試験項目に対応する数的データ等について, 不開示とすべき重要なノウハウあるいは企業秘密といった性格のものであるとは認められず, 法5条2号イには該当しないとしたもの	剤研究協会がホームページで公表している「非農耕地における除草剤・生育調節剤試験実施基準」の基準に沿ったものにすぎないものであり, 試験担当場所及び試験実施場所を試験項目として設定したことについては, 販売する農薬に表示を義務付けているラベルの「適用場所」に「鉄道」と記載するために設定したにすぎないものである。 イ また, 各試験項目に対応する数的データ等については, 当該データ自体は公表されていないが, 「試験方法」, 「使用量」, 「試験結果(残草量対無処理区比(%)・被度・植被率等)」の数的データ等については, 農薬の登録事項に反映されており(適用雑草名, 使用時期, 使用薬量, 使用希釈水量, 使用方法等), これら登録事項は販売される農薬のラベルに記載することが義務づけられているものである。 さらに, 各試験項目に対応する数的データ等については, その抜粋版等を県の病虫害防除所等への農薬の説明の際の技術資料として使用するとともに, 農薬メーカーホームページ等への掲載が行われているところであり, 公表することが農薬メーカー業界の慣行となっている。 (略) このような諮問庁の説明を踏まえれば, 当該試験項目等, 各試験項目に対応する数的データ等は, そのいずれについても, 内容が公表されているか, あるいは, その内容が公表されることを前提として提出されるものであり, 異議申立人が嚴重に内部管理を行っているとは認められないことから, 当該情報は, 不開示とすべき重要なノウハウあるいは企業秘密といった性格のものであるとは認められない。 したがって, 諮問庁が不開示とするとしている試験担当場所及び試験実施場所を除いた情報を公にしても, 異議申立人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず, 法5条2号イには該当しないと言うべきである。
78	答申19(行情)359 「労働保険審査会参与に係る名簿の一部開示決定に関する件」 労働保険審査会参与の推薦労働者団体名について, 2号イ該当性を認めなかったもの	2 法5条2号イ該当性 諮問庁は口頭説明において, 参与の推薦労働者団体名が法5条2号イに該当する理由として, 参与は労働実態の専門家として労使いずれにも偏しない立場にあり, 労働保険審査会の公開審理の場において, 同審査会の再審査請求人(以下「請求人」という。)に不利益な発言を行うこともあるため, 参与の推薦労働者団体の名称が公になると, 請求人及び請求人を支援する労働者団体等は, 同審査会において請求棄却の裁決がされた場合, 参与の推薦労働者団体が不適当な者を参与に推薦したため請求人に不利益な判断がされたとの批判を行うおそれがあり, その結果, 推薦労働者団体は, 適切な者を参与に推薦できなくなるなど, 参与の推薦を含め当該団体の自由な活動を阻害されるおそれがあると説明する。また, 諮問庁は, 推薦労働者団体名を公にした場合, 請求人を支援する労働者団体等が, 推薦労働者団体を通じて参与へ非公式に接触を図り, 自らに有利な意見を述べさせようとするおそれもあると説明する。 労働保険審査会の審理における参与の発言内容によっては, 請求人やその支援労働者団体等から参与本人あるいは参与の推薦労働者団

		体に対して批判が起こることは、考えられないことではない。しかし、参与の役割は、労使に中立的な立場から労働実態について専門的な意見を述べることであり、また、労働保険審査会の裁決は同審査会の委員のみが行えるとされ、参与は裁決に直接関与できないことからすると、参与の推薦労働者団体名を公にしても、参与の推薦労働者団体に対し、上記のような批判にとどまらず、不法、不当な圧力又は干渉が加えられたり、推薦労働者団体を通じて参与への圧力が強まることまでもが、当然に予想されるものではない。 また、諮問庁は口頭説明において、労使の関係団体に対しては、官報への公示により参与の推薦を求めているところ、本件開示請求の対象期間においては、参与のうち関係労働者を代表する者は、いずれの推薦時期においても、傘下に多数の産業別組織等を抱える単一の全国組織の労働者団体からしか推薦がなく、他の労働者団体からの推薦はなかった旨説明する。 諮問庁が説明するような上記の状況の下では、本件対象文書において推薦労働者団体名を公にしても、推薦労働者団体における参与の推薦をめぐり、使用者団体及び他の労働者団体等から様々な干渉を受け、適任者を参与に推薦できなくなるなどのおそれがあるとは認められない。 したがって、推薦労働者団体の名称を公にしても、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、当該部分は法5条2号イに該当するとは認められないため、開示すべきである。
79	答申19（独情）49 「医学部及び医学部附属病院が保有する「奨学寄附金受入一覧」の一部開示決定に関する件」 ・ 奨学寄附金について、法人等寄附者がどこにいくら寄附しているという情報は、法5条2号イに当たらないとしたもの	2 不開示情報該当性 (2) 法人等寄附者の名称 イ（略） しかしながら、奨学寄附金については、委託研究や共同研究への研究費の提供のように、知的財産権等の譲渡等を期待して行われるものとは異なり、大学や講座等に対して教育・研究助成という形で包括的にされるものであることから、法人等が特定の大学又はその講座に寄附を行っていることをもって直ちに当該法人等の企業活動に影響を与えるほどの機密性の高い経営戦略までが明らかになるとは言えず、また、寄附金の額の多寡から当該法人等の具体的な経理内容までが明らかになるとも言えない。むしろ奨学寄附金として資金を提供している法人等とこれを受け入れている国立大学法人との間の関係の透明性を確保し、あらぬ疑念を抱かせないためにもその実態を明らかにする意義は大きいと考えられる。 （略） 以上のようなことを踏まえると、法人等寄附者がどこにいくら寄附をしているという情報が明らかになったとしても、諮問庁の言うようなおそれが生ずる客観的な蓋然性があるとは認められない。 ウ したがって、法人等寄附者の名称（①「部署名等」及び④「教室名等」の各欄の一部に記載された法人等寄附者の名称を含む。）については、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当

		該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとは認められないので，開示すべきである。
80	答申 20（行情）117 「電子計算機計算等役務（防衛能力に関する研究）」等の一部開示決定に関する件」 防衛省から委託を受けた特定法人が作成したプログラムについて，当該法人の著作物であって，これを公にした場合には，当該法人の公表権を侵害するおそれがあると認められることから，法5条2号イに該当し不開示を妥当としたもの	2 法5条2号イ該当性について (1) 文書1及び文書2 当審査会において見分したところ，文書1及び文書2は，本件部外委託研究の委託先である特定法人が作成した，各国の軍事力プレゼンスを評価し，表示するためのツールであることが認められる。 当審査会において，事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，当該ツールは，特定法人が独自の知見に基づき新たに案出した評価のための手法及び計算式が組み込まれており，防衛省から委託を受けた当該法人の著作物であって，当該法人が当該ツールを公表した事実はなく，また，当該法人の有する公表権を根拠に開示を望まない旨の意思表示をしているとのことであった。 上記諮問庁の説明及び諮問庁から資料の提示を受けて確認したところによれば，特定法人の開示を望まない旨の意思表示は正当なものであると認められ，また，当該ツールが既に公表されていることをうかがわせるような特段の事情も認められない。これらのことからすれば，文書1及び文書2については，当該法人による上記意思表示は著作権法18条3項1号かつこ書きに規定する「開示する旨の決定の時までに別段の意思表示」に当たり，これを公にした場合には，当該法人の公表権を侵害するおそれがあると認められる。 したがって，文書1及び文書2は，これを公にすることにより，特定法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので，法5条2号イに該当し，不開示とすることが相当である。
81	答申 20（行情）328 「外務省所管の特定法人に関する文書の一部開示決定に関する件」 法的有効性が確定していない法人の文書であっても，有効な文書として行政機関に提出された以上，開示により法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないとしたもの	3 全部不開示の妥当性について (1) 諮問庁は，本件対象文書のうち，文書6及び文書7の法的有効性については，現在係争中であり，また，文書2ないし文書5の法的有効性についても，当該争訟の結果に左右されるので，処分庁がこれらの法的有効性が確定していない文書を開示することで，本件法人の信用等を含む正当な利益を害するおそれがあり，その結果，外務省の当該法人に対する指導監督事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから，法5条2号及び6号に基づきそのすべてを不開示としたものである旨，説明する。 (2) しかしながら本件対象文書は，いずれも正規に作成された有効な文書として本件法人から諮問庁に提出された文書であるところ，当該文書の有効性につき民事紛争を生じていたとしても，本件法人が当該文書を有効と主張している以上，処分庁において当該文書が有効であることを前提に当該文書を閲覧に供し，さらには情報公開の対象文書とすることは，本件法人の客観的意向及び上記2の閣議決定の趣旨に沿うものでこそあれ，それにより本件法人の具体的な事務に新たな支障を生じるものと解することはできない。したがって，本件各文書を開示請求の対象文書とすることにより，法5条2号所定の法人の信用等を含む正当な利益を阻害することとなるとは認め難く，また，法5条6号所定の外務省の本件法人に対する指導監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認め難

		い。
○	[参考答申] 答申 2 1 (行情) 3 「国家公務員倫理法第 6 条に基づく贈与等報告書(2 万円以下:平成 1 2 年度)の一部開示決定に関する件」 ・ 贈与等報告書の記載から,当該贈与等が単に儀礼的なもの,個人的な関係によるものと認められるもの以外は,①報告者及び公務員同席者の官職,氏名及び印影は外務省職員等の職務遂行情報であり,法 5 条 1 号ただし書ハ及びイに該当し開示すべき,②外国・国際機関等の名称,大使館等の住所,相手方の官職及び氏名等の情報は法 5 条 3 号に該当し不開示が妥当,③報道機関の名称,報道機関の住所,相手方の役職及び氏名等の情報は法 5 条 2 号イに該当し不開示が妥当であり,また,当該贈与等が単に儀礼的なもの,個人的な関係によるものと認められるものは,上記①の情報は不開示が妥当,同②の情報は法 5 条 3 号に該当せず開示すべき,同③の情報は法 5 条 2 号イに該当せず開示すべきと判断したもの	整理番号 4 5 の答申参照
82	答申 2 1 (行情) 2 5 6 「平成 1 8 年度検定決定高等学校日本史教科書の訂正申請に係る教科用図書検定調査審議会第二部会等における配布資料の不開示決定に関する件」 ・ 高等学校日本史教科書の訂正申請に係る典拠資料	2 不開示情報該当性について (3) 別表番号 2 4, 3 2, 3 8 及び 5 8 の各文書(発行者からの典拠資料一覧及び発行者からの典拠資料)について ア 法 5 条 2 号イ該当性 (ア) 諮問庁は,当該各文書は,公表を前提としないで教科書審議会に提出された発行者独自の企業情報であり,公にすると,他の競合発行者等にどのような資料を基としたかが明らかとなり,各発行者の独自性を有し創意工夫がされた教科書の作成を困難にし,発行者の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると説明する。

	等につき、法5条2号イに該当せず、開示すべきとしたもの	(イ) この点について検討すると、当該各文書は、当該訂正申請において各発行者が訂正申請に係る教科書記述を作成する際の根拠又は参考とした文献等の一覧及び典拠資料（以下「典拠資料等」という。）の写しであり、その内容としては、一般的に共通な典拠資料等のほか、発行者によりそれぞれ異なるものもあり、その中には、発行者が教科書編集に当たり創意工夫の資料とした独自の情報を含むものもあって、このような情報は、発行者の利益にかかわる企業情報であると言いき得るではない。 しかしながら、小学校、中学校、高等学校等における主たる教材として、すべての児童生徒が 使用することとなる教科書の公共的性格からすると、その内容には正確性・信用性が要請されるところであって、典拠資料等は、このような正確性・信用性を裏付けるものであり、本来の教科書検定の申請に当たっては、添付資料として出典一覧表を添付しなければならないものとされている。このように、典拠資料等は、客観的に教科書の正確性・信用性を裏付ける意義をも有するから、各発行者にとって、これを公にされることは、その教科書の正確性・信用性の根拠を示すことにもなると言うことができる。さらに、発行者独自の典拠資料等があるとしても、これに基づく創意工夫の結果である教科書の記述は、検定決定後には公になるものであり、当該訂正申請に係る申請図書の記事と検定決定後の教科書の記述も既に公になっている。 以上によれば、当該訂正申請に係る典拠資料等を公にしても、発行者の正当な利益を害すると までは言えないと解される。 (略) ウ したがって、当該各文書は、法5条2号イ、5号及び6号柱書きのいずれの不開示情報にも該当せず、開示すべきである。
83	答申21（行情）359～371 「北海道経済産業局が保有する平成15年度の省エネ法11条に基づく定期報告書の一部開示決定に関する件外12件」 法5条2号イにいう、製品原価を知られる等の「おそれ」は、一般的・抽象的なものでは足りず、処分庁が具体的な不利益が生じるがい然性が客観的かつ合理的に論証することを必要とし、かつそれをもって足りるとしたもの	2 不開示情報該当性について (略) (1) 判断の基礎となる事実関係等 一般に、ある法人に係る情報を公にすることにより、法5条2号イにおいて不開示事由とされている当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを生じさせるか否かを判断するに当たっては、法人には様々な種類・性格のものがあ、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人の種類・性格や憲法及び法令上の権利利益の内容・性質等に応じ、当該法人の権利保護の必要性並びに当該法人と行政等との関係を十分考慮して適切に判断する必要がある。そのため、上記「正当な利益」の有無の判断に際しては、判断要素の一つとして、当該行政文書を作成する根拠となった法律における当該情報の位置付けや取扱い等をも考慮して判断すべきものと解される。 (略) (3) 法5条2号イ該当性について 法5条2号イにいう、製品原価を知られる等の「おそれ」は、一般的・抽象的なものでは足りず、具体的な不利益が生じるがい然性が客観的かつ合理的に説明できるものでなければならない。しかし

		ながら、処分庁ががい然性の有無についての判断根拠として実際の 本件数値情報等を公にして説明することは、情報公開制度の仕組み に照らし背理であることから、処分庁としては本件数値情報等それ 自体を公にして論証するのではなく、同数値等を見分・検討した結果 に基づいて、具体的な不利益が生じる「おそれ」を客観的かつ合理 的に論証することを必要とし、かつそれをもって足りると解され る。 ア 製造業に係る競争上の支障 インカメラ資料等とりわけ各事業所に関する調査結果、特に上 記（１）オ（ア）ないし（カ）に代表される各種製造業における 本件数値情報等の意味やこれを公にすることによる別表３掲記 の支障を調査・検討した結果を踏まえれば、一般的に産業分類上 製造業に属する事業者においては、本件数値情報等を公にする場 合、以下に掲げるような競争上の支障が生ずる可能性があると思 えられる。 （ア）エネルギーコスト及び製造原価が推算されることによる不利 益 （略） （イ）エネルギー使用効率化技術の優劣を知られることによる不利 益 （略） （ウ）燃料等の調達需要を知られることによる不利益 （略） （エ）国際競争上の支障が生じることによる不利益 （略） （オ）燃料供給業者等契約相手先企業との適正な取引関係が損なわ れることによる不利益 （略） （カ）生産稼働状況が知られることによる不利益 （略） イ 製造業に係る各工場・事業所についての判断 製造業に係る本件工場・事業所について、本件数値情報等を開 示することによって、競争上の利益が害されるおそれが認められ るか否か各工場・事業所ごとにインカメラ資料等に基づき、更に 検討したところ、別表３のとおり、いずれも上記アに記載した （ア）ないし（カ）に掲げる競争上の支障のうち、いずれかの支 障が生ずるおそれがあると一応認められる。 そこで次に、製造業に係る各工場・事業所に関する情報のうち、 法５条２号イに該当しないため、その一部を開示できる箇所がな いかどうかについて更に検討する。 （略） ウ 非製造業を営む各事業所についての判断 非製造業においては、上記（１）オ（キ）のとおり、業種ごと の支障を類型化することは困難であるため、各事業所ごとに法５ 条２号イ該当性について判断する。 （略）
--	--	---

		(4) 法5条2号ただし書該当性について 審査請求人は、温暖化対策の政策立案やその検証のためには、一部情報の開示では足りず、多くの二酸化炭素を排出する事業者に関し、電気・燃料別の数値も含めた本件数値情報等がすべて開示されることが必要不可欠であり、同情報が開示されることによって、二酸化炭素排出抑制の努力を一層促す効果があることから、本件数値情報等は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる旨主張する。 確かに、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出増加に伴う地球温暖化は、地球規模の深刻な問題であり、我が国においても地球温暖化防止に貢献するため、将来の我が国の環境・経済・エネルギー戦略も考慮に入れた温室効果ガスの排出量の予測や、世界全体としての地球温暖化対策の在り方等、様々な観点から綿密な検討が加えられ、種々の対策が講じられていることは周知の事実である。その一環として、平成17年法律61号により地球温暖化対策法の一部が改正され、事業者は、改正法21条の2第1項の規定に基づいて事業所管大臣に当該ガス排出量の報告が義務付けられ、環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣からの通知を受け集計し、同法21条の5第4項の規定に基づき温室効果ガス算定排出量につき、その集計された結果を公表することとされるに至っている。これに対し、省エネ法に基づく定期報告書に記載された数値情報等については、それが温室効果ガスの排出量を推定させる意味合いを有することは否定できないものの、反面、当該数値情報等が指定工場単位の内訳データであって、定期報告書の公表制度は導入されておらず、国会審議においてもこれらのデータは企業経営上の秘密に属し、公表することは相当でないと説明されている。こうした立法政策等に照らしても、本件数値情報等は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要とまで評価されるものではないと認められる。 したがって、本件数値情報等を公にすることにより保護されるべき利益と、これを公にしないことにより保護される本件事業者の利益を比較したとき、前者の利益を保護する必要性が上回るとまでは認められないため、本件数値情報等は、法5条2号ただし書に該当しない。 3 審査請求人の主張について 審査請求人は、①本件事業所と同様の第一種エネルギー管理指定工場は、その大半が本件数値情報等と同様の情報を開示しており、燃料等や電気の使用量が一部の指定工場のみにとって内部情報であるとは考えられない、②石油精製業、製鋼・製鋼王延業、セメント製造業等多数の業種において、工場・事業所を営む事業者の多くは、燃料種別ごと、電力分類ごとの情報開示に応じており、これらの工場・事業所は当該工場・事業所の燃料・電力消費量を「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」はないと判断したことになることから、これらの情報が本件工場・事業所についてだけ特別な理由があるとは考えられない旨主張している。
--	--	---

		しかしながら、上記主張は、以下に述べる理由により、当審査会の判断を左右するものではない。 上記２（１）イないしエに摘示したとおり、本件数値情報等は、これを公表するか、あるいは内部管理情報とするかは、本来、当該情報を保有する企業の自由な判断に属し、省エネ法上、国の機関としても定期報告書の提出を求める行政目的に沿って使用することのみが想定されている情報であり、インカメラ資料等によれば、企業を取り巻く環境は、その属する業種、業態、性格、商圈さらには当該企業自体の技術力・交渉力等により様々であるため、個々の企業につき、その競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるか否かを個別企業・事業者ごとに具体的に判断することが求められている。インカメラ資料等によれば、本件数値情報等が５条２号イに該当すると認められる場合であっても、事業所によっては、その置かれている競争環境に照らして独自に検討した結果、なお企業戦略の観点から、当該情報を積極的に開示するとの方針を採っている場合がある。 一方、事業所によっては、当該情報の開示によって被る不利益を上回るだけの開示による利益はないと評価する場合もある。このように、事業者によっては、本件数値情報等が法５条２号イに該当する場合であっても、その経営環境や事業者としての国際的・国内的地位、環境問題に関する経営方針等の具体的事情がそれぞれ異なるため、各事業者において本件数値情報等の開示による不利益と開示による利益を比較衡量した結果が異なることがあり得る。 そのような状況下にあるにもかかわらず、特定の企業について企業間の競争上の利益に具体的な不利益を生じるおそれのある本件数値情報等を他の多数の企業が開示しているとの一事をもって一律に開示すべきとすることは、法５条２号イの趣旨に反するのみならず、当該情報の公表を各企業の自由な判断に委ねるとの自由競争原理にも反することとなる。したがって、本件数値情報等に相当する情報を公にしている事業所が多数存在することは、本件事業者についての本件数値情報等を不開示とすることの妥当性を否定する理由にはならない。
84	答申２１（行情）５１３ 「特定地に所在の国の行政財産の分筆にかかわる文書等の一部開示決定に関する件」 土地所在図及び地籍測量図に押なつされた土地家屋調査士の印影について、２号イの不開示情報に該当しないとしたもの	３ 不開示情報該当性について （略） イ （略） 本件対象文書の見分の結果によれば、本件対象文書中の地積測量図・土地所在図に押なつされた土地家屋調査士の印影は、本件対象文書に係る特定国有地の土地表題登記申請の際に、登記嘱託書及びその附属書類である地積測量図・土地所在図に作成土地家屋調査士の印影として顕出されたものと同一と認められる。 土地所在図及び地積測量図は、何人も登記官に対して手数料を納付して、全部又は一部の写しの交付を請求することができる登記簿の附属書類である（不動産登記法１２１条１項、不動産登記令２１条１項）。 それらの写しの交付に当たって作成した土地家屋調査士の印影を除外するものとされているとは認められない。 地積測量図・土地所在図に押なつされた土地家屋調査士の印影は

		当該図面を当該土地家屋調査士が作成したことを示す認証的機能を有するものであるが、土地家屋調査士は上記のような不動産登記法等の法令及び写しの交付の際の実情を十分に認識し、印影を含む当該図面が不動産登記法等の法令に従って何人に対しても写しが交付されるものであることを前提に印を押なつしているものというべきである。 このような事実関係の下では、本件地積測量図・土地所在図に押なつされた土地家屋調査士の印影を公にすることによって、当該土地家屋調査士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるということとはできない。
85	答申 2 2 (行情) 1 1 2 ~ 1 2 0 「特定会社が提出した「有線ラジオ放送の設備の設置及び業務の開始届」等の一部開示決定に関する件(第三者不服申立て) 外 8 件」 ・ 前回答申において法 5 条 2 号イ該当性を認めた部分について、前回の答申決定時から 5 年以上経過し、状況が変化したとして、開示すべきとしたもの	2 法 5 条 2 号イ該当性について (略) (3) 前回答申との関係について 前回答申においては、有線ラジオ放送事業者の業界が電柱所有者や道路管理者の許可なく違法に自社ケーブルを設置することが長期にわたり横行してきたなど特異な環境にあったことや、審査請求人が平成 1 5 年度に電気事業者及び電気通信事業者との間で正常化確認書の締結を終えてから間もなくであり、違法使用の状態の正常化作業が緒についたばかりであることを考慮して、本件線路図等と同様の記載内容は、当面は、これを公にすることにより、審査請求人の競争上の地位を害するおそれがあるとして、不開示とすることが相当である旨の判断を行った。しかしながら、その答申に従って当該部分を不開示とした諮問庁の裁決の取消しを求める訴訟が提起され、同訴訟において、線路図等を不開示とした裁決を取り消す旨の判決が確定し、また、今回の開示決定時(平成 2 1 年 2 月ないし同年 3 月)において、既に前回の開示決定時から 5 年以上経過しているものの、新たな届出はされておらず、正常化は進ちょくしていないという事実を踏まえると、本件においては、本件線路図等を開示することにより、審査請求人の競争上の地位を害するおそれがあると認めることはできない。
86	答申 2 2 (行情) 1 2 2 「東京拘置所の物品管理簿(平成 1 7 年度ないし同 1 9 年度)の一部開示決定に関する件」 ・ 拘置所刑場前室備付物品の納入業者名について、開示すべきとしたもの	3 不開示情報該当性について (略) (3) 物品等の納入元である業者名 (略) 本件対象文書は、刑場に密接に関連して使用される場所における平成 1 7 年度ないし同 1 9 年度の物品管理簿であり、摘要欄に記載された物品の納入元である業者名が不開示とされているところ、これら物品管理簿に記載されている物品については、最低でも 1 つは前室で使用されており、中には仏具等収納庫のように前室での使用を特定できる物品も存在すると認められる。 しかし、物品管理簿に記載されている物品は、いずれも死刑執行に直接に使用されるものとは考えられず、納入業者は、物品をどのように使用されるかは知らされないまま、東京拘置所との売買契約により、同所に納入しているにすぎないのであるから、納入業者が死刑執行に何ら関与していないことは明らかであると考えてのが

		相当である。 そうすると、諮問庁は、業者名を開示すると死刑執行に反対する者が、当該業者が死刑執行に加担しているとして、当該業者に対する嫌がらせや攻撃その他の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあると説明するが、当該業者は、東京拘置所に物品を納入しているにすぎず、当該業者が死刑執行に何ら関与していないことは明らかであるから、それをもって当該業者に対する嫌がらせや攻撃その他の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあるとまでは認められない。 また、諮問庁は、品目欄に記載された物品を購入する際にためらいを覚え、同業他社から購入しようという意思が働くことは十分考えられると説明するが、一般に物品の購入に際して、品質、価格やサービス等を考慮して購入を判断するのであって、物品を東京拘置所にも納入している業者であるという理由だけで、同業他社から購入しようという行動につながるとまでは認められない。 したがって、本件対象文書で不開示とした業者名については、これを公にしても、法人の正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められず、法5条2号イには該当しないことから、開示すべきである。
87	答申22（行情）162 「国道二次改築工事に係る用地買収に関する文書の一部開示決定に関する件」 ・ 国道二次改築工事に係る用地買収に関し、特定神社に係る補償金額等につき、開示すべきとしたもの	2 不開示情報該当性について (1) 別紙2の2に掲げる部分について 別紙2の2に掲げる部分に記載されている情報は、特定神社に係る補償金額等（当該金額を計算するための対象物件の数量等の諸元及び当該金額を類推させるものを含む。）である。 これらは、以下のとおり、いずれも法5条2号イ及び6号ロに該当するとは認められず、不開示情報に該当しないので、開示すべきである。 ア 起業地の土地代金等（別紙2の2（1）） 当該部分に記載されている情報は、本件事業に係る事業用地として買収された土地（以下「起業地」という。）の買収価格に関する情報である。 公共事業用地の買収価格については、最高裁判所平成17年7月15日判決（平成15年（行ヒ）第250号。以下「最高裁判決1」という。）、同裁判所同年10月11日判決（平成15年（行ヒ）第295号及び同296号。以下「最高裁判決2」という。）及び同裁判所同18年7月13日判決（平成16年（行ヒ）第117号。以下「最高裁判決3」という。）において、公共事業の用地の取得における対価や損失補てんのための金額の考え方等に係る政府全体の方針として制定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年閣議決定）及びこれに沿った「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」（以下「国土交通省損失補償基準」という。）に基づき、当該基準に定められた諸要因の評価方法に従って公平に算定された「正常な取引価格」として決定されたものであれば、個人地権者からの買収価格にあつては、「当事者間の自由な交渉の結果が買収価格に反映することは比較的少なく」、買収する土地の「客観的性状から推認し得

		る一定の範囲内の価格」であって、「一般人であればおおよその見当をつけることができる客観的な価格」であるから、その性質上、「その内容が不特定多数の者に知られ得る状態にある」と言えるので、結論として、「私事としての性質が強いものではない」ため、個人に関する情報として不開示とすべきものには該当しないとしている。また、最高裁判決2及び最高裁判決3において、法人等地権者からの買収価格にあっても、上記のとおり決定されるのであるから、これら価格に関する情報を公にしても、当該地権者たる法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認め難いとされ、さらにそのような買収価格等に関する情報を公開することによって、公共事業者における今後の用地買収事務の円滑な執行、あるいは公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは言い難いとされている。 上記最高裁判決1ないし最高裁判決3の趣旨を踏まえれば、起業地の土地代金等は、国土交通省損失補償基準に基づき「正常な取引価格」として算定されたものであり、契約者である委員会あるいは特定神社にとって、当該「正常な取引価格」たる起業地の土地代金等を公にすることにより、委員会又は特定神社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする特段の事情は認められず、また、国土交通省における今後の用地買収事務の円滑な執行、あるいは公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとも言えない。 したがって、起業地の土地代金等は、法5条2号イ及び6号ロのいずれにも該当するとは認められない。 イ 移転補償金等の金額及び補償対象物件の数量等（別紙2の2（2）） 当該部分に記載されている情報は、本件事業に伴い移転した際の補償の対象となった特定神社の建物、工作物、立竹木等の数量等及びその補償金額（以下「移転補償金等」という。）である。 公共事業に伴い法人地権者に支払った補償価格及びその補償の対象となった建物、工作物等を特定することができる情報に関しては、最高裁判決2が、「当該法人地権者の資金の全容を示すものではなく、県において定められた損失補償基準に従って算出された補償価格が当該法人地権者に支払われたことに関する情報が開示されても、直ちにその競争上の地位又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれるとはいえない。」とするとともに、「今後の県の用地買収事務の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとはいえず、難く」として開示すべき旨判示している。 上記最高裁判決2の趣旨を踏まえ、本件について見ると、審査請求人によれば特定神社は地区住民の寄付で建てられたもののことであり、そうであれば特定の個人の財産ではなく、その資産の全容が明らかになったとしても特定の個人の権利利益が害されるおそれはないこと、特定神社は宗教法人法上の法人ではなく、地域住民の信仰の対象と認められるものであるから、移転に伴って国土交通省損失補償基準に従って算出された補償価格が
--	--	--

		支払われたことに関する情報が開示されたからといって、直ちに任意団体である委員会の団体としての事業活動や特定神社の宗教活動等において、委員会又は特定神社の競争上の地位又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれるおそれがあるとするに足る特段の事情は認められないこと、また、本件は法人格がなく地域住民の信仰の対象である神社の土地を国が買収するという特殊な事例であるから、移転補償金等に関する情報を公にすることにより、国土交通省における今後の用地買収事務の円滑な執行、あるいは公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとも言えないことから、法5条2号イ及び6号ロのいずれにも該当するとは認められない。 ウ 代替地の土地代金（別紙2の2（3）） 当該部分に記載されている情報は、特定神社が移転する先として提供された代替地の土地代金（以下「代替地の土地代金」という。）である。 諮問庁は、代替地の取得については、国土交通省損失補償基準は適用されないため、その土地代金は、事業地提供者と代替地提供者とが任意の協議を踏まえて自由に決定されるものであると説明していることから、上記アの起業地の土地代金等のように「その内容が不特定多数の者に知られ得る状態にある」とまでは言えない。 しかしながら、本件の場合は、代替地の提供者は地方公共団体である特定市であることが既に開示されており、当該情報は、そもそも法5条2号イには該当せず、代替地の土地代金は同市の収入となるものであることからすると、このような個別の土地売買による収入額等までもが必ずしも市財政の収支報告等で公にされていないとしても、これを公にすることにより、財産管理者としてや地方公共団体としての同市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないのみならず、地方公共団体の行政運営の透明性の確保や説明責任の観点からはむしろ公にすることが求められる情報とも言えるものであって、法5条6号ロの不開示情報に該当するものとは認められない。 エ その他 （ア）甲に対する支払額（別紙2の2（4）ア） 当該部分に記載されている情報は、いわゆる三者契約における契約金額のうち、代替地所有者に対して支払われる金額を除いた起業地所有者への支払額であり、上述のとおり、起業地の土地代金等及び代替地の土地代金が開示されれば、その差額も自ずと明らかとなるものであり、これを不開示とする理由は存しない。 （イ）前払金額（別紙2の2（4）イ及びウ） 当該部分に記載されている情報は、契約Ⅰないし契約Ⅲにより支払われる契約金額のうち、土地所有権移転登記完了前又は物件移転の完了前に支払いを請求できるいわゆる前払金の金額である。 諮問庁は、通常、前払金額は、契約金額の一定割合の金額で
--	--	--

		あり、当事者間で任意に合意して定められるものとしている。 しかし、本件においては、当該前払金額を請求する者は、委員会及び特定市であり、上述のとおり、契約金額そのものが開示されるべきものであるから、その一定割合の金額を前払いとして請求したことが明らかになったとしても、委員会及び特定市の競争上の地位又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれるおそれがあるとは認められず、法5条2号イ及び6号ロのいずれにも該当するとは認められない。 (ウ) 収入印紙(別紙2の2(4)エ) 当該部分は、契約Ⅰ及び契約Ⅱの契約書に貼付された収入印紙であり、これを開示すると、その形状及び表示金額から契約金額を推定することができるためその全体が不開示とされているものであるが、上述のとおり、契約金額を開示すべきとする以上、これを不開示とする理由は存しない。
88	答申22(行情)406 「朝鮮人の在日資産調査報告書綴の一部開示決定に関する件」 対象文書である「報告書」を集計した「調査集計」が国立公文書館で保管、公開されていることを踏まえ、国立公文書館文献により公になっている部分を開示すべきとしたもの	2 不開示情報該当性について (1) 国立公文書館における文書の確認 異議申立人は、報告書綴と同様の内容が記載された文書が、国立公文書館において既に一般に閲覧、複写に供されており、不開示とされている部分が既に公にされている旨主張する。 このため、当審査会の事務局職員をして国立公文書館に確認させたところ、国立公文書館において、「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金債務等に関する調査集計」(以下「国立公文書館資料」という。)が保管されており、当該資料は一般に公開されているとのことであった。 また、当審査会において、国立公文書館資料の内容を確認したところ、報告書綴と同様に、朝鮮人労務者に対する未払債務を有する債務者等が記載されていると認められた。 (2) 債務者名及びその所在地 当該部分には、朝鮮人労務者に対する未払債務を有する債務者である企業名及びその代表者名並びにその所在地が記載されている。 ア 企業名等 当該部分のうち、企業名(事業所名)については、既に報告書綴が作成から約60年を経過したものであり、国立公文書館資料にも記載され、公開の扱いとされていることから、これを公にしても、当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、法5条2号イに該当せず開示すべきである。 また、その所在地についても、国立公文書館資料には記載されていないが、企業名(事業所名)が明らかとされていることから、これを公にしても、当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、法5条2号イに該当せず開示すべきである。 イ 個人名 (略) また、個人事業主の氏名についても、国立公文書館資料に記載されていることから、法5条1号ただし書イの慣行として公にさ

		れている情報に該当すると認められ、また、これを公にしても、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、同条2号イに該当せず、開示すべきである。
89	答申22（行情）448 「特定医療用具の医療用具製造承認申請書等の一部開示決定に関する件」 ・ 特定企業による医療用具等の開発における製造設計に関する情報について、法5条2号該当性を認めたもの	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について (1) 諮問庁は、理由説明書において、「市場で販売、流通されている当該医療用具の寸法については、分析によりある特定の規格についておおよその寸法を知ることは可能となるものの、そのことをもって、医療用具製造業者等が申請した寸法規格をすべて明らかにすることは困難であり、また、この情報は添付文書及び取扱説明書でも明らかにされていないものである」と説明する。 当審査会において、事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件医療用具は、今日、販売・流通はされておらず、また、添付文書には、ベースカーブ等、いくつかの項目の寸法が記載されているものの、本件不開示部分の内容がそのまま記載されているものではなかったとのことであった。 (2) また、諮問庁は、理由説明書において、「2. 外観（写真）」において具体的な寸法等が記載されているものではなく、また、当該分析結果をもって本件医療用具の寸法に関する申請内容を把握することは困難である」と説明する。 当審査会において、当該外観（写真）を見分したところ、もとより具体的な寸法は記載されていないし、何らのスケールも写っていないと認められる。 したがって、異議申立人の「これを詳細に分析すれば、本件不開示部分の寸法もある程度特定し得る」との主張は、認められない。 (3) さらに、諮問庁は、理由説明書において、本件不開示部分が「開示された場合には、申請した医療用具製造業者等に競争上の不利益をもたらすおそれがあると考えられる。」と説明する。この点について、当審査会において事務局職員をして確認させたところ、諮問庁の説明は以下のとおりであった。 本件医療用具の承認申請に係る特定企業は、本件医療用具と同様の製品の製造販売を行っているところであるが、本件医療用具の承認以降に開発がなされた類似医療機器についても、本件医療用具の形状、構造、寸法、原材料の情報を基本にして開発を行っているところであり、かかる情報は類似医療機器の製造設計の根幹をなす情報である。 すなわち、コンタクトレンズの開発コンセプトには2種類あり、一つはレンズ材料で差別化を図る方法と、もう一つはレンズ設計で差別化を図る方法であるが、コンタクトレンズは敏感な眼に直接載せて使用するものであり、同一素材であってもミクロン単位の設計が製品の差別化要因となる。このように製品の製造設計が医療機器の根幹をなす情報の核心となる。 したがって、本件不開示部分を開示することにより、本件医療用具の市場流通品に関する寸法規格のみならず、市場に流通していない、特定企業が申請した寸法規格がすべて明らかとなることで、特定企業による本件医療用具及び類似医療機器の開発における製造

		設計に関する情報が明らかになり、他の企業による類似の製品の開発を容易にさせると言わざるを得ないと考えられる。 (4) 上記(1)ないし(3)を踏まえると、本件不開示部分を開示すると、他の企業による本件医療用具と類似の医療機器の開発を容易にさせることとなり、特定企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。 したがって、本件不開示部分は、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。
○	[参考答申] 答申22(行情)549 「構造計算書偽装物件一覧の一部開示決定に関する件」 構造計算書偽装物件一覧について、風評被害による権利利益侵害のおそれはないとして、開示すべきとしたもの	整理番号11の答申参照
90	答申23(行情)93 「電離放射線健康診断結果報告書の一部開示決定に関する件」 有害業務として特別の項目についての健康診断を行わなければならないとされている放射線業務を行っている事業場の労働者等の健康診断結果報告書につき、事業場に係る情報を不開示とした上で、労働者数や検査結果の該当人数欄等を開示すべきとしたもの	2 不開示情報該当性について (略) (2) 法5条2号該当性について ア 「事業の種類」、「事業場の所在地」及び「線源の種類」の「具体的内容」の各欄の記載内容 当該各欄の記載内容は、電離放射線健康診断を行った事業場を特定できる又は特定されるおそれがある情報であり、公にすることにより、放射線業務を行っている事業場が明らかとなり、当該事業場における取引関係や人材確保の面等において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。 イ 「健康診断実施機関の名称及び所在地」欄の記載内容(医師の氏名を除く) 当該欄には、電離放射線健康診断を実施した医療機関の名称及び所在地が記載されている。上記アのとおり、事業場に係る情報を不開示としていることから、当該欄に記載されている医療機関の名称及び所在地は、公にしても、当該医療機関における顧客情報が明らかになることはないため、当該医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。 ウ 「対象年」欄内の「月」及び「報告回数」、「健診年月日」欄内の「月日」、「在籍労働者数」、「従事労働者数」、「有所見者数」、「受診労働者数」並びに受診所見の内訳の「実施者数」及び「有所見者数」の各欄の記載内容 当該各欄には、電離放射線健康診断を実施した時期、対象労働者数、有所見者数等の詳細が記載されている。上記ア及びイのとおり、事業場に係る情報を不開示としていることから、当該各欄

		の記載内容は、公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。
91	答申23（行情）127 「特定訴訟に係る訴状等の一部開示決定に関する件」 訴状等の不開示部分のうち、判例雑誌に掲載されたものと同様の部分について、法5条2号イ該当性を否定したもの	2 不開示情報該当性について (1) 本件対象文書1について ア (略) イ (略) (ア) 別紙の1及び別紙の2記載の情報 ① 諮問庁は、当該部分を公にした場合、具体的な法人名等を特定できることは明らかであるから、法5条2号イに該当すると説明する。 当該情報は、各法人を特定し得る情報であることから、通常であれば、これらの不開示部分を公にすると、各法人が特定訴訟に関与していることが明らかとなり、各法人の正当な利益を害するおそれがあるとして、これにつき、法5条2号イに該当することを理由に不開示とすべきであるとする諮問庁の主張も、理解し得るところである。 しかしながら、当審査会において確認したところ、特定訴訟については、広く出版されている複数の判例雑誌（以下「特定判例雑誌」という。）において、特定訴訟に係る第1審及び控訴審の判決書が取り上げられ、当該判決書において当該各情報が明らかにされていることが認められる。 そうすると、特定判例雑誌の判決書で明らかにされている別紙の1及び別紙の2記載の各情報について、情報公開制度において開示することとしても、そのことをもって直ちに、新たに各法人の正当な利益を害することとなるとは認められない。 したがって、文書13（判決書）及び文書32（判決書）については、諮問庁が不開示とすべきとしている別紙の1及び別紙の2記載の情報のうち、原告法人の名称並びに訴訟当事者以外の特定の法人の名称、代表者の氏名、業務に関する情報及び設立年月日の部分は、法5条2号イの不開示情報に該当するものとは認められないので、開示すべきである。
23-6	答申23（行情）112ないし122 「有線ラジオ放送業務の正常化につき特定会社が提出した文書の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」 審査請求人（第三者不服申立人）が有線ラジオ放送法3条等に違反して営業している地域が明らかになり、そのような事実が参	2 文書種別ごとの開示部分の法5条2号イ該当性について (略) (3) 文書種別欄の調査票1 当該文書の開示部分には、審査請求人の総務省への業務開始届出状況及びラジオの同意取得状況等が放送所及びその中の放送区域ごとに記載されており、道路占用許可及び電柱共架に関する契約書、覚書、使用電柱一覧の写しを添付することが記載されている。 当該文書の開示部分から、現実に審査請求人が架線等を設置して営業している地域のうち、届出済、一部届出済、届出未了の区域が判明する結果、有線ラジオ放送法3条等に違反して営業している地域が明らかになるものと認められ、そのような事実が参加人により顧客の勧誘等の営業活動上利用されるおそれがあることは、否定できない。

	加人（開示請求者）により顧客の勧誘等の営業活動上利用されるおそれがあるとしても、そのことは真実の指摘であるから、開示請求によって得られた情報を用いる参加人の営業活動が審査請求人に不利益を生じさせるおそれがあるとしても、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは言えず、審査請求人としてはこれを受忍すべきとして、5条2号イ該当性を否定した例	しかしながら、現実に審査請求人が架線等を設置して営業している地域の中に有線ラジオ放送法所定の届出が未了の地域が少なからずあること自体は既に公になっているところであり、審査請求人が問題とする参加人の営業活動が当該文書を公にすることにより明らかになった特定地域では届出未了のまま又は一部届出未了のまま営業が行われているという事実を指摘するものであれば、そのことは真実の指摘であるから、開示請求によって得られた情報を用いる参加人の営業活動が審査請求人に不利益を生じさせるおそれがあるとしても、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは言えず、審査請求人としてはこれを受忍すべきである。
23-7	答申23（行情）438 「一般用医薬品販売制度定着状況調査結果報告書等の一部開示決定に関する件」 一般用医薬品販売制度調査において調査対象となった薬局店舗の名称については、国から委託を受けた調査会社の専属調査員の配置状況が明らかになるとして、5条2号イ該当性を認めた例	2 不開示情報該当性について（略） (2) 文書3 ア 文書3の不開示部分には、本件調査の対象となった全ての薬局・店舗の「店舗名称」及び「所在地」が記載されていると認められる。 イ 諮問庁は、当該部分を公にすると、本件調査会社に所属している専属調査員の市町村ごとの詳細な配置状況が明らかとなること、これは、一般に公にされていない同社の事業活動に関する内部管理情報であり、調査会社としての調査能力までもが明らかとなることから、今後同様の調査における受託業者の選定において不利益を被るおそれがある等と説明する。 ウ また、当審査会の事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、次の（ア）及び（イ）のとおりであった。 （ア）理由説明書で述べた、「本件調査会社に所属している専属調査員の各市町村ごとの詳細な配置状況が明らかとなる」とは、各市町村又は各地域にどのくらい本件調査会社の専属調査員が所在しているかということが明らかとなるということである。 （イ）また、本件調査はさておき、本件調査会社は、厚生労働省以外の官公庁、民間事業者等からも受注する様々なリサーチ業務等を行っており、同業他社との競争下に置かれている。 同業他社は、全国的な調査ができる業者数でおおむね10社、特定地域を主力とした調査ができる業者数でおおむね30社あり、官公庁及び民間が行う種々の調査を受注すべく、競争を行っている。 文書3の不開示部分が公になると、本件調査会社の専属調査員の配置状況が明らかとなる。そうすると、本件調査会社が他社の配置状況を把握できないまま、本件調査会社の配置状況のみが他社の知り得るところとなり、他社がその事実を自社の受

		注のためのセールスに使用するなど、本件調査会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考える。 エ 上記の諮問庁説明を踏まえると、文書3の不開示部分は、これを公にすることにより、本件調査を実施した本件調査会社の内部情報が明らかとなり、当該会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。
23-8	答申23（行情）514 「裁決書の一部開示決定に関する件」 ・ 既に公にされている情報と同一の情報である更正処分に係る裁決書の名宛人情報を開示することとしても、そのことをもって、新たに当該名宛人である参加人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないとして、5条2号イ該当性を否定した例	2 不開示情報該当性について (1) 参加人の名称（別紙2の1に掲げる部分）について 諮問庁不開示主張部分のうち、別紙2の1に掲げる部分には、本件更正処分に係る裁決書（本件対象文書）の名宛人である参加人の名称の情報（以下「本件名宛人情報」という。）が記載されている。（略） イ 参加人についての法5条2号イ該当性 (ア) 諮問庁は、補充理由説明書及び口頭説明において、仮に裁決書の名宛人である参加人が、裁決があった事実等について、報道機関に情報提供し、又はホームページにその情報を掲載していたとしても、それは、参加人が株主に対する説明責任等を果たすことを目的として行うものであり、裁決書の理由やその内容となる企業活動の実態を詳細に示すことを意図するものではなく、法5条2号イにより保護される権利利益を放棄したものではないことから、かかる権利利益を無視して本件名宛人情報や参加人の具体的な取引・内部管理状況等の一端を示す情報を開示した場合には、同号イに規定する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる旨主張する。 そこで、この点について検討すると、既に公にされている法人の情報について、法5条2号イに規定する「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるかどうかの不開示情報該当性の判断に当たっては、法文上、その情報を公にした（又は公にされた）法人の意図や目的のいかんは要件とされておらず、既に公にされている情報と同一の情報を法の下で公にすることで、新たに「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」が発生するかどうかによって判断すべきである。 本件の場合、上記アのとおり、国税不服審判所から移転価格税制に関する裁決（本件対象文書）を受領したという、参加人自身による適時開示規則に沿ったプレスリリースやホームページへの掲載、及びそれに伴う新聞報道等が行われていることに鑑みると、本件名宛人情報は、本件審査請求人が本件開示請求を行った時点で、既に広く公にされているものと認められる。 また、適時開示規則自体は、法に基づく情報公開制度とは制度趣旨が異なるものとはいえ、本件においては、同規則により本件名宛人情報を公にすることが義務付けられ、同規則に従った結果として当該情報が既に広く一般に公にされるに至った

		ものと認められる以上、同規則の制度趣旨の解釈いかんによって、法に基づく不開示情報該当性の判断に影響を及ぼすものとは考えられない。 そうすると、既に公にされている情報と同一の情報である本件名宛人情報を開示することとしても、そのことをもって、新たに参加人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないのであって、この点に関する諮問庁の主張には理由がない。
23-9	答申 2 3 (行情) 5 2 4 「特定歯科に係る監査の録音テープ等の不開示決定に関する件」 保険医療機関等に対する監査マニュアル中、保険医療機関等取消状況について、かつて公表されていた保険医療機関等の名称であっても、欠格期間終了後は、5条2号イ該当性を認めた例	4 本件不開示部分の不開示情報該当性について (略) (3) 保険医療機関等取消状況・主な事例に係る公表部分 ア 諮問庁は、補充理由説明書において、以下のように説明する。 (ア) 取消処分の報道機関等に対する公表について 保険医等の取消処分が行われた場合、厚生労働省においては、毎年末に前年度の全国の取消処分に係る情報を取りまとめて、報道機関に公表するとともに、厚生労働省HPに掲載している。 (イ) 取消処分の欠格期間について 取消処分が行われた場合、地方厚生(支)局長は、欠格期間を経過しない場合等においては、当該取消処分を受けた医療機関等又は医師等の再度の指定又は登録を拒むことができることとされているが、この欠格期間経過後は、再度の指定又は登録が可能となる。 (ウ) 不開示情報の該当性について a 保険医療機関等取消状況・主な事例に係る公表部分には、平成11年度ないし同13年度において、取消処分を受けた保険医療機関等の名称及び保険医等の氏名並びに取消年月日、不正の内容、返還金額等が記載されている。 b 当該各記載のうち、保険医療機関等の名称及び保険医等の氏名については、これを公にすると、欠格期間経過後に適法に保険医療機関等の指定及び保険医等の登録が行われ、保険診療を再開している場合であっても、引き続き保険診療を行う資格がない状態にあるとの誤解を与えるなど、当該保険医療機関等又は保険医等の名誉及び社会的信用を失わせるおそれがあり、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると考える。 なお、以上のような事情を考慮し、厚生労働省においては、上記(ア)で述べた厚生労働省HPへの掲載については、掲載後おおむね1年を経過した時点で削除している。 c 保険医療機関等取消状況・主な事例に係る公表部分のうち、保険医等の氏名は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当するところ、上記bで述べたとおり、その厚生労働省HPへの掲載は削除されていることを踏まえると、同号ただし書きに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もないため、

		同号の不開示情報にも該当すると考える。 イ 当該部分に記載された保険医療機関等及び保険医等については、既に欠格期間を経過しているものと認められる。 欠格期間経過後には、被処分者等は、再び保険医療機関等の指定及び保険医等の登録を受けることが可能となることからすれば、過去に行政処分を受けた事実を公にされ続けることによって名誉や社会的信用を著しく傷つけられることは、想像に難くない。 (ア) したがって、保険医療機関等取消状況のうち「医療機関（薬局）名」（平成13年度については「保険医療機関等名」）欄の記載及び保険医療機関等の取消に係る主な事例のうち「保険医療機関等名」欄の記載（ただし、「（都道府県名）」を除く。）は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。 (イ) (略)
23-10	答申24（行情）22 「特定保険医療機関に係る保険医療機関廃止届・添付書類の一部開示決定に関する件」 ・ 保険医療機関廃止届を提出する際の経由機関である特定法人の名称について、特定法人と類似の法人が保険医療機関廃止届の経由を行うことがあることは一般的なことであるとして、5条2号イ該当性を否定した例	2 不開示情報該当性について (3) (略) ア 特定法人の名称及び代表者の氏名 (ア) 理由説明書によると、「副申書に記載された法人の名称、代表者の氏名、印影については、特定保険医療機関の旧開設者と社会保険事務局の経由機関となって、本件届出を行った法人のものである」とのことである。 そこで、当審査会の事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のaないしcのとおりであった。 a 「特定保険医療機関の旧開設者と社会保険事務局の経由機関となって、本件届出を行った」とは、特定法人がその会員の便宜を図るため、同会員が提出する廃止届等の書類を当該法人が取りまとめて社会保険事務局に提出したことを指している。 b 特定法人がその会員が提出する廃止届等の書類を取りまとめて地方厚生局等に提出すること自体は、一般的なことである。 c なお、都道府県によっては、このような取りまとめを行う法人がないところもあるが、特定法人の外にも、その会員の便宜を図るため、廃止届等の書類を取りまとめて地方厚生局等に提出している、特定法人と類似の法人はある。 (イ) 上記（ア）の諮問庁説明を踏まえると、都道府県によっては、特定法人と類似の法人がその会員の便宜を図るため、保険医療機関廃止届の経由を行うことがあることは一般的なことであると認められる。 そうすると、当該不開示部分は、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。
24-2	答申24（行情）85 「労働者派遣事業の事業所に対して是正指導を行うた	2 不開示情報該当性について (略) (6) 「事業主の氏名又は名称」、「事業所の名称」、「事業所の所在地」

めに送付した文書の決裁書類等の不開示決定に関する件」 ・ 是正指導対象が国の機関等の場合について、国の機関等の名称等を開示した場合には、取引先である民営事業所が特定されるおそれがあり、当該民営事業所が指導監督を受けたことが明らかになるとして、5条2号イ該当性を認めた例	及び「事業主の住所」欄 当該不開示部分には、労働者派遣法等に基づく是正指導の対象となった事業所の名称及び所在地、企業の名称及び住所並びに個人事業主の氏名が記載されている。 (略) イ 是正指導対象が国の機関等の場合について 労働者派遣事業関係指導監督記録（甲）及び労働者派遣事業関係指導監督記録（乙）の当該欄の一部には、是正指導の対象となった国の機関等の名称及び所在地が記載されている。 諮問庁は、当該欄に記載されている国の機関等の名称及び所在地について、補充理由説明書1において「当該国の機関等の情報が開示された場合、本件対象文書の他の不開示部分の情報（業務内容の記述等）や、その他一般的に入手し得る情報（既に公表されている入札の情報等何の業務をどの業者が受託しているかについての情報等）と照合することにより、本来不開示であるべき特定の事業主についても識別し得るものであることから、法5条2号イの不開示情報に該当するものである」と説明する。 そこで、国の機関等の情報が公にされた場合に、取引先である民営事業所の識別につながるか否かについて検討する。 (ア) 下記（イ）以外について 「事業主の氏名又は名称」及び「事業所の名称」の各欄の不開示部分において、当該国の機関等の名称のうち地方公共団体の執行機関の組織の形態を示す一般的な名称及び医療機関であることを示す一般的な名称の部分については、これを開示しても、取引先の相手方である民営事業所が特定されるおそれは認められず、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び検査事務という性格を持つ指導監督業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であるとも認められないことから、法5条2号イ、4号及び6号イに該当せず、開示すべきである。 しかしながら、その余の部分については、労働者の派遣先である国の機関等と取引関係にある、派遣元の民営事業所に対する指導監督記録も本件対象文書中に存在していることが認められ、労働者の派遣元と派遣先の双方が、指導監督を受けたことが認められる。 また、この場合、それぞれの指導監督記録の指導事項には、業務内容等の取引に係る内容及び指導内容が、具体的かつ詳細に、双方に共通した内容で記載されていることが認められる。 諮問庁が、諮問に当たって、指導監督に基づく指導事項に係る業務の内容及び指導内容を開示することとしていることから、当該国の機関等の名称等を開示した場合には、当該国の機関等に対し、当該指摘事項に係る業務の取引先を照会することにより、取引先である民営事業所が特定されることとなるおそれがあるものと認められ、特定されれば、当該民営事業所が指
---	---

		導監督を受けたことが明らかとなることから、当該民営事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。 したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、「事業所の名称」及び「事業所の所在地」については、同条4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
24-3	答申24（行情）222 「特定法人に係る法人税確定申告書に添付された勘定科目内訳明細書のうち貸付金及び受取利息の内訳明細書の不開示決定に関する件」 ・ 特定法人に係る法人税確定申告書に添付された勘定科目内訳明細書のうち貸付金及び受取利息の内訳明細書について、特定法人及び貸付先法人Aがともに何人に対する開示にも同意していることなど本件対象文書を取り巻く事情の特殊性に鑑み、5条2号イ該当性を否定した例	2 本件開示請求の特段の事情について (1) 本件開示請求は、本件対象文書に記載されている審査請求人が特定会社に有する貸付金の各事業年度の期末現在高の情報（本件開示請求情報）の開示を求めるものであり、当該情報の開示について、審査請求人及び特定会社が同意していることを示す同意書を添付して開示請求をしている。 (2) そこで、審査請求人及び特定会社が提出した同意書の趣旨について、当審査会において審査請求人及び特定会社に照会したところ、次のとおり、それぞれ同様の内容を記載した回答書が提出された。 「当社提出の「平成23年10月11日付け同意書」記載の文書については、既に公開の法廷において当社から証拠として提出されている書面であり、既に、秘密性はない。 （裁判の）相手方が、「税務署に提出しているものと違うのでは」と主張しているため、当社（審査請求人）が提出している書面と、税務署保管の書面（本件対象文書）が同一であることを立証するためである。 については、何人からの請求及びいかなる目的の請求に対しても当該情報（本件開示請求情報）を開示することに同意する。」 さらに、上記回答書には、「当社提出の「平成23年10月11日付け同意書」記載の文書については、審査請求人が関わっている裁判において、証拠として提出した」と記載されていることから、当審査会事務局職員をして審査請求人に当該文書の提出を求め確認させたところ、当該文書については、乙第8号証ないし乙第13号証と記載されていることから、当該裁判の証拠として提出された文書であると推認することができる。 (3) 本件開示請求書に添付された同意書について、諮問庁の理由説明書及び補充理由説明書における説明は、おおむね次のとおりである。 ア 本件開示請求は、同意書のある自己情報について、不開示情報には該当しないことを審査請求人が主張しているものであるが、その同意書の提出があるという事実も開示請求者の個別事情にすぎない。よって、開示・不開示の判断に当たっては、審査請求人及び特定会社から提出された同意書が存在するという開示請求者の個別事情を斟酌する必要はない。 イ そもそも法において法人の同意を条件に開示を認める趣旨の規定はなく、開示・不開示の判断に当たって、処分庁が事案ごとに開示に同意した個別事情を確認することまでも法は求めておらず、処分庁には同意についての調査権限や手段がない。 そのため、役員交代や株主変更等により開示請求時とは別の経

		営体制になった場合、同意書提出の意思決定が覆される可能性があるほか、処分庁は同意書が本人のものかどうか、同意書がどのような手続を経て誰の意思で作成されたのかなど、その同意の真正性や同意の範囲について確認する調査権限も手段もないため、同意書の存在のみをもって開示決定を行うことはできない。 ウ 本件法人の自己情報の開示について、本件開示請求のごとく、本件開示請求情報について、債権者である審査請求人及び債務者である特定会社が同意書を提出し、当該情報の開示に同意しているとしても、一般的に、法人の経済活動に係る利害関係人は株主、従業員及び取引先など多岐にわたる。そして、このような情報の開示について同意書を提出していない第三者が予期せぬ不利益を被ることが想定される。 (4) 上記(1)ないし(3)を踏まえ、以下検討する。 ア 法における開示請求は、本来、開示請求者の個別的事情により開示・不開示の判断が左右されるものではなく、開示・不開示の判断に当たっては、自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されるものではない。 したがって、諮問庁が上記(3)イで説明するとおり、一般的には、法は、自己情報の開示請求に同意書が添付されていた場合、行政機関の長に対して、当該開示請求の個別事情や当該同意書の趣旨を確認した上で、開示・不開示の判断をすることまで求めているとは解されない。 イ しかしながら、本件においては、審査会の調査審議の過程で次のことが確認できた。 本件においては、審査請求人及び特定会社は、上記(2)の主張のとおり、本件対象文書に記載されている審査請求人及び特定会社間の債権債務関係に係る情報について、既に裁判において証拠として提出しており秘密性はないことを理由に、当該情報(本件開示請求情報)が公にされないことによって保護される法益を放棄し、何人からの請求及びいかなる目的の請求に対しても当該情報を開示することに同意している。 このように、本件対象文書に記載されている情報について、直接的に利害関係を有する審査請求人及び特定会社は、①当該情報の開示に係る同意書及び、②当審査会から当該情報の開示に係る同意書の趣旨についての照会に対する回答書において、不開示とすることにより保護されるべき法人の正当な利益を明確に放棄しているものである。 ウ また、本件開示請求書と同時に提出された審査請求人の代理人名の「行政文書の部分開示請求書」の記載によれば、裁判所から処分庁に対し、本件対象文書を含む法人税確定申告書に関する文書送付嘱託を行ったが、処分庁が、国家公務員法100条に規定する秘密保持義務を理由に当該文書送付嘱託に応じないことから、審査請求人は、開示対象の範囲を必要最小部分(本件対象文書に記載された本件開示請求情報)に限定し、審査請求人及び特定会社の同意書を添付して本件開示請求を行ったとのことである。(当該文書送付嘱託に応じなかったことは諮問庁も認めてい
--	--	---

		る。) このことは、審査請求人が、文書1ないし文書6の控えについて、裁判の相手方から当該各文書の真正について争われている旨回答していることからもうかがい知ることができる。 そうすると、本件対象文書は、審査請求人が関わっている裁判において証拠として提出した文書1ないし文書6の控えを含む文書について、審査請求人が裁判での主張を証明するため、裁判所に対して文書送付嘱託を申立て、同裁判所が文書送付嘱託を行った文書である。 確かに、本件対象文書は、本来、審査請求人の決算が税法等にとり公正妥当に行われているかを確認するための文書であり、同文書に記載された情報は、これを公にすることにより、審査請求人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、すなわち、法5条2号イに該当する情報であったと認められる。 しかしながら、本件においては、前記のとおり、審査請求人等が、本件開示請求情報が公にされないことにより保護されるべき法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を完全に放棄している。加えて、本件対象文書については、その控えが裁判に証拠として提出され、裁判所も国税当局に対して同文書の文書送付嘱託を行っている。 このような本件対象文書を取り巻く特殊な状況というのは、開示請求者が誰か、開示請求の目的が何か、また、開示請求者が本件対象文書に記載されている情報について利害関係を有しているかといった個別的・主観的事実ではなく、本件対象文書が置かれている客観的な状況であるところ、本件においては、このような特殊な客観的な状況の変化に伴い、本来的には法5条2号イに該当していた本件開示請求情報が、もはや、これを公にしても、審査請求人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えない情報になったと言うべきである。 エ 以上のことを踏まえると、本件対象文書に記載されている特定会社に対する貸付金の各事業年度の期末現在高の情報(本件開示請求情報)については、もはや、これを公にしても、審査請求人及び特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると言うことはできない。
24-4	答申24(行情)478 「特定会社に係る債権管理回収業に関する特別措置法に基づく営業の許可について」等の一部開示決定に関する件」 ・ 諮問庁が定期検査の周期を予測できる等により不開示を主張する情報について、これを公にしても定	2 不開示維持部分の不開示情報該当性について (略) (8) 文書13ないし文書15は、いずれもサービサー法に基づいて特定会社に対して実施した立入検査(定期検査)に関する文書であり、(中略)いずれの文書も、それぞれの事項に関する起案書及びその添付文書から成っている。 (略) (イ) 上記諮問庁の説明について検討すると、諮問庁の説明は、要するに、当該不開示維持部分は、諮問庁が行う立入検査の間隔が予測可能となる情報であり、当該間隔から立入検査の実施時期が予測され、あらかじめ会社側に不都合な情報等を隠蔽・改

	期的に行われる検査についての実施間隔の傾向が分かるにすぎないなどとして、5条2号イ、6号柱書き及び同号イ該当性を否定した例	ざんされ、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、さらに、会社ごとの定期検査の周期の長短により、当該会社に何らかの業務運営上の問題があるとの憶測を招き、当該会社のイメージや社会的信用が低下するというものである。 (略) 本件の各立入検査は、諮問庁が特定会社に対して行ったサービサー法に基づく定期検査に係るものであり、その実際の実施時期が公になったとしても、それはある特定の会社がある時期に定期検査を受けたという過去の実績にすぎず、諮問庁が当該定期検査の周期は長短があると説明していることから、特定の会社の過去3回分の定期検査の実施時期、間隔という情報だけから、他の債権回収会社の定期検査の時期を、具体的に予測するのはなお困難であると言ふべきである。しかも、仮に過去数年間分の債権回収会社全体に係る定期検査の実施時期が公になる事態となっても、そこから判明するのは、あくまでも、定期的に行われる検査についての実施間隔の傾向が分かるにすぎないと考えられる。 そのようなおおまかな予想に基づいて、サービサー法により、各種の変更等に対しても逐一届出を求められるなど、厳しく監督されている債権回収会社が、その時期に合わせて、不都合な情報を隠蔽、改ざん等するという諮問庁の説明にはわかに首肯することはできない。 また、定期検査につき、会社ごとにその周期の長短があるとのことであるが、その長短が生ずる要因として、諮問庁の説明するようなものがある可能性を否定するものではないが、そのほかに、一般的には検査の実施者側（諮問庁）の業務等の都合によるような場合も想定され得るなど、様々な要因が想定し得るのであって、そうであれば、単に定期検査の周期の長短という情報だけで、特定会社に何らかの業務運営上の問題があるとの憶測を招き、当該会社のイメージや社会的信用が低下するという諮問庁の説明は首肯し難い。 さらに、検査職員の職名及び氏名について、諮問庁は、諮問庁における検査体制や検査手法に係るものであり、これを公にすると、立入検査を受検していない債権回収会社や債権管理回収業に参入しようとする者が検査手法等を予測し、証拠の隠匿や事実隠蔽の巧妙化を図るなど、正確な事実の把握が困難となり、当該監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当し、また、検査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、同号イの不開示情報にも該当すると説明するが、当該検査職員の職名及び氏名から、受検者が証拠の隠匿や事実隠蔽の巧妙化を行い得るほどの検査体制や検査手法等が予測できるとまでは考えられず、諮問庁の説明は認められない。 したがって、文書13ないし文書15の不開示維持部分について、諮問庁が定期検査の周期を予測できる等として、不開示とした決裁の日、起案の日、供覧の日、発送日、手交日、検査
--	--	--

		期間、検査職員の職名、氏名及び印影の部分については、法5条2号イ、同条6号柱書き及び同号イのいずれにも該当しないと認められることから、当該部分（別紙3に掲げる部分）を開示すべきである。
24-5	答申24（行情）531 「海上での普遍主義に基づく権限行使に関する研究」（平成21年度ユニット）の不開示決定に関する件」 海上保安大学校の元職員が職務上作成し、出版を予定している文書について、当該元職員は、職員として職務上これを作成したものであり、「事業を営む個人」に該当しないことは明らかとして、5条2号イ該当性を否定した例	2 不開示情報該当性について （1）当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。 （略） ウ 本件対象文書の一部は、本件研究の研究員の1人であった海上保安大学校准教授（当時。以下「元研究員」という。）が作成したものであるが、元研究員は、当該部分を作成した後、同大学校を退職した。 エ 本件開示請求を受けて調査したところ、元研究員が作成した本件対象文書の一部については、これを修正・加筆し、書籍として出版予定であり、元研究員が執筆中とのことであったので、本件対象文書は法5条2号イに該当すると判断し不開示とする原処分を行った。 （2）諮問庁は、上記のとおり、本件対象文書が法5条2号イに該当する旨説明しているが、元研究員は、海上保安大学校の職員として職務上本件対象文書の一部を作成したものであり、法5条2号に規定する「事業を営む個人」に該当しないことは明らかである。 したがって、本件対象文書は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。
24-6	答申24（行情）537 「岸和田労働基準監督署において特定会社に対して実施した調査等に関する監督復命書の不開示決定に関する件」 廃業した事業場に係る文書について、5条2号イ該当性を否定した例	2 本件対象文書の不開示情報該当性について （1）特定事業場Eに係る文書について （略） イ 法5条2号イ該当性 特定事業場Eについては、上述したとおり、個人が営む事業場であって、本件開示請求時より前に、既に廃業していることが明らかである。 上記アにおいて法5条1号に該当する部分を除いたその余の部分は、本来であれば、同条2号イの不開示情報に該当し得るものであるが、特定事業場Eの個人事業主は既に廃業しており、これらの情報を公にすると、廃業後の当該個人において、後述する特定事業場A、C、D、H及びIの属する法人と同様の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じると言うべき特段の事情は認められない。 よって、当該部分は、法5条2号イの不開示情報に該当しない。 また、同じ理由により、当該部分を開示したとしても、もはや、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、犯罪の予防に悪影響を与えるおそれがあるとは言えないことから、法5条4号及び6号イの不開示情報にも該当せず、開示すべきである。 （2）特定事業場Fに係る文書について （略） イ 法5条2号イ該当性

		特定事業場Fについても、上記アにおいて法5条1号に該当する部分を除いたその余の部分は、本来であれば、同条2号イの不開示情報に該当し得るものであるが、特定事業場Fが属する特定会社甲は既に廃業しているとのことであり、これらの情報を公にしたとしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じると言うことはできず、同号イの不開示情報に該当しない。 また、同じ理由により、当該部分を開示したとしても、もはや、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、犯罪の予防に悪影響を与えるおそれがあるとは言えないことから、法5条4号及び6号イの不開示情報にも該当せず、開示すべきである。
24-7	答申24（行情）538 「特定期間に尼崎労働基準監督署が特定会社の特定製品の製造作業に関して行った調査に係る文書等の一部開示決定に関する件」 昭和62年以前の特定事業場における特定事業や労務管理に係る内容について、年代的に相当程度古い情報であり、必ずしも、特定事業場が属する特定会社における現在の製造及び品質管理のためのノウハウ並びに内部管理情報が推測できるものとまでは言えないとして、5条2号イ該当性を否定した例	3 本件対象文書の不開示情報該当性について （略） （7）特定事業場関係資料（文書8） エ （略） （ア）当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該部分には、特定事業場における特定事業や労務管理に係る詳細な内容が記載されている。 諮問庁は、特定会社は、現在、石綿を使用せず同種製品の製造業務を行っているが、現在の生産手法や安全衛生管理手法等の各種ノウハウは、以前からの当該会社の様々な経験等の蓄積を経て、現在の企業活動に至っているものであり、本件対象文書の記載内容が古いからと言って、当該部分を開示すると、現在の法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると説明している。 （略） （イ）しかしながら、上記（ア）の154頁ないし156頁の監督指導経過における措置、衛生関係勧告指導事項及び結果を除いたその余の情報は、いずれも、昭和62年以前の特定事業場における特定事業や労務管理に係る内容であって、年代的に相当程度古い情報であり、必ずしも、特定事業場が属する特定会社における現在の製造及び品質管理のためのノウハウ並びに内部管理情報が推測できるものとまでは言えず、これらの情報を公にしたとしても、なお現在の当該会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるというべき事情は認められないことから、法5条2号イに該当しない。 また、これらを開示したとしても、事業場が労働基準監督機関に対する関係資料の提出等情報提供に協力的でなくなるなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ、同様の理由により、犯罪の予防に悪影響を与えるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから、法5条4号並びに6号柱書き及び同号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

24-8	答申 2 4 (独情) 4 6 号 「過去 5 年間の受託研究に係る受託の相手方及び受託金額を記した文書の一部開示決定に関する件」 受託研究名(開示されている)にカッコ書きでアルファベット及び数字により構成される記号が付されたものに係る企業等の名称について、当該記号部分は、当該研究の対象となる製品の型番について企業等が独自に付したものであるため、型番の規則性等により企業等の名称を特定することは十分可能であると認められるとして、5 条 2 号イ該当性を否定した例	1 本件対象文書について 本件開示請求は、過去 5 年間の受託研究に係る受託の相手方(企業等)の名称及び受託金額を記した書類の開示を求めるものである。 (略) 2 不開示情報該当性について (略) (2) (略) 当審査会で本件対象文書を見分したところ、なお企業名を不開示とする受託研究の中には、既に受託研究名及び契約金額(経年の投資規模)が明らかにされていることから、更に企業等の名称が開示された場合、企業等について競合する他社が把握しているであろう情報等により、受託研究の具体的な内容、研究開発の進捗状況やその動向が明らかとなる結果、企業等の競合優位性が喪失させられ、経営戦略上の変更を余儀なくされるなど事業等に支障を生ずるおそれがあるものが認められる。 また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、企業等の名称を不開示とする企業等の中には、類似の研究を研究所以外の研究機関等に依頼する場合や、他の研究機関等と共同研究等を行う場合があり、既に受託研究名及び契約金額が明らかにされていることから、更に企業等の名称が開示された場合、企業等に対する不信感が惹起され他の研究機関等から不利な扱いを受けるなど、企業等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨説明する。上記諮問庁の説明について、特段不自然、不合理な点は認められない。 さらに、企業等名を不開示とする受託研究の中には、他の企業(以下「顧客」という。)から依頼された研究成果の検証や評価を研究所に委託していることが、受託研究名から推認されるものがあり、企業等の名称が開示された場合、当該研究における顧客と企業等の関係が明らかとなる。そして、企業等の名称は本来、顧客と企業等との取り決めにより、相手の同意なしには公にされない内部管理情報に属するものであり、これが明らかになった場合、企業等に対する不信感が惹起され顧客等から不利な扱いを受けるなど、企業等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨説明する。上記諮問庁の説明についても、特段不自然、不合理な点は認められない。 そうであれば、上記諮問庁の説明する理由により企業等の名称を不開示とするものについては、法 5 条 2 号イに該当し当該部分を不開示とすることが妥当である。 しかしながら、索道用握索装置に関する受託研究のうち、受託研究名にカッコ書きで、アルファベット及び数字により構成される記号が付されたものについては、当該記号部分は、当該研究の対象となる製品の型番について企業等が独自に付したものであるため、型番の規則性等により企業等の名称を特定することは十分可能であると認められることから、当該受託研究に係る企業等の名称については、法 5 条 2 号イには該当しないので、これを開示すべきである。
24-9	答申 2 4 (独情) 5 6 号 「旧簡易生命保険契約に基	3 不開示情報該当性について (1) 法 5 条 2 号イ該当性

づく保険責任に係る再保険契約書等の一部開示決定に関する件」 ・ 処分庁と株式会社かんぽ生命保険（参加人）との間で締結された「旧簡易生命保険契約に基づく保険責任に係る再保険契約書」等について、他の生命保険会社が参入することは事実上困難であると考えられるなどとして、5条2号イ該当性を否定した例	ア 参加人の資本関係における競争上の地位について（略） イ 本件契約における参加人の競争上の地位について （ア）諮問庁は、本件契約の規定から、本件不開示部分が法5条2号イの不開示情報に該当する理由について、要旨次のとおり説明する。 A 機構との再保険契約及び業務委託契約の締結相手方は参加人であるが、機構法16条1項及び18条1項により、機構は、他の生命保険会社を相手方として、旧簡易生命保険契約に基づき機構が負う保険責任につき、機構と当該生命保険会社との間に再保険関係が成立する旨を定める契約及び簡易生命保険管理業務の一部を委託する契約を締結することができる仕組みになっている。 B 郵政民営化法162条は、旧日本郵政公社の民営化に際して定められた日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画において、再保険契約等の相手方を参加人として定めるにすぎず、その後においては、総務大臣の認可を受ければ、機構は再保険契約及び業務委託契約を参加人以外の生命保険会社と締結することが可能である。 機構法16条2項及び18条2項は、このような考え方にに基づき、本件契約の締結や解除に関する規定を定めているものであり、また、文書1の26条、文書2の25条及び文書3の30条において、「契約の解除」につき定めている。 このように、現時点では、参加人以外の生命保険会社が再保険又は業務委託を担うことができる仕組みとなっており、参加人は競合他社との競争に晒されていると言える。 C 機構法は、「契約の締結、変更又は解除」を想定しており（機構法16条2項及び18条2項）、将来においても機構と参加人との間の再保険契約及び業務委託契約が継続することを前提としていない。 したがって、当然、旧簡易生命保険契約の満期等による減少や参加人の経営状況等によって、機構が参加人との間の再保険契約及び業務委託契約を解除する可能性が存在する。 再保険契約が解除された場合の措置については、不開示とした契約解除時の返戻金（文書1の27条及び文書2の26条）に定めており、「機構は何の予算手当もないまま巨額負債を全て負担すること」とはならない。また、参加人は、独自の保険商品を販売しているので、旧簡易生命保険契約に係る業務が「唯一の業務」というのは明らかに事実と反するし、異議申立人は、更に解除時に想定される参加人の職員の雇用の問題等を指摘するが、仮にそのような問題が生じ得るとしても、「契約の締結、変更又は解除」を想定した機構法の規定を否定するものではない。 （イ）上記諮問庁の説明に対し、異議申立人は、要旨次のとおり主張する。 A 機構は、機構法16条及び18条の形式的な文言をとらえ
--	--

		て、総務大臣の認可があれば、他の生命保険会社が再保険契約等の相手方になり得ると主張するが、誤りである。同法は単に「手続」を定めたものにすぎない。郵政民営化法162条1項2号ロ及びハ、更に郵政民営化基本方針は、明らかに、参加人を再保険契約及び業務委託契約の相手方に指定している。 B 保険契約者である国民との旧簡易生命保険契約の当事者は依然として機構であるため、この状態で本件契約を終了させれば、機構は何の予算手当もないまま巨額負債を全て負担することになる。 また、参加人の唯一の業務がなくなるため、その職員雇用の問題などで重大な影響が生じ得る。その意味で、機構は参加人との間には、密接な依存関係にあることは明らかであり、この状況で、機構が総務大臣の認可を受けて、本件契約を解除することは現実的にもあり得ない。 本件契約は、旧簡易保険事業を民営化後も円滑に継続させ、または、機構から参加人へ資金を移転させるためのメカニズムとして作られた恒久的な契約関係である。それ故、本件契約が解除されることは実際問題としてあり得ない。 (ウ) 本件対象文書を見分した結果を踏まえ、上記説明及び主張内容について検討する。 A 諮問庁の説明するとおり、機構法16条1項及び18条1項の規定からすると、機構は、参加人以外の生命保険会社等と旧簡易生命保険契約に基づく再保険契約及び業務委託契約を締結できると解し得る。 そこで、どのような場合に参加人以外の生命保険会社等と契約締結を行うことがあり得るのかという点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に説明を求めさせたところ、次のとおりであった。 (A) 平成17年7月22日開催の参議院「郵政民営化に関する特別委員会」の議事録における国務大臣（郵政民営化担当大臣）の発言にも記載されているとおり、法律の制度設計上は、一般の民間銀行（本件で言えば一般の生命保険会社）とも一部委託契約ができるとされている。 (B) 具体的には、保有する旧簡易生命保険契約の減少などの将来的な状況変化が生じた場合や、参加人の経営状況等が悪化して破綻リスクが高まったような場合には、参加人以外の生命保険会社等との契約締結が行われる可能性は否定できない。 B 上記諮問庁の説明によると、法的に参加人以外の生命保険会社等との契約締結が可能と規定されており、参加人に何らかの状況の変化が起きた場合などには、当該生命保険会社等が本件簡易生命保険事業に参入することができる制度となっていることから、参加人は競合他社と競争関係にあるとのことである。 しかしながら、上記1のとおり、郵政民営化は、郵政民営
--	--	--

		化基本方針の閣議決定から始まり、郵政民営化法の制定を経て「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」の策定、そして「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」に沿って進められているところ、これら全ての法律及び計画において、機構は参加人を契約相手として旧簡易生命保険契約に基づく再保険契約及び業務委託契約を締結する旨規定している。 また、上記A（A）の参議院議事録において、「（別のところと契約）することが現実的であるとは想定していない。しかし、そういう場合も万々が一に想定して、法律上の制度設計としては同様の契約をできるようにした。」旨の国務大臣（郵政民営化担当大臣）の発言があるとおり、これらの法律及び計画は、原則として契約の相手先をかんぽ生命に限定した制度設計がされているものと認められる。 したがって、これら郵政民営化に関する法律及び計画、すなわち郵政民営化のスキームにおける機構及び機構法の位置付けを併せて鑑みるに、本件簡易生命保険事業については、参加人が継続してこれを担うことを前提として機構法を含む一連の法律及び計画が制定・策定されていることは明らかである。 そして、民営化に向けた改革は現在も継続中であり、上記法律及び計画からすると、現在は民営化に向けた「移行期」とされており、平成24年の郵政民営化法改正により完全民営化の時期は不透明であるものの、当面は郵政民営化のスキームにおける本件簡易生命保険事業の位置付け自体は変わらないものと認められる。 加えて、当審査会事務局職員をして、機構法14条（独立行政法人通則法30条）に定める「中期計画」の第1期（平成19年10月から同24年3月まで）及び第2期（平成24年4月から同29年3月まで）の内容を調査させたところ、いずれの計画においても、参加人に対してのみ再保険を含む簡易生命保険管理業務を委託することを前提とした上で、当該計画期間の業務運営が策定されていることが確認されている。 そうすると、機構においては、その設立当初から、参加人以外の生命保険会社等と再保険契約及び業務委託契約を締結する予定は存しなかったと認められる。このことは、下記ウ（ウ）Bのとおり、現在においても、参加人以外の生命保険会社等とこれらの契約を実施する体制にないことからもうかがわれる。 C 次に、機構法16条2項及び18条2項においては、諮問庁の説明するとおり、現在締結されている本件契約について、変更又は解除できる旨規定されている。 しかしながら、上記Bのとおり、郵政民営化に関する一連の法律及び計画並びに機構の「中期計画」のいずれもが、機構と参加人の再保険契約及び業務委託契約を前提に制定・策
--	--	---

		定されていることからすると、本件契約を解除する予定は存しなかったと認められ、このことは、現在に至るまで本件契約が解除されていなかったことから、裏付けられる。 D なお、諮問庁は、機構法の規定を拠り所として、機構が参加人以外の生命保険会社等と旧簡易生命保険契約に基づく再保険契約及び業務委託契約を締結できることを強調するが、本件に関しては、郵政民営化のスキーム全体から実質的に検討すべきものと考えられる。 E 以上のことから、郵政民営化に関する一連の法律及び計画（スキーム）並びに機構の「中期計画」のいずれもが、機構と参加人の再保険契約及び業務委託契約を前提に制定・策定されていることからすると、参加人以外の生命保険会社等が、旧簡易生命保険契約に基づく本件簡易生命保険事業に参加することは事実上困難な状況にあると認められる。 したがって、本件契約の規定を含む郵政民営化に関する一連の法律や計画等の観点から判断するに、参加人が生命保険会社等の競合他社と競争関係にあるとは言い難い。
25・10	答申 2 5（行情） 7 8 「食品中の放射性物質検査について」等の一部開示決定に関する件」 ・ 放射性物質検査結果における粉ミルクのブランド名について、検査対象の選択において必ずしも全ての製造業者のブランドを等しく取り扱っているとは言い難い印象を与えると言わざるを得ないこと等から、5条2号イに該当するとした例	2 不開示情報該当性について（略） (3) 食品のブランド名の不開示情報該当性について（略） エ アないしウのとおり、諮問庁等の公表資料及び研究報告においては、暫定規制値を超過した事例も含め「食品のブランド名」が記載されているものは認められなかった。 オ 本件対象文書のうち、文書 8 0 の開示部分には、測定対象の粉ミルクのブランドごとの放射性セシウム濃度が、文書 8 1 及び文書 8 2 の開示部分には、測定対象の粉ミルクのブランドごとの放射性セシウム濃度及び放射性ヨウ素濃度が記載されており、全て $5 \text{ Bq} / \text{kg}$ 未満と記載されている。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、これは、測定機器の検出限界が $5 \text{ Bq} / \text{kg}$ であり、測定対象となった全ての粉ミルクにおいて、$5 \text{ Bq} / \text{kg}$ 以上の放射性セシウム（または放射性ヨウ素）の検出は認められず、測定した範囲では不検出であったことを示しているとのことであった。 ところで、当該検出限界値を食品中の放射性物質の暫定規制値と比較すると、牛乳・乳製品に対する暫定規制値は、放射性セシウムは $200 \text{ Bq} / \text{kg}$ であり、放射性ヨウ素は $300 \text{ Bq} / \text{kg}$ であることから、当該文書中に測定対象として記載されている粉ミルク中の放射性物質は、当該暫定規制値を下回るものと認められる。諮問庁の説明によれば、暫定規制値を下回っている食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されているとされている。 また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、平成 2 4 年 4 月 1 日より、乳幼児用食品及び牛乳に係る食品中の残留放射性セシウム濃度の新基準値として $50 \text{ Bq} / \text{kg}$ が設定されたところであるが、新基準値は、従前の暫定規制値より厳し

		い基準となっている。これは、平成23年10月27日付けで食品安全委員会が厚生労働大臣に提出した「評価書（食品中に含まれる放射性物質に係る食品健康影響評価）」において、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性がある」との指摘を踏まえたものであり、本件の対象食品である粉ミルクは乳児用食品に該当するとのことであった。 カ 文書80ないし文書82は、上記（1）に記したように、国立医薬品食品衛生研究所が実施した粉ミルクに係る放射性物質検査について、その検査結果を諮問庁に報告したものであるが、当該検査において、検査対象となっている粉ミルクのブランド名について見分すると、ある製造事業者の場合は、複数のブランドが検査対象となっていること、別の製造事業者の場合は、一度検査したブランドについて、検体となるブランドを新たに別途購入して再度検査を行っていること、また、製造事業者によっては、いわゆる粉ミルクに加えて、特殊な加工を施したブランドも検査対象となっていること等が認められる。 この点について諮問庁は以下のように説明する。 仮に当該不開示部分を公にすると、消費者は複数のブランドが検査対象となった製造事業者のブランド、再度検査を行っている製造事業者のブランド、特殊な加工を施した粉ミルクも検査対象となった特定の製造事業者のブランドについては、放射性物質が残留しているおそれが高いのではないかとといった懸念を持つことにより、当該製造事業者のブランドや当該ブランドの購入を控えるという行動を取り得る可能性があると考ええる。すなわち、当該部分を公にすることにより、当該部分に記載された製造事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当する。 キ さらに、不開示とされた部分に記載されている粉ミルクの製造事業者に対し、ブランド名情報の開示の是非について、当審査会事務局職員をして諮問庁を通じて問い合わせたところ、全ての製造事業者が、ブランド名情報を開示することにより不利益を被るため、不開示を維持すべきであると回答したとのことであった。その理由は、法律に基づき定められた基準値内の低レベルであっても検出値と事業者名が公表された場合は、風評被害が発生し、不買につながるおそれがあることから当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかであること、現に、行政機関での分析結果のみが報道された場合でも、消費者からの当該事業者に対する問い合わせが発生しており、過失のない事業者にも不利益な結果となること等であるとのことであった。 ク 上記オのとおり、小児に対する放射線の影響は大人に比べ大きいと認められていることから、消費者は、乳幼児用食品中の残留放射性物質については、より敏感な反応を示すことが予想される。 また、上記カのとおり、国立医薬品食品衛生研究所が実施した検査は、検査対象の選択において、必ずしも全ての製造事業者のブランドを等しく取り扱うように行われたとは言い難い印象を
--	--	--

		与えると言わざるを得ない。 このため、ブランド名を開示すると、消費者は、特定の製造事業者の粉ミルクの購入を控えるなどの行動をとることも考えられるとする諮問庁の説明、また、風評被害が発生し、不買につながるおそれがあるとの製造事業者の説明は理解できるものである。 ケ 上記エないシクを踏まえると、「産地・製造者等」欄のうち、粉ミルクのブランド名については、これを公にすると、消費者に対して検査対象となった粉ミルクのブランド名を明らかにすることとなり、放射性物質濃度が暫定規制値及び新基準値の範囲内で安全に摂取できる食品であるにもかかわらず、消費者が当該ブランドの粉ミルクの購入を控えるといった行動をとる事態も想定され、生産者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。このため、当該不開示部分は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。
25-11	答申25（行情）85 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律届出資料のうち再処理等積立金の積立額算定に関する資料等の一部開示決定に関する件」 ・ 特定会社の使用済燃料再処理等積立金に関する届出書の減損ウラン回収率、転換役務代等の数値について、公にすれば取引業者・特定会社の実際のウランの取引価額及び役務代を算出することが可能となるとして、5条2号イに該当するとした例	3 不開示情報該当性について (1) 文書1について ア 文書1の不開示部分には、①減損ウラン回収率（1枚目及び3枚目）、②ウラン代、濃縮役務代、減損ウランの転換役務代及び減損ウラン回収率の算定（3枚目）、③天然八酸化三ウランの価額及び天然ウランの転換役務代（4枚目）並びに④濃縮役務代及び転換役務代の算定方法に関する数値等（4枚目）が記載されている。 イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定会社は、通常、ウラン精鉱の状態でウランを購入後、転換、濃縮、再転換及び成型加工の各工程につき役務契約を締結して燃料を製造しており、文書1については、特定会社の事業の実績に基づき、減損ウランの回収率及び単価を算出しており、当該不開示部分を開示すると、特定会社のウランの取引価額及び役務代が取引業者等に知られることとなり、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことであった。 ウ 当該不開示部分については、特定会社の事業の実績に基づくものであることを考慮すると、これを公にすることにより、特定会社のウランの取引価額及び役務代が取引業者等に知られることとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。
25-12	答申25（行情）88 「特定調査研究に係る総合評価方式による一般競争入札における「技術審査 評価（案）」等の一部開示決定に関する件」 ・ 総合評価方式による一般競争入札における入札業者	3 不開示情報該当性について (略) (3) 上記(1)及び(2)を踏まえ、異議申立対象部分の不開示情報該当性について検討する。 (略) ウ 文書13 当審査会において、文書13を見分したところ、当該文書は、4事業者から提出された東日本地域案件及び5事業者から提出された西日本地域案件に係る各提案書について、①必須の要求要

の評価に係る情報の一部について、公共調達方式における契約方式の特質、その透明化の要請の程度等を考慮し、公表済み、あるいは開示済みの部分との関係等具体的な事実関係を踏まえ、5条2号イに該当しないとした例 ・ また、入札情報に関する従来の答申との関係に言及するとともに、参加事業者は、落札できた場合に技術的評価が高まるなどの利益を受ける反面、低い評価を受けることによるリスクもある程度受忍すべきと指摘	件で「基礎点」となる各評価項目及び②「加点」となる各評価項目を評価し、その合計として「技術点」を算定した「技術審査評価（案）」と題された各案件別の表になっている文書であり、当該文書の不開示部分は、不合格となった事業者の名称、並びに「基礎点」及び「加点」の全ての評価項目に係る「評価」欄、「点数（自動計算）」欄及び「コメント」欄であることが認められる。 加えて、上記①の部分のうち、合格した事業者に係る不開示部分の「評価」欄及び「点数（自動計算）」欄、並びに不合格となった事業者に係る当該事業者の名称を除く不開示部分は、それぞれ文書10及び文書11の不開示部分と同様の記載内容であるほか、不合格となった事業者の欄外部分には、「不合格」と記載されており、当該部分については開示されていることがそれぞれ認められる。 そこで、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。 (ア) 合格した事業者に係る不開示部分 (略) ii 「加点」の各評価項目に係る部分 (i) 国が発注機関となるいわゆる公共調達については、国の予算で行われるのであり、結局のところ国民の税金により賄われることからすると、公共調達の適正さについての理解を国民から得るためには、公共調達に関する情報を積極的に国民に明らかにしていく必要がある。 そこで、当審査会において、平成18年8月25日の財務大臣通知「公共調達の適正化について」を確認したところ、その「前文」には、「今般、入札及び契約に係る取扱い及び情報の公表等について、現在までに取り組んできた措置等も含め、改めて、下記のとおり定めたので、入札及び契約に係る手続きの一層厳格な取扱いを行うとともに、情報公開の充実に努められたい。」とあり、また、「総合評価方式の拡充」の部分には、「総合評価方式の実施に当たっては、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要であることから、総合評価の結果の公表を徹底する」とされているほか、「契約に係る情報の公表」の部分には、「次に掲げる事項を公表しなければならない。」として公表すべき事項を列挙していることが認められる。 (ii) 総合評価落札方式に関する「基礎点」及び「加点」の各評価項目に係る評価内容は、上記財務大臣通知で公表すべき事項とされた情報ではないが、当該財務大臣通知で公表すべきとされている事項は、最低限公表する事項であると解すべきであり、これら以外の情報については、それぞれの行政文書に記載された情報が法に定める不開示情報に該当するか否かにより判断すべきであり、原処分においても、当該財務大臣通知で公表すべきとされている事項以外の情報についても開示されている。 (iii) 「加点」の各評価項目に係る不開示部分を見分したとこ
---	---

		ろ、その記載内容は、各事業者が提出した提案書の内容そのものの記載ではなく、各外部有識者に送付した文書9（原処分で全部開示されている。）の2枚目「技術評価基準表」にあるチェックポイントに掲げた各項目（以下「チェックポイント項目」という。）に照らして当該各提案書を評価した内容が記載されていることが認められる。また、「コメント」欄の記載は、上記チェックポイント項目の記載内容に即したものとなっていることが認められる (iv) 諮問庁は、上記（2）イ（イ）のとおり、本件入札に係る評価結果は不開示とすべきであると説明することから、以下、上記（i）ないし（iii）を踏まえ、「加点」の各評価項目に係る不開示部分の不開示情報該当性について検討する。 A 「評価」欄及び「点数（自動計算）」欄 (A) 「基礎点」の各評価項目は、合格した事業者から提出された各提案書の内容が仕様書で示す最低限の要求要件を満たしているか否かの審査であるのに対し、「加点」の各評価項目は、当該各提案書に記載された内容が調査研究という本件案件に相応しいものであるか否かを審査するものであると解することができる。 そこで、本件入札に係る総合評価基準である文書1及び文書2を見分したところ、「加点」の各評価項目については、評価に応じ評価基準に示す範囲内で得点を与えるとして、①「相対的に優れている」、②「相対的にやや優れている」、③「標準」、④「相対的にやや劣っている」、及び⑤「相対的に劣っている」との5区分の評価基準を設けており、当該各評価項目の配点に対し、上記①については100%、②については80%、③については40%、④については20%、そして⑤については0%の割合で「加点」を加えられているほか、当該各評価項目に係る評価の観点を示し、根拠が具体的であり優秀な提案であると判断できる場合や高度な追加提案があった場合にはこれを高く評価するとされていることが認められる。 そうすると、「評価」欄及び「点数（自動計算）」欄は、上記のとおり、合格した事業者から提出された各提案書の内容について、「加点」の各評価項目の評価の観点から、正にその優劣を審査した結果であると解される。 (B) 文書13の見分結果によれば、不合格となった事業者も含め全ての事業者の「加点」の合計点が開示されており、その点数は、「0」点から「72」点と幅があり、これには、「加点」の合計点数が「0」点や「3」点といった低い事業者のものも含まれていることが認められる。このうち、「0」点の事業者については、
--	--	--

		開示されている合計点数から、「加点」の各評価項目の全てについて「相対的に劣っている」との評価であることが自ずと明らかになる。また、「3」点の事業者については、上記（A）の評価基準に照らすと、同じく開示されている合計点数から、「10」点及び「5」点の配点となっている各評価項目について「相対的にやや劣っている」との評価であり、「20」点の配点となっている3つの評価項目の全てについて「相対的に劣っている」との評価であることが自ずと明らかになる。 諮問庁は、「加点」の各評価項目に係る「評価」欄及び「点数（自動計算）」欄について、法5条2号イの不開示情報に該当すると説明するが、本件では、原処分において「加点」の合計点数が全て開示されているから、その内訳である「評価」欄及び「点数（自動計算）」欄の記載も、上記（A）の評価基準と照らし合わせることで、相当程度推定できるものと解される。 （C）そうすると、原処分において「加点」の合計点数を全て開示している本件においては、合格した事業者に係る不開示部分のうち、「加点」の各評価項目に係る部分の「評価」欄及び「点数（自動計算）」欄を公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イに該当しない。 （D）次に、法5条6号柱書き該当性について検討する。一般に、行政機関の職員による意見を公にすることによって、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、事務の適正な遂行に支障が生ずる場合も考えられる。 しかしながら、本件入札においては、仕様書で求めている性能等の要求要件をどのような観点から評価するかについて、本件総合評価基準において評価する項目ごとに明確に示されている。 そして、諮問庁の口頭説明によれば、総務省における技術評価においては、評価を担当する各職員が評価した後に評価した職員全員で調整した上で、総務省としての評価点などの評価内容を決めているとのことであるから、合格した事業者に係る不開示部分は、評価について明確に示された本件総合評価基準に基づき複数の審査担当職員が審査した結果を取りまとめ、情報通信利用促進課の評価としてその内容が記載されている部分であると認められ、個々の審査担当職員の個人的な評価と言うことはできない。 また、審査項目が細分化され、個々の基準が相当程度詳細にされた本件総合評価基準を前提として審査
--	--	---

		するのであるから、審査担当職員以外の職員が審査したとしても評価結果に大きな差異が生じることは想定し難い。 そうすると、審査の基準である本件総合評価基準が事前に公表されている状況で、情報通信利用促進課の評価の内容を公にしても、審査を担当する職員が外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより、率直な意見の表明や適正な審査が困難になるとは認められない。 したがって、合格した事業者に係る不開示部分のうち、「加点」の各評価項目に係る部分の「評価」欄及び「点数（自動計算）」欄については、これを公にしても、今後、総務省において行われる総合評価落札方式に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当しない。 (E) 以上のことから、「加点」の各評価項目に係る部分の「評価」欄及び「点数（自動計算）」欄については、法5条2号イ及び6号柱書きに該当せず、開示すべきである。 (略) 4 諮問庁の理由説明について (1) 公共調達に関する情報開示の在り方について 諮問庁は、そもそも開示・不開示の判断は、(公共調達の) 契約方式のいかんにかかわらず、行政文書の情報が法5条各号に規定する不開示情報に該当するか否かによろして、総合評価落札方式でない調達案件について判断した平成16年度17号答申及び同22年度188号答申と同様に、同条2号イ及び6号柱書きにより不開示とすべきであると説明する。 しかしながら、法5条2号イの「正当な利益を害するおそれがある」又は同条6号柱書きの「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と認められるか否かについては、当該事案における「正当な利益」又は「適正な遂行」を踏まえて検討し判断すべきであるから、異議申立対象部分の不開示情報該当性の判断に当たって、公共調達における各契約方式の特質や、政府の方針などに示される透明化の要請の程度等を考慮することは当然のことである。 なお、国が売買、賃貸、請負その他契約の発注機関(当事者)となるいわゆる公共調達に関しては、会計法及び予算法の規定に基づき契約することとされており、契約に当たっては、公告をして申込みをさせることにより競争に付す一般競争入札を原則(同法29条の3第1項)とし、例外として、指名競争入札(同条3項)及び随意契約(同条4項)の方法があるとされている。 そして、総合評価落札方式は、一般競争入札の一種であって会計行為であるのに対し、公募や企画競争は、随意契約の過程であって会計行為の準備行為であり、随意契約が認められる範囲に限定され
--	--	--

		る。したがって、総合的に評価するという行為が手続上同様に行われる場合でも、求められる透明性の程度は異なるというべきであり、そのことが法による開示・不開示の判断に影響することは、当然に想定されることである。 (2) 審査会の先例答申について 公共調達に係る情報の開示請求に関して、当審査会は、平成16年度17号答申及び同22年度188号答申にとどまらず、数多くの答申において判断しているが、それは契約の方式、文書の様式、公表済みあるいは開示済み部分、不服申立てにおいて開示を求めている部分、不開示の理由とされる規定が異なる中で、事案ごとに判断を示してきたものであって、この意味においても、仮に異議申立対象部分を開示すべきと審査会が判断するならば先例答申の判断と異なるとする、諮問庁の指摘は当たらない。 本件案件は、公募や企画競争に係る案件ではないことに加え、異議申立対象文書は、総合評価落札方式における提案書について評価した内容を各外部有識者に送付した文書であって、提案書自体ではなくそれに対する評価であるほか、当該文書の記載は、本件案件の担当課である情報通信利用促進課という組織としての評価であり、個々の評価者の評価内容が分かる記載は認められない。そして、前述のとおり、既に、落札者を含む入札業者名（不合格となった事業者を除く。）、各事業者の入札金額、総合評価点、総合評価点の内訳である「技術点」及び「価格点」は公表されている。さらに、原処分において、上記公表事項に対応する部分及び「技術点」中の「基礎点」と「加点」のそれぞれの合計点等が開示されている。 本件は、このような制度上及び運用上一定の情報が公にされているという前提の下、情報通信利用促進課という組織としての評価が記載された異議申立対象部分の開示が争われたものであって、これと同様の事情の下で判断した先例答申は存在しない。そして、こうした具体的な事実関係を踏まえた事情の下で、上記3のとおり、慎重に開示・不開示を判断したものである。 5 参加人の意見等について 本件入札に参加した事業者から不開示部分を維持するよう求める参加申立てがなされた。法に基づく開示・不開示の判断においても、公共調達に参加する事業者のノウハウや内部管理情報等の保護する必要がある情報については、法5条2号イの不開示情報に該当することになる。 公共調達に係る情報に関する答申の多くは、事業者がどのような評価を受けたかという情報は知られたくない、秘匿したい情報であるとし、提案内容がどのような評価を受け、どのような理由から不採択となったかということが公にされることによって、当該案件に関する評価のみならず当該法人等全体に対する評価に影響を与えるとしている。かかる一般論を否定するものではないが、これまでの答申の判断も、いかなる事業についてのいかなる内容の評価情報についても、また、いかなる事業者についても、不採択になったことやその際の評価情報が例外なく当然に当該法人等全体に対する評価を低下させ、正当な利益を害するおそれがあるので法5条2号イに該当するとしてい
--	--	---

		るとまでは解し難い。 本件については、一定の事項について制度上公表・開示される取扱いがなされているという前提の下、こうした公表済み・開示済み情報の範囲等本件に関する事情を踏まえて個別具体的な審査を行い、評価に係る情報の一部については、法5条2号イに該当しないと判断したものである。 なお、総合評価落札方式に参加する事業者は、国から技術評価を受けることを承知した上で自らの判断で参加することを選択したものであり、落札することができれば経済的利益だけでなく事業者としての技術評価も高まるものと考えられるから、その反面、低い評価を受けることによるリスクもある程度は受忍すべきである。法5条2号イが法人等の「正当な利益」を害するおそれがある場合に不開示とする旨定めている趣旨に照らしても、落札できなかった場合に事業者に不利益な情報が一切開示されないという期待までは保障されるものではない。
25・13	答申25（行情）295 「中小企業向け為替デリバティブ取引状況（米ドル／円）に関する調査の結果について」に関して金融機関から提出を受けた調査表の一部開示決定に関する件」 ・ 為替デリバティブ取引状況に関する調査表の項目及びその注記について、金融庁があらかじめ作成したデータ部分であって、各調査表に共通する記載内容であることなどから、5条2号イに該当しないとした例	2 本件不開示情報該当性について (1) 本件対象文書は、諮問庁が、平成23年3月11日、ホームページ上で平成16年度以降に販売された為替デリバティブ取引の全販売契約数、平成22年9月末現在の残存契約数、同年1月以降に金融機関に寄せられた苦情件数、集計可能な中小企業の通算損益の状況を公表するに先立ち、各金融機関（銀行121行）に対し、同年9月30日時点における為替デリバティブ取引の状況について調査（本件調査）を行った際、各金融機関からこれに関する情報として提出を受けた調査表である。 (略) (5) 項目及びその注記部分について ア しかしながら、別紙2の「開示すべき」部分欄に掲げる部分は表の項目部分及びその注記部分（以下「項目部分等」という。）であり、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、項目部分等は、金融庁が予め作成した書式データ部分であることから、各調査表に共通の記載内容となっているとのことである。そうすると、当該不開示部分を公にしても、それぞれの調査表がどの金融機関から提出されたものか分からないので、金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと考えられる。 イ この点について、前記諮問庁の説明及び諮問庁から徴した口頭説明の結果によれば、諮問庁は、どのような調査が行われたか判明すると、敏感に反応するデリバティブ取引の性質から、金融市場や金融機関の経営に影響を与える可能性があり、また、自ら公表しなかった調査項目が明らかになることにより様々な憶測を招くと主張する。しかし、金融機関によるデリバティブ取引により中小企業に多くの損失が生じていることは広く報じられ認識されているところであり、公表されていない調査項目が明らかになることにかかる認識が大きく変化することの十分な根拠は示されていない。当該不開示部分は、これを公にしても、個別金融機関を特定する手掛かりとなるものではない上、調査への回答内

		容や回答金融機関名は基本的に金融機関側の情報、すなわち、第三者の情報であるのに対し、項目部分等はこれらと異なり、調査によりどのような情報を収集しようとしたかという行政の活動そのものに係る情報であり、説明責任が直接要請される場面であることからしても、当該不開示部分を公にすることにより、金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、法5条2号イの不開示情報には該当しないと解される。
25-14	答申25（行情）409 「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務に関して落札業者が提出した企画書等の一部開示決定に関する件」 ・ 業務委託契約の入札に参加した業者が提出した企画書の一部について、既に開示された部分その他の記載等から容易に推察可能であることなどを理由に、5条2号イに該当しないとした例	2 本件不開示情報該当性について (略) (2) 別紙3に掲げる本件不開示部分のうち、文書1について (略) イ 法5条2号イ該当性 (ア) 企画書の一部について i 当該不開示部分には、環境省から示された仕様書に沿って環境センターが企画した提案内容である「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務」の具体的な内容、実施計画、実施体制等が詳細に記載されているものと認められる。これは、当該法人の独自の創意工夫によって作成された提案であり、当該法人の内部情報であって秘匿性が高いものであると認められる。 よって、当該不開示部分は、一般に、これを公にした場合、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するものと解されるが、本件においては、平成23年度前記企画に係る業務の完了後に作成された報告書（文書4）が原処分で一部開示されていることから、同開示部分の記載内容を踏まえ、当該不開示部分の不開示情報該当性について、更に検討することとする。 ii まず、平成23年度企画書の中で検討会の構成員として複数名の氏名等が提案されており、報告書（文書4）の中では検討会に出席した委員の氏名等が記載され、開示されている。企画書に記載されているのはあくまで構成員の案であり、企画書に記載された構成員が必ずしも委員に選ばれるものではなく、報告書（文書4）に記載されている委員と企画書に記載されている構成員が一致しない場合もある以上、報告書（文書4）に記載されている委員の氏名等が公にされているからといって、企画書に記載されている構成員の氏名等が公になっているものとは言えない。 また、平成23年度企画書に記載されている業務の実施計画と報告書（文書4）に記載され、開示されている業務の実施結果を比較したところ、両者はほぼ同一内容であると認められたものの、その表現方法を異にしており、企画書で用いられた表現方法はそれ自体が企業ノウハウの一つと評価できるものであった。 したがって、原処分で一部開示された報告書（文書4）の記載内容を踏まえても、上記企画書の不開示部分は、法5条

		2号イに該当するものと認められる。 iii 次に、平成23年度企画書の中で紹介されている先行事例2件と同一の事例が報告書にも記載され開示されているが、企画書の2件の事例の記載内容を確認すると、報告書に記載された内容とは異なる部分が散見され、この2件の事例の記載内容については、それ自体が企業のノウハウの一つとして評価できるものであるから、法5条2号イに該当すると認められる。 しかしながら、報告書（文書4）に記載されている事例4件については、ホームページ等で紹介されるなど、いずれも保護動物の譲渡に関して知られている事例であると解され、企画書の2件の事例の件名部分、すなわち、別紙4の区分1、開示すべき部分欄に掲げる部分については、これを公にしても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認められるから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。 iv さらに、仕様書が原処分で開示されていること、また、環境省が企画書の募集を行う公示の際に、別紙様式AないしEを含む平成23年度及び同24年度の「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務の概要及び企画書作成事項（以下「企画書作成事項」という。）」が、企画書の提出期限まで同省のホームページに掲載されていたことから、当該仕様書の記載内容及び企画書作成事項に照らして検討するに、別紙4の区分2、開示すべき部分欄に掲げる部分は、仕様書の記載から容易に推察できる部分、又は、企画書作成事項に記載され、あるいは、そこから容易に推察できる部分、若しくは企画書という文書の性格上当然に記載されるものと推察できる部分である。したがって、これを公にしても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないことから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。 v その他の不開示部分については、そもそも報告書（文書4）や仕様書には記載がなく、また、記載があったとしてもその内容が大きく異なっているものであるから、前記iのとおり、法5条2号イに該当するものと認められる。 （略） エ 法5条6号ロ該当性（予算額等について） 本件業務のような契約においては、毎年同じ仕様により定型的、継続的に契約を行っているものではない。そうすると、平成23年度及び同24年度「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務」に係る措置請求書における価格及び予定価格調書の一部並びに平成24年度福島県動物救済本部ランニングコスト概算の一部、福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務経費内訳書の一部については、当該不開示部分を公にしても、今後の同種業務に係る予定価格が類推されるおそれはなく、契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者として
--	--	---

		の地位を不当に害するおそれはないことから、別紙４の区分３、開示すべき部分欄に掲げる部分は、法５条６号ロに該当せず、開示すべきである。
25-15	答申２６（行情）１８ 「特定法人の法人税確定申告書に添付されている貸借対照表等の不開示決定に関する件」 ・ 特定法人が法人税の確定申告書に添付した貸借対照表等について、別途、民事訴訟手続において内容虚偽の文書を証拠として提出したという特異な経緯を有することから、５条２号イに該当しないとした例	２ 本件不開示部分の不開示情報該当性について （１）審査請求人は、本件開示請求の理由として、本件訴訟において、特定法人１が提出した本件訴訟証拠は偽造されたものであり、偽造文書の元となる文書は、本件対象文書であり呉税務署にしか残っていない。したがって、本件開示請求を行い、本件対象文書の開示がなされたならば、本件訴訟証拠の真偽を確認し、偽造された文書であれば刑事告訴及び本件訴訟につき再審請求を行うとしている。 そこで、諮問書に添付された行政文書開示請求書を確認したところ、「別紙の通り」との記載が認められたが、当該別紙が添付されていないことから、当審査会事務局職員をして諮問庁に当該別紙の提示を求め確認させたところ、情報開示請求と題した呉税務署長あての書類が添付されており、本件申立理由や請求理由等のほか、特定法人１が本件訴訟で証拠として提出したとする当該法人に係る平成１６年１０月１日から同１７年９月３０日の事業年度の確定申告書（呉税務署の收受日付印、「控」の押印及び「乙第１２号証」の押印が認められる。）、貸借対照表（「乙第８号証」の押印が認められる。）、仮払金等の内訳書及び貸付金・受取利息の内訳書（広島地方裁判所特定支部の受付印の押印が認められる。）が添付されていた。 当該行政文書開示請求書に添付されていた資料は審査請求人の言う本件訴訟証拠であると認められ、本件訴訟証拠及び審査請求人が審査請求書補正書に添付した本件訴訟の判決文（資料２）によれば、本件対象文書と同じ法人税確定申告書に添付されている貸借対照表並びに仮払金等の内訳書及び貸付金・受取利息の内訳書にあたるものが証拠として提出され、それを判断根拠の一つとして判決が下されていることが認められる。 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、その記載内容は本件訴訟に証拠として提出された貸借対照表並びに仮払金等の内訳書及び貸付金・受取利息の内訳書とは異なる場所があった。 （２）法５条２号イ該当性について 諮問庁は、そもそも、法においては、何人も開示請求でき、また、法５条にいう「公にすること」とは何人にも知り得る状態に置くことを意味しており、その前提で不開示情報該当性の判断をするよう定められているから、法５条２号のいう「正当な利益」とは、およそ経済活動を行う法人であれば一般に有している権利利益のことであり、その正当な利益が害されるおそれがあるかを判断すべきであるとし、本件対象文書は、これらの一部でも公にした場合、特定法人１の財政状況等が明らかになることにより、特定法人１が同業他社との競争関係において不利となるなど、特定法人１の正当な利益を害するおそれがあるから、法５条２号イの不開示情報に該当すると主張する。 しかし、当審査会の審議を通じて、特定法人１は本件対象文書と

		同じものとして実際には異なる内容の文書を真正な文書として裁判所に提出していたことが認められるのであり、上記（１）のような特異な経緯の下で自己の財政状況について複数の公的機関に異なった内容の申告をしているのであるから、本件対象文書に記載された財政状況に関する情報は全体として当該法人のために保護すべきものとは認められない。 なお、法５条２号イは、「正当な利益」を害するおそれを要件としており、法人等の利益が正当とは認められない場合にはこれに該当しない。この該当性の判断は個別にされるべきものであって、経済活動を行う法人が一般的に有している権利利益については「正当な利益」に該当することが推定されるものの、そのようなものについても当該事案の個別的な事情により「正当な利益」に当たらないと判断されることがあるのは当然である。 よって、本件不開示部分は公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、法５条２号イには該当しない。 （３）法５条６号柱書き該当性について 諮問庁は、本件対象文書を公にした場合、特定法人１の正当な利益を害するおそれがあるため、じ後、書類の提出をちゅうちょするなど適正な申告が行われなくなるおそれがあり、ひいては税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。さらに、税務職員は、国家公務員法１００条の守秘義務に加え、国税通則法１２６条により更に重い守秘義務が課されているのであり、その趣旨は、納税者が国税当局に対し真実の事業内容等を申告しても、税務職員はこれを漏らすことをしないという保障を納税者に対して行い、これを担保にすることによって納税者についての真実の課税要件の把握を容易にして、税務行政の適正な執行を確保するものであるから、どのような理由であれ、国税当局が申告書等を公にすることになれば、当該納税者はもとより他の納税者の税務行政に対する理解と協力が得られず、申告納税制度の下で円滑かつ適正な税務行政の執行を確保することが困難となり、公務の遂行に著しい支障を生じるおそれがあるから、法５条６号柱書きに該当すると主張する。 しかし、上記（２）で述べたとおり、本件不開示部分は公にすることにより特定法人１の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、これを公にすることで、じ後、適正な申告書類の提出をちゅうちょすることになるとはいえない。 すなわち、特定法人１は、本件対象文書と同じものとして異なる内容の文書を他の公的機関に提出しているのであり、このような特異な事情が認められる場合においてもなお特定法人１の利益保護を理由として不開示とするなら、かえって真正な事実資料に基づく公正な税務行政に対する疑いを惹起させ、適正な納税への国民の意欲を損ない、税務行政の適正な運営にも支障を及ぼすことになろう。 もともと当該法人には適正な確定申告をすべき法律上の義務があることに照らしても、本件不開示部分を公にしない場合に比べて、公にすることで適正な申告が行われなくなるおそれがあるとは
--	--	--

		言えず、法5条6号柱書きに該当するとは認められない。 なお、税務職員は一般の公務員より重い守秘義務を負っているが、法に基づく請求に対し開示すべき場合に開示することは税務職員にとっても法的義務であり、その範囲で守秘義務は解除される。このことは先例答申（平成14年（行情）答申第459号）において明らかにしているとおりである。 （4）諮問庁は、通常、開示請求を受けた行政機関においては、他の公的機関にどのような文書が提出されているのかを把握しておらず、また、開示請求の背景にある個別的事情を知り得ない状況の下では、開示請求を受ける都度、それら事実について確認の上、開示・不開示を判断することは困難であると主張するが、本件については、審査請求人が開示請求や審査請求などの際に提出した資料によって、上記（1）のような特異な経緯のもとで本件対象文書と同じものとして異なる内容の文書を他の公的機関に提出していることが判明したことから、当該判明した事実を踏まえて判断したものであり、開示請求を受けた行政機関に対して、一般的に他の公的機関にどのような文書が提出されているかといった背景事情を積極的に把握することまでを求めるものではない。
26-6	答申26（行情）59 「平成24年度公証事務検閲に関する文書の一部開示決定に関する件」 登簿番号（公証人が作成した公正証書等の事件数に応じて付される一連の番号）、集団嘱託人に関する情報について、公証人の能力等に関する情報と解されるおそれがあるとして、5条2号イに該当するとした例	2 不開示維持部分の不開示情報該当性について （1）登簿番号及び集団嘱託人に関する情報（略） イ 検討 （ア）本件対象文書を見分したところ、当該不開示維持部分は、文書2の「検閲範囲」欄中の「登簿番号」欄の各記載内容及び「集団嘱託人」欄の記載内容並びに文書3の「検閲範囲」欄中の「公正証書」、「認定定款」及び「電子定款」の各欄の番号の記載部分並びに「集団嘱託人（代理人）の氏名・名称」欄の記載部分であると認められ、当該登簿番号により、個別の公証人が本件の検閲の対象とされた一定の期間内に取り扱った公正証書や定款等の件数が明らかになり、また、集団嘱託人の記載内容から、個別の公証人に係る集団嘱託人の有無の状況等が明らかになることから、これらはいずれも、個別の公証人の業務量を表す情報であると認められる。 諮問庁は、当該不開示維持部分について、これらを公にすると、法5条2号イに該当すると説明するが、審査請求人は、公証人は国家公務員たる身分を有するものであるから、そもそも同条2号の適用はないと主張するので、まず、公証人の同条2号の適用の有無について、検討する。 公証人は、法務大臣が任命する実質的な公務員と解されているものの、その職は国家公務員法2条に規定する国家公務員の職には属しないとされていることから、法においては、公務員等には含まれない。一方、公証人は、嘱託人から手数料等を徴収し、その収入の中から役場の賃料等経費を賄い、役場を運営しているという実態を踏まえると、その業務に関する情報は、法5条2号の事業を営む個人の当該事業に関する情報と解される。

		(イ) そこで、当該不開示維持部分の法5条2号イ該当性について検討する。 公証人は、公証人法に定められている公正証書の作成や会社法等の定款の認証等の公証事務を行うこととされ、その収入は公証人手数料令に定められた一定の手数料等のみであること、その職務も所属する法務局等の管轄内のみでしか遂行することができず、自ら設けた単一の公証人役場内で業務を扱うこととされているなど、その職務の遂行には、公証人法上の制限を受けている。 また、諮問庁は、定款の認証については、近年、会社関係規定の改正が相次いで行われ、株式会社の機関設計の柔軟化・多様化等に合わせて、その審査内容も複雑・困難化しているところ、少しでも早くかつ円滑に手続を終えることを希望する傾向にある嘱託者が、高度な法律知識と経験を要する定款認証を速やかに行うことができる者として、より多くの認証業務を取り扱い、定款認証業務に精通している公証人に嘱託をしようと考えていることは容易に考えられる旨説明する。 そうすると、公証人の行う業務は、公証人法等により大きく制約されているといえるところ、個々の業務量に関する情報が公にされると、嘱託を考えている者が「どの公証人に嘱託を依頼するか」の判断は、公証人が処理した業務量の内容いかんで大きく影響を受けることになり、業務量の少ない公証人は更に嘱託件数が減少し、それに伴い手数料収入等も減少し、公証人役場を運営するための経費を賄うことができなくなり、ひいては役場の維持自体が困難になるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。 したがって、当該不開示維持部分は、個別の公証人の業務量を表す情報であるところ、これを公にすると、当該情報を公証人の能力等に関する情報と解されるおそれも否定できず、その結果、公証人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることは妥当である。
26・7	答申26（行情）164 「「自衛隊の機動展開に関する調査研究 調査研究報告書」の一部開示決定に関する件」 国から調査研究を受託した法人が、自らの判断でヒアリング対象者と不開示等の約束をしても直ちに情報公開法上の不開示理由となるものではないが、本件は、その特殊性から特別な配慮を行う	3 不開示情報該当性について (1) 法5条2号イ該当性について 諮問庁は、理由説明書において、特定法人は、他への公開をしないことを前提に聞き取り調査等を行うなどして情報提供を受けており、本件対象文書2の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）を公にすることにより、特定法人と聞き取り対象者ないし情報提供者との信頼関係が損なわれ、特定法人の正当な利益を害するおそれがあると説明する。 また、諮問庁は、補充理由説明書において、上記不開示理由に加え、各種調査研究を主な業務とする特定法人のヒアリング結果に基づいた課題等の分類、分析手法、輸送シミュレーション手法は、いずれも特定法人の企業ノウハウであり、本件不開示部分が公にされた場合、同様の業務を行う競合する他社に容易に模倣されるおそれもあり、特定法人にとって著しい不利益となるとも説明する。

必要性・合理性が認められ、ヒアリング対象者から受けた情報や当該対象者を推知できる情報を公にすると受託法人とヒアリング対象者等との信頼関係が損なわれ、ひいては受託法人の社会的信用の低下を招くおそれがあると認められるとして、5条2号イ該当性を認めた例	なお、諮問庁は、理由説明書及び補充理由説明書において、本件不開示部分が法5条2号に該当するとのみ主張しているが、その記載内容に照らせば、同号イに該当すると判断したものと認められる。 そこで、諮問庁が本件不開示部分につき法5条2号イに該当すると判断した理由の詳細について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりである。 ア 本件対象文書2の開示、不開示は、統幕担当者と特定法人担当者との間において複数回の協議を重ね、その結果として判断したものであり、本件不開示部分は、特定法人が、統幕の指示の下、非公開を前提に各法人から得た情報及びその情報を基に特定法人が評価及び分析等を加えた部分から成る。なお、特定法人が、公刊されている資料から得た情報そのものは、開示している。 イ 本件対象文書2に記載されている調査研究（以下「本件調査研究」という。）は、国内外における輸送力が調査及び分析の主要な対象であったことから、特定法人は、国内については、船舶を運行する国内の民間法人及び業界団体（以下「民間法人等」という。）からヒアリング調査を行い、また、国外に関しては、防衛産業や各国政府向けに情報を提供する軍事情報会社（以下「外国法人」という。）と契約を交わした上で、当該調査に必要な情報を得た。 ウ 本件調査研究は、緊急事態における特定地域への民間の輸送力を活用した自衛隊の人員、物資等の機動展開という機微な事項を対象に含むという特殊な事情を有していたことから、特定法人は、国内の民間法人等にヒアリング調査を行う際には、本件調査研究の上記特殊性に鑑み、民間法人等に不利益が及ばないように配慮し、当該調査内容について、防衛省以外、あるいは国土交通省が管轄する法人については防衛省及び国土交通省以外の外部には公にしない旨を記載した書面を提出した上で、ヒアリング調査への回答を依頼した。 また、回答した民間法人等も、社名等が公開されないことを前提とし、かつ、公式見解ではない旨を断った上で、意見を回答するなどしている。 そして、外国法人については、情報提供先法人名及び情報の出典を除き、具体的な内容及び数値等については、公表しないとの契約を交わすことによって情報を得た。 (2) そこで、当審査会において、諮問庁から、特定法人が国内の民間法人等にヒアリング調査を行う際に用いた書面の提示を受け、確認したところ、「基本的に貴社からの調査内容を防衛省（及び国交省）以外の外部に開示又は公表することはございません。」との記載が認められた。 なお、特定法人と外国法人との契約書については、契約書自体が非公表として取り扱う契約であるため提示はできないとのことであり、確認できなかった。 そこで検討するに、国内の民間法人等に対する上記調査に当たって用いられた上記書面は、上記（1）ウの諮問庁の説明を裏付ける
--	---

		ものである。また、外国法人についても、当該法人が軍事情報を取り扱う法人であることからすれば、国内の民間法人等に対する上記配慮と同様に、非公表とする契約を交わして情報を得たとする諮問庁の説明は不自然、不合理ではない。 さらに、当審査会において、本件調査研究の役務契約に係る上記仕様書を確認したところ、「契約相手方は、本業務の履行にあたり知り得た事項について守秘義務を負い、その効力は本契約終了後も継続するものとする。」との条項が設けられており、特定法人自身も、本件調査研究において知り得た事項については守秘義務を負うものとされていることが認められた。 そして、諮問庁の説明によれば、当該ヒアリング調査は、事前に依頼元である統幕と調査内容等の細部を調整した上、統幕の指示の下、その調査内容を万全なものにするために行ったとのことであり、諮問庁の上記説明等を併せ考えると、特定法人は、外部に公にされないことを前提にヒアリング調査等を行い、国内の民間法人等や外国法人から情報を得たものと認められる。 また、特定法人は、緊急事態における特定地域への民間の輸送力を活用した自衛隊の人員、物資等の機動展開という機微な事項を対象に含む本件調査研究の特殊性から、調査に協力したという事実が公になることによりもたらされる不利益を理由として民間法人等が協力が消極的になるなど、十分な調査の実施に支障が出るのではないように配慮し、統幕の指示の下で、一定範囲の情報について公開しないことを前提にヒアリング調査等を行ったものと認められる。 以上を踏まえて検討するに、調査研究を受託した者が、自らの判断で、ヒアリング対象者との間で不開示等の約束をしたとしても、そのことをもって、直ちに法に基づく開示請求においてまで、当然に不開示とする根拠となるものではないが、本件においては、本件調査研究の上記特殊性から、ヒアリング対象とされた国内の民間法人等や外国法人に対して特別な配慮が必要であり、かかる配慮を行ったことには合理性が認められる。 したがって、当該法人から受けた情報又はヒアリング対象を推知できる情報については、これを公にすると、特定法人とヒアリング対象者ないし情報提供者である法人との間の信頼関係が損なわれ、ひいては特定法人の社会的信用の低下を招くおそれがあると認められる。 (略) (4) そして、本件不開示部分のうち、別紙3に掲げる部分を除く部分については、国内民間法人等や外国法人から入手した情報、ヒアリング対象が推知される情報並びに特定法人が実施したヒアリング結果に基づいた課題等の分類、分析手法及び輸送シミュレーション手法が推知できる情報が記載されている。 したがって、緊急事態における特定地域への民間の輸送力を活用した自衛隊の人員、物資等の機動展開という機微な事項を対象に含む本件調査研究の特殊性に鑑みると、当該情報を公にした場合、特定法人とヒアリング対象者ないし情報提供者である法人との間の
--	--	---

		信頼関係が損なわれ、ひいては特定法人の社会的信用の低下を招くおそれがある。 (略) 本件不開示部分のうち、別紙3を除く部分については、これらの情報を公にすると、特定法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。
26-8	答申26(行情)208 「税理士業務の概況報告書の一部開示決定に関する件」 ・ 税理士業務の概況報告書(税務署ごとに人数を集計した一覧表)につき、対象者が推察されないこととなる数値を一定の基準で特定できないことを理由として一律に不開示とすることは妥当でなく、本件においては、対象文書の特性に鑑み、少なくとも二桁以上の場合であれば、当該税理士等を特定される可能性は極めて低いなどとし、開示・不開示の判断を行った例	2 不開示情報該当性について (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該文書は、「税理士業務の概況報告書(報告)」と題する文書であり、大阪国税局管内の各税務署長から大阪国税局長宛てに、「1 税理士業務の概況書の提出状況」、「2 使用人の状況」、「3 関与概況」及び「4 概況書の未提出者の状況」という4項目について、それぞれ集計等を行い、報告するものであることが認められる。 そして、各項目の記載内容については、それぞれ次のとおりであることが認められる。 ア 「1 税理士業務の概況書の提出状況」については、税理士、通知弁護士及び税理士法人(以下、併せて「税理士等」ということがある。)ごとに対象者数が記載され、当該対象者による税理士業務の概況書の提出状況として、提出者と未提出者に区分して集計され、さらに、提出者のうち「関与先を有している者」と「関与先を有していない者」に区分して集計され、「関与先を有していない者」については、その理由ごとに「社員税理士」、「補助税理士」、「休業」及び「その他」に区分して集計されている。 また、税理士、通知弁護士及び税理士法人の他に、外数として集計する「主たる事務所が他局管内にある従たる事務所」欄が設けられている。 そして、開示されている「対象者」欄が「0」又は空白の場合には、提出者と未提出者の欄が開示され、それ以外の場合には同欄が不開示となっていることが認められる。 (略) (3) そこで、不開示部分について、以下、本件対象文書の項目ごとに検討する。 ア 「1 税理士業務の概況書の提出状況」について (ア) 諮問庁は、不開示部分を公にした場合、特定の税理士等を一定の範囲で相当程度具体的に特定することが可能であり、同業者を含む特定の業種の者に事業規模や事業活動の状況など一般に公表されることのない情報を知らせる結果となり、当該税理士等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、さらに、税理士等の業務の実態を把握するため、国税当局が税理士等に対し、任意での提出をお願いしているものであり、一般に公表されることのない情報であるから、不開示部分が一部でも明らかになると、今後、報告の提出に協力を得られなくなるなど、税理士等の業務の実態把握が困難となるおそれがあり、その結果、国税庁の使命である税理士業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同条6号柱書きにも該当すると説

		明する。 (イ) そこで、各欄の不開示情報該当性について検討するに、当該部分は、概況書の提出状況及び提出者の関与先の有無、さらには関与先がない場合の理由について、概況書から集計した人数等を報告するものである。そして、下記の（ウ）で後述するように、不開示部分の数値が公になることにより、税理士等の特定が可能となる場合については、関与先の有無や関与先がない場合の理由が明らかになり、同業者を含む特定の業種の者に事業規模や事業活動の状況など一般に公表されることのない情報が知られる可能性や、また、概況書が未提出である場合には、その提出は任意であるにもかかわらず、提出義務を果たしていないかのような印象を与え、社会的評価が低下する可能性があり、そうすると、今後、税理士等の中から、自己の不利な情報が公にならないように、意図的に極めて概括的な報告で対応しようとする者が現れる可能性があり、国税当局が税理士等の業務の実態把握が困難になってしまうなど、税理士事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めることに合理性があるといえる。 (ウ) 次に、いかなる場合に税理士等が特定し得るかについて検討する。 A まず、処分庁が不開示とした判断基準及びその理由は次のとおりと認められる。 すなわち、当該部分は、各項目に該当する税理士等を概況書から集計した人数や未提出の税理士等を集計した人数を報告するものであり、処分庁は、開示されている「対象者」欄が「0」又は空白の場合に、提出者と未提出者の欄を開示し、それ以外の場合には特定の税理士等を一定の範囲で相当程度具体的に特定することが可能であるため不開示としている。 例えば、対象者が多数存する場合において、提出者のうち「関与先を有している者」（以下「関与先保有者」という。）の欄を公にした場合、関与先保有者数が対象者数と近似する数値でない限り、関与先保有者を特定することは困難であると想定される一方で、対象者が1名である場合は、日本税理士会連合会等のウェブサイトを検索すれば当該税理士等が容易に特定できることとなる。そして、本件対象文書の対象者欄には、多数の対象者が存するものもあれば「1」と記載されているものも多数存する。また、対象者以外の欄のうち、複数人が該当するものであっても、これを1つ又は2つ開示すると、対象者数が開示されているため、その他の不開示部分に記載されている人数まで推察され、結局、特定の税理士等が判別される場合がある。そして、税務署ごとに当該対象者数が異なっており、さらに、税理士、通知弁護士及び税理士法人ごとにも異なっていることから、各項目の不開示部分について、公にしても特定の税理士等が特定されることがなく、かつ、未提出者数が推認されることにならない欄を一律の基準で特定することはできない。
--	--	--

		B しかしながら、対象者以外の欄のうち、複数人が該当する欄については、当該欄を開示したとしても、特定の税理士等が特定されることがなく、かつ、その他の不開示部分に記載されている人数が推察できない場合も相当数あると認められ、特定の税理士等が推察できないといえる数値を一定の基準で特定できないとする理由のみで、それらの欄を含めて一律に不開示とすることは、相当とはいえない。 C さらに、未提出者数欄については、税理士等の全員、あるいは特定の区分（税理士、通知弁護士、税理士法人等）の全員が概況書を提出している場合、当該税務署における未提出者数欄の数値は零となり、これを公にしても特定の税理士等の社会的信用を低下させるなど、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはなく、法5条2号イに該当しないことは明らかである。また、かかる場合、概況書の提出依頼に対する税理士等の協力が損なわれることはないものと考えられ、これを公にしても税理士事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条6号柱書きにも該当しない。 (エ) そこで検討するに、まず、別紙3の1に掲げる部分は、「対象者」欄が「0」又は空白であり、処分庁が開示・不開示を判断した基準に従っても、本来開示されるべき部分であり、該当する税理士等が存在しない以上、公にすることにより法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはなく、法5条2号イには該当せず、税理士事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもないことから、同条6号柱書きにも該当しないので、開示すべきである。 (オ) 次に、本件において、税理士等が特定されることがなく、かつ、その他の不開示部分に記載されている人数が推察されることとならない場合について検討すると、確かに、全ての事例に妥当するような客観的な数値を基準として厳密に設定することは困難であるが、本件対象文書の特性等に鑑みると、少なくとも二桁以上すなわち10名以上の場合を開示することとすれば、他に税理士等を特定し得る特別な事情がない限り、税理士等が特定される可能性は極めて低いか、ほとんどないものと考えられる。 (カ) よって、本件不開示部分のうち「1 税理士業務の概況書の提出状況」については、①未提出者がいない場合における当該未提出者数欄を開示することを原則とするが、これらを開示することにより他の一桁の欄の数値まで明らかになってしまう場合は、これが明らかとならない限度で開示する、②不開示部分に記載されている人数が二桁以上の欄については、原則として開示することとしつつ、これらを全て開示すると、開示済みの部分や相互に照合することによって一他の桁の欄の数値まで明らかになってしまう場合は、これが明らかとならない限度で開示する、③上記①及び②の基準によって開示すべきと考えられる欄が2通り以上ある場合は、「小計」欄や「合計」欄以
--	--	--

		外の欄を優先し、かつ、他の一桁の欄の数値が明らかとならない範囲で数字が大きい順に開示することとする。 そして、この基準に従って開示・不開示を判断すると、別紙3の3に掲げる表の「開示すべき部分」を開示すべきこととなるところ、当該部分は、上記（オ）の理由から、これを公にしても、該当する税理士等が推認される可能性が極めて低いか、ほとんどなく、ひいては、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはなく、法5条2号イに該当せず、税理士事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもないことから、同条6号柱書きにも該当しないものと認められる。 なお、諮問庁は、未提出者がいない場合に「未提出者数」欄を開示すると、逆に不開示の場合には未提出者がいることが推察されるほか、「未提出者数」欄が二桁以上の場合に開示すると、今まで概況書の提出に協力していた者が、他に未提出者がいることを理由として協力しなくなるおそれがあるなどと主張するところ、このような者が現れるおそれが皆無であるとまではいえないが、それが税務当局における税理士事務の適正な遂行に支障を及ぼすとまでは認められない。
26-9	答申26（行情）367 「企業再生支援機構から受け取った特定会社に関する文書等の一部開示決定に関する件」 一部を除く文書の標題（文書名）については、機構や特定会社、処分庁の関係において、標題が示すような文書が作成等されたとしても特段不自然ではなく、開示請求時点で再生支援が完了していたことを勘案すると、5条2号イに該当しないとした例	2 本件不開示文書の不開示情報該当性について （略） （2）検討 （略） ウ 法5条2号イ該当性について （略） （エ）さらに、本件不開示文書の各標題部分の記載（文書名）は、その文書がどのような文書であり、どのような目的のために作成されたかを端的に示すものと認められる。そして、本件対象文書は、政府が行った特定会社の再生支援に関し、その支援主体である機構が、当該支援に係る関係行政機関の事務の調整役である内閣府に、当該支援に関連して提供した文書であるところ、本件不開示文書のうち、文書8及び文書14ないし文書16を除く各文書の標題部分のみの記載（上部の「厳秘」等の記載を含む。）で分かる情報については、いずれも上記の特定会社と機構、処分庁との関係を前提にすると、そのような文書が作成され、あるいは処分庁に提供されたこと自体、特段、不自然なものとはみられないし、その再生支援が開示請求時点では既に完了していたことを勘案すると、これらの情報が公にされることによって、特定会社の正当な権利利益を害したり、機構の行う再生支援の対象事業者が同種の情報を機構に提供しなくなるおそれがあるとは認め難い。
26-10	答申26（行情）570「特定事業所に係るハローワークの紹介状況及び採用状況等の一部開示決定に関する件」	2 不開示情報該当性について （1）③求人管理情報（基本表示）のうち法5条2号イに該当するとして不開示とされているのは、紹介人数等の表の「紹介人数」欄、「紹介中」欄、「採否確認中」欄、「充足数」欄及び「充足状況」欄並びに検索条件の表の「情報」欄の「紹介状況」の記載内容である。

	・ 特定事業所に対するハローワークの紹介状況等について、当該特定事業所が雇用保険適用事業所設置届等に記載の本社所在地に既に存続していないことが実地調査の結果により確認されていることから、少なくとも諮問の時点において事業活動を行っているとは認められず、５条２号イに該当しないとした例	(2) ところで、事業所Aの②求人票（平成２４年３月ないし８月にかけての求人）によれば、当時、事業所Aは「会社が設立したばかりである」とされているところ、審査請求人が提出した意見書及び資料によると、「事業所Aについては、違法な商品販売をしたとして社員４人が特定商取引法違反で特定地裁から有罪判決を受け、同判決にて確定した。判決では、平成２４年６月ないし７月にかけて、会社の業務として犯行がなされたと指弾している。」とのことであるため、事業所Aの事業実態や、不開示部分が法５条２号イの不開示情報に該当すると判断した根拠の詳細等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のアないしオのように説明する。 ア 新たに事業所を設置し、労働者を雇用して事業を行う場合、事業主は、事業所設置の日の翌日から１０日以内に「雇用保険適用事業所設置届」を所轄の公共職業安定所に提出することとされており（雇用保険法施行規則１４１条）、当該届出の情報は、雇用保険サブシステムの事業所台帳情報として登録されることになる。 また、求人申込みを初めて行う際には、事業主は、一般職業紹介業務取扱要領第３部第１の４（１）に記載のとおり、「事業所登録シート」を作成して、公共職業安定所に事業所登録を行うことになり、この登録情報は、職業紹介サブシステムの事業所台帳情報として登録されることになる。 これら二つの台帳情報（雇用保険関係の事業所台帳情報及び職業紹介関係の事業所台帳情報）は、全国の公共職業安定所の職員が共有できる情報ではあるものの、別々に登録・保存・管理を行う情報となる。 イ 事業所Aについて、雇用保険業務においては、平成２５年３月３１日付で雇用保険適用事業所としては廃止処理しているところ、これは、事業所Aからの「雇用保険適用事業所廃止届」（雇用保険法施行規則１４１条）の提出によるものではなく、当該事業所への書類の郵送が不能であったこと及び再送付先が判明せず事業の実態が不明であったことから職権で廃止処理を行ったものである。 なお、雇用保険業務における職権による廃止処理は、当該事業所Aが廃止されたのか否かまで確認できないが、転居先、連絡先が不明であるため、職権による機械処理上における廃止処理を行ったにすぎず、現時点で廃止処理をしている事業所であっても、事業活動が行われ、雇用保険が適用される状態にあると確認・判断された場合には、職権により、適用事業所廃止処理を取り消すこともあり得る。 ウ 他方、事業所Aの職業紹介サブシステムの事業所台帳情報は、現時点においても有効なものとなっている（「事業所廃止届」や所在地の「変更届」は届け出られていない）。 上記アのとおり、職業紹介業務における事業所台帳は、雇用保険適用事業所の登録とは別のものであり、たとえ、雇用保険適用事業所として廃止処理していても、職業紹介業務における事業所
--	--	---

		台帳が有効であれば、公共職業安定所において求人を受理することはできるものである。 エ マスコミ報道（平成25年10月頃）を受けて、平成26年1月7日に事業所Aに対する実地調査を実施したところ、事業所Aが入居するビルのオーナーから、事業所Aが平成24年10月末に、「雇用保険適用事業所設置届」及び「事業所登録シート」に記載の事業所Aの住所から退去した旨の説明を受けており、「雇用保険適用事業所設置届」及び「事業所登録シート」に記載の本社所在地に事業所Aが存続していないことについては確認できている。 オ 以上の事実は判明しているものの、原則、事業主からの自主的な届出をもって事務処理を行う職業紹介業務（雇用保険業務も同様）においては、当該事業所Aが廃止されたのか否かまで確認調査する権限・手段がなく、事業所Aの存続を推認せざるを得ない状態にある。 したがって、行政機関として、現段階で、事業所Aが別の所在地で事業活動を継続している、あるいは将来的に事業活動を再開する可能性があることを否定できないため、諮問庁としては、当該法人情報を公にすると、当該法人の正当な権利・利益を害するおそれがあると考えざるを得ないので、不開示とすることが妥当と考える。 (3) しかしながら、事業所Aについては、平成25年3月31日付で、職権で、雇用保険適用事業所としての廃止処理が行われていることに加え、違法行為を行ったとされる時期直後の平成24年10月末には、「雇用保険適用事業所設置届」及び「事業所登録シート」に記載の住所から退去し、当該所在地に同事業所が存続していないことが、実地調査の結果により確認されていることから、少なくとも諮問の時点（平成26年3月）において、事業活動を行っていたとは認められない。 したがって、③求人管理情報（基本表示）の紹介人数等の表の「紹介人数」欄、「紹介中」欄、「採否確認中」欄、「充足数」欄及び「充足状況」欄並びに検索条件の表の「情報」欄の「紹介状況」の記載内容を公にしても、事業所Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。
27-7	答申27（行情）428 「特定会社に係る有線テレビジョン放送施設設置許可申請に関する文書の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」 ・ 諮問庁が法5条2号イに該当するとして新たに不開示とすべきとする特定会社の定款の第2章以	2 不開示情報該当性について (1) 別紙2に掲げる部分（略） キ 通し番号35 当該部分は、本件許可申請を行った特定会社B（現在の審査請求人）の定款のうち、第2章以降の部分である。 諮問庁は、定款は、閲覧できる者が株主等に限られており、これを公にすると、当該法人の組織・経営の根本方針等が明らかになることから、同業他社との競争関係において不利になるなど当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとして不開示とすべきと説明するが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させ

	降の部分については、本件許可申請時（平成10年）、同社は上場しており、その定款は、旧証券取引法の規定に基づき、同社の有価証券報告書の添付書類として、証券取引所等において公衆の縦覧に供しなければならないとされていたことから、同号イに該当せず開示すべきとした例	たところ、本件許可申請時（平成10年）、特定会社Bはその株式を東京証券取引所に上場していたとのことである。そうすると、当時、同社の定款は、旧証券取引法25条の規定に基づき、同社の有価証券報告書の添付書類として、旧大蔵省、証券取引所、同社本支店等において公衆の縦覧に供しなければならないとされており、公にされていたものと認められる。 したがって、同社の定款の一部である当該部分について、これを公にしたとしても、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イの不開示情報に該当せず、開示すべきである。
27-8	答申27（独情）14 「私立大学等改革総合支援事業調査票等の一部開示決定に関する件」 ・ 私立大学等改革総合支援事業調査票の不開示部分については、経営改革等への取組の実態を問うものであり、大学等が自ら積極的に公表するような情報であって、特段秘匿すべき経営情報に係るものが含まれているとは認められず、不開示部分を公にしたとしても特定大学にマイナス評価といった不利益が生じるとは認められないことなどから、法5条2号イに該当せず開示すべきと判断した例	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について （略） （2）法5条2号イ該当性について （略） エ 諮問庁は、上記のとおり、現に公表されている以上の情報を明らかにすると、大学改革ランキングのような順位付けが行われたり、経営戦略が明らかになったりして、学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると説明するが、調査票における設問は、補助金の交付を受ける上での各対象校における経営改革等への取組の実態を問うものであり、大学等が自ら積極的に公表するような情報であって、特段、秘匿すべき経営情報に係るものが含まれているとは認められず、本件不開示部分を公にしたとしても特定大学にマイナス評価といった不利益が生じるとは認められない。 諮問庁が理由説明書（上記第3の4（2））において、「大学改革に係る取組み全てを網羅しているものでなく、そのほかにも私立大学の建学の精神を踏まえた多様な取組みを期待し、外形的な評価に基づいて補助金を配分するものであり、この点数は、個々の大学の本来の経営力・教育水準そのものを示すものでない。」と説明するように、本件不開示部分を公にすることにより、1点刻みの詳細な合計点数を基にランキングが作成されたとしても、申請しなかった大学等もあり、到底意味のあるものとは考えられず、諮問庁が説明するような大学等の序列化につながるおそれや大学等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認め難い。 したがって、本件不開示部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。
28-6	答申28（行情）388 「特殊車両通行許可申請書類等の一部開示決定に関する件」 ・ 特定法人の代理人として特殊車両通行許可申請	2 不開示部分の不開示情報該当性について （略） （2）法5条2号イ該当性について ア 不開示部分2ないし不開示部分5について 別表1に掲げる不開示部分2ないし不開示部分5には、特定法人の代理人として特殊車両通行許可申請を行った行政書士の①氏名、②事務所の所在地、③事務所の電話番号及び④登録番号が

	を行った特定の行政書士の①氏名、②事務所の所在地、③事務所の電話番号及び④登録番号について、これらの情報を公にすると、原処分で当該特定法人の名称は開示されているので、当該行政書士の顧客情報の一端が明らかとなり、当該行政書士が委任を受けてどのような業務を行っているのかという個別業務の内容が明らかになるとしても、本件の行政書士が行っている業務は何ら特殊なものではないなどとして、法5条2号イに該当しないと判断した例	記載されている。 当審査会事務局職員をして確認させたところ、これらの行政書士に関する情報については、日本行政書士連合会のホームページにおいて検索することにより閲覧できることが認められるが、本件においては、原処分で既に特殊車両通行許可申請を行った特定法人の名称は開示されていることから、これらの行政書士に関する情報を公にすると、当該行政書士の顧客情報の一端が明らかとなり、行政書士が委任を受けてどのような業務を行っているのかという、個別業務の内容が明らかとなる。 しかしながら、本件において行政書士が行っている業務は何ら特殊なものではないから、行政書士の個別の受任業務の内容が明らかとなっても、当該行政書士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。 また、行政書士に関する情報を公にすることにより、特殊車両を保有する特定法人がどの行政書士に業務を委任したのかが明らかとなると、上記と同様の理由により、当該特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。 したがって、当該部分は法5条2号イに該当するとは認められず、開示すべきである。
29-2	答申29（行情）450 「特定宗教法人の規則変更認証申請に関する文書の不開示決定に関する件」 特定宗教法人の名称変更に係る規則変更の認証業務について、関係部署の文部科学大臣に対する当該変更に係る経緯及び対応方針案の説明資料につき、公にすると、特定宗教法人の宗教活動に関連する公となっていない内部情報等を開示することとなり、これらがインターネット上で拡散される事態も想定され、当該宗教法人の権利・利益を害する旨の諮問庁の説明を否定し難いとし、法5条2号イに該当すると判断した例	2 不開示情報該当性について (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。 ア 宗教団体が宗教法人となるには、所轄庁（原則として、その法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事が所轄庁となる。ただし、他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人等については文部科学大臣が所轄庁となる。）による認証を受ける必要がある。具体的には、宗教法人の設立、規則の変更、合併、解散について、その都度、所轄庁の認証を得る必要がある。 本件対象文書は、特定宗教法人の名称変更に係る規則変更の認証業務についての文部科学大臣への説明資料である。 (2) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ、検討する。 (略) イ そこで、当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定宗教法人からの名称変更に関する認証申請（規則変更）に係る経緯及び対応方針案が記載された資料であり、当該資料には、特定宗教法人の宗教活動に関連する公となっていない内部情報等の記載が認められる。 そうすると、本件対象文書を公にした場合、特定宗教法人の公となっていない内部情報等を開示することとなり、これらがインターネット上で拡散される事態も想定され、特定宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。 ウ したがって、本件対象文書は、法5条2号イに該当し、同条5号並びに6号柱書き及びロについて判断するまでもなく、不開示

		とすることが妥当である。
29-3	答申 2 9（独情） 5 0 「雇用契約書等の一部開示決定に関する件」 顧問弁護士の氏名について、これを公にしても、当該弁護士の具体的な契約条件が明らかになる事情はなく、他方、公的な会議への出席や一般的な弁護士業務の遂行方法等からは、その氏名を秘匿し続けることが可能であるとは認め難い等の現状等に鑑みれば、これを公にすると、弁護士としての価値観や信条等が公になり、営業権等の正当な利益を害するおそれ等があるとは認められず、法 5 条 2 号イには該当しないと判断した例	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について (略) (2) 以下、検討を行う。 (略) イ 「顧問弁護士の氏名」及び「事務所所在地」について (ア)「顧問弁護士の氏名」については、これを公にすることにより明らかとなるのは、当該弁護士が特定労災病院と顧問契約を締結しているという事実のみであって、「顧問契約」という文言からは当該弁護士が実際に取り扱うこととなる個別案件の内容等が明らかになるとはいえず、上記アの判断により「契約内容」に係る部分は不開示とされるのであるから、これを公にすることにより当該弁護士の具体的な契約条件が明らかにされるといった事情は認められない。 また、特定労災病院のウェブサイト上の広報資料では当該弁護士の氏名は記載されていないものの、開催の事実やその概要が公にされている公的な会議に顧問弁護士として出席していることや、一般的な弁護士業務の遂行方法等からは、その氏名を秘匿し続けることが可能であるとする判断に合理性は認め難く、独立行政法人等における契約の適正化の要請から機構を含むいずれの法人においてもその範囲等に多少の相違はあるものの契約情報の公表が行われている現状等に鑑みれば、当該弁護士と独立行政法人等との間に顧問契約が存在すること自体が秘匿すべき顧客情報であるとはいえないから、これを公にすることにより弁護士としての価値観や信条が公になり、営業権等の正当な利益を害するおそれがある等といった主張はおよそ認め難い。したがって、顧問弁護士の氏名は法 5 条 2 号イには該当しない。
30-5	答申 3 0（行情） 8 0 「特定鉱山の坑内実測図の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」 特定法人が鉱業法に基づき処分庁に提出した坑内実測図につき、諮問庁が開示とした部分のうち、鉱区境界線の内側部分等については、当該鉱区内の採掘予定範囲等のおおよその位置及び規模という一般に公にされていない当該法人の事業計画等に係る情報である	2 不開示情報該当性について (略) (2) (略) 一方、鉱区境界線の内側部分については、諮問庁は、鉱床の規模や鉱量が推測されることがないように考慮して、当該内側部分の一部に不開示部分を設定し、その余は開示することとしたと説明する。しかしながら、諮問庁による不開示部分の設定の仕方では、一般に公にされていない、当該鉱区内の採掘予定範囲等のおおよその位置及び規模という、特定法人の事業計画等に係る情報が明らかとなり、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。また、これを不開示とすべきとする審査請求人の主張を覆すべき事情が存在するとも認められないことから、原処分で不開示とした部分に加え、鉱区内の一部特定地域を図示している文書 1 の地図部分の全て及び文書 5 の当該鉱区境界線の内側部分については、いずれも法 5 条 2 号イの不開示情報に該当し、不開示とすべきである。

	ことから、法5条2号イに該当し、不開示とすべきとした例	
30-6	答申30（行情）326 「会計検査院法27条の規定による報告（特定日付け特定番号）の一部開示決定に関する件」 不開示部分のうち、受託事業者名に係る部分について、年度ごとの受託事業者名は法務局ホームページで公表されており、記者クラブ宛の公表資料と照合することにより、被疑事実発生当時の受託事業者名は、自ずと明らかになる情報であるから、開示すべきと判断した例	2 不開示維持部分の不開示情報該当性について (略) (4) (略) イ 検討 当審査会において、本件諮問書に添付された資料を確認したところによると、確かに、諮問庁の説明するとおり、特定法務局の記者クラブ宛の公表資料では、標記の受託事業者名自体は公表されていないと認められる。 しかしながら、当審査会事務局職員をして「法務局ホームページ」と題するウェブサイトを確認させたところによると、同ウェブサイトには、年度ごとの乙号事務の委託先事業者（受託事業者名）の情報が掲載されており、各法務局の出張所名と受託事業者名が一体として明示されていると認められ、特定法務局A出張所及びB出張所の受託事業者名は、既に法務省により公にされている情報であるといえるから、上記の記者クラブ宛の公表資料の記載内容（そのうちの各被疑事実の発生期間）と照合することにより、各被疑事実の発生当時の受託事業者名は、自ずと明らかになる情報であると認められる。 そうすると、不開示維持部分のうちの受託事業者名を公にしても、当該受託事業者に関して新たな風評被害等が生じることなどにより、当該受託事業者の社会的信用が更に低下し、同業他社との競争関係において不利益を被るおそれが生ずるなどし、その結果、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。 したがって、不開示維持部分のうちの受託事業者名は、法5条2号イに該当せず、上記（2）イ（ウ）aで検討した同条1号に該当し部分開示をすることができないとした部分に記載がある当該受託事業者名を除き、開示すべきである（別表の項番2ないし5及び7ないし10の各一部がこれに該当する。）。
1-4	答申1（行情）485ないし487 「特定労働基準監督署の監督復命書整理簿（特定年度分）の一部開示決定に関する件」 本件対象文書のうち、「署長判決」及び「完結の有無」の各欄は、原処分で開示されているものの、いずれも空欄である	2 不開示情報該当性について (略) (4) 「労働保険番号」及び「事業場名」の各欄（上記（3）の部分を除く。） (略) ウ しかし、本件対象文書を見分したところ、「署長判決」及び「完結の有無」の各欄は、原処分で開示されているものの、いずれも空欄である。このため、労働保険番号及び事業場名を公にしても、特定監督署による監督を受けたという事実が分かるのみであり、特定の事業場における労働基準関係法令違反の有無、それによる指導等の有無を含め、当該事業場に対する監督の結果が明らかになるとは認められない。

	ため、不開示部分である「労働保険番号」及び「事業場名」（建設工事に係る発注者の氏名を除く）を公にしても、特定監督署による監督を受けたという事実が分かるのみであり、当該事業場に対する監督の結果が明らかになるとは認められないなどとして、従前の答申を変更し、法5条2号イ及び6号ホに該当せず、開示すべきとした例	また、労働基準監督機関による監督は、労働基準関係法令の適正な運営及びその確保の観点から、対象とする事業場の業種や規模等による限定なく、同法令の適用がある事業場に対して幅広く行われている。このため、労働基準監督機関による監督を受けることは、頻度に差はあるとしても、およそ事業活動に伴い労働者を使用していれば、あり得ることである。 (略) オ このような状況を踏まえれば、およそ特定監督署による監督を受けたという事実が明らかになることだけで、直ちに社会的イメージの低下を招き、求人活動等に影響を及ぼすおそれや、取引先会社との間で信用を失うおそれなど、当該法人又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。 したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号ホのいずれにも該当せず、開示すべきである。
1-5	答申1（独情）28 「「国立大学法人東京大学医学部附属病院外来患者等アメニティ設備整備・運営事業」に関する定期建物賃貸借契約書の一部開示決定に関する件」 公共調達の適正化に係る財務大臣通達により公表の対象とされているのは国の支出の原因となる契約であって、貸付料のような収入については公表の対象に含まれていないと、特定企業が事業効果等を見込んで提案・決定した（処分庁の収入となる）貸付料は、これを開示すると、当該企業等の経営体力や事業ノウハウが競業他社に推測され、その事業活動や将来の受注に係る利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するとした例	2 不開示情報該当性について (1) 貸付料について ア 本件対象文書の1枚目の不開示部分には、賃貸人を東京大学、賃借人を特定法人とする物件の貸付料の年額が記載されていることが認められる。 イ 諮問庁は、上記第3の1（2）アにおいて、財務大臣通知を受けて処分庁が公表しているのは、東京大学の調達に係る500万円以上の契約における支出経費についてである一方、本件対象文書には、東京大学の「収入」の金額が記載されているため、公表を必須とする取扱いとはしていないと説明する。 そこで、当審査会事務局職員をして財務大臣通知を確認させたところ、公表の対象とされているのは、国の支出の原因となる契約であって、貸付料のような収入については、公表の対象に含まれていないことが認められる。 ウ 一方、本件対象文書に係る施設設備・運営事業（以下「本件事業」という。）における事業者選定につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。 (略) (ウ) なお、本件事業の公募に際して、決定した貸付料を法に基づく情報開示請求等第三者の求めに応じて公表することがあり得る旨の説明を入札希望者に対して行ったようなことはなく、また、契約締結に際して特定法人との間で貸付料は開示の対象となるかのような了解が存していたといった事情もない。 エ 貸付料は、特定法人がその経営上の戦略に基づいて事業効果等を見込んで決定したものであり、これを開示すると、当該法人等の経営体力や事業ノウハウが競業他社に推測され、当該法

		人の事業活動や将来の受注に係る利益を害するおそれがある、また、本件事業の公募や特定法人との契約締結に際して、将来貸付料を公表することがあり得る旨の了解が諮問庁と特定法人との間で存していたといった事情はないとする上記ウの諮問庁の説明は否定し難い。 したがって、貸付料は、これを公にすると、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、同条4号柱書き、ニ及びトについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
3-1	答申3（行情）394 「平成31年度中間貯蔵等福島における環境再生に関する広報業務 報告書」の一部開示決定に関する件」 環境再生に関する広報業務に係る報告書のうち、新聞記事等の部分が著作権法42条1項の規定に基づき使用が認められる範囲を超えるなどとして法5条2号イに該当するとされたことに対し、著作権法42条の2によれば著作権を侵害することにはならず、開示すべきとした例	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について（略） （2）検討するに、著作権法42条1項は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、著作物を複製することができるとして著作権（複製権）を制限した規定であって、法に基づく開示決定等を行う際に不開示の根拠として掲げられる規定ではない。法に基づく開示は、対象となる行政文書の閲覧又は写しの交付であるところ、諮問庁は、要するに、この開示行為としての写しの交付が、複製権（著作権法21条）を侵害する旨主張しているものと解される。 しかしながら、著作権法42条の2において、行政機関の長は、法の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、法14条1項に規定する方法により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる旨定められており、法に基づき写しの交付を必要な限度（1人につき1部が限度であり、送信可能化、展示、貸与及び翻訳等による実施は必要な限度を超えるなどと解されている。）で行うことは、複製権を侵害することにはならないのであるから、本件不開示部分を公にしたとしても、それだけで著作権を侵害することとはならない。 著作権法42条の2を適用しない契約の可否についてはおくとしても、当審査会において、諮問庁から提示を受けた仕様書を確認したところ、同条を適用しない旨記載した条項は認められず、また、本件不開示部分が未公表の著作物ではなく、公表権（同法18条1項）との調整（同条3項）も必要ではないことに鑑みれば、本件不開示部分を公にすることによって、契約内容に反することとなるとは認められず、ほかに諮問庁において関係法人の正当な利益を害する事情に関する主張はされていないことを踏まえると、本件不開示部分を公にしても、関係法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。
3-2	答申3（行情）562 「法制執務業務支援システムに係る特定ソフトウェア	2 本件対象文書の不開示情報該当性について （1）当審査会において、諮問書に添付された資料（写し）に加え、本件対象文書の内容に関する資料等を確認したところによれば、本件

	アドインの不開示決定に関する件」 内容を参照できないプログラムファイル（本件対象文書）について、本件対象文書の内容に関する資料等の記載及び競合法人等が本件対象文書を参照し研究することで法令執務業務の達成に必要な機能範囲に関する情報等が明らかとなり、開発者である特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする旨の諮問庁からの説明を踏まえ、法5条2号イに該当するとした例	対象文書は、特定法人が開発し、著作権を有している、法制執務業務支援システム（e-LAWS）の法案等関係資料作成支援機能を特定法人の特定ソフトウェアに付与するプログラムファイルであると認められる。 (2) 諮問庁の説明 諮問庁は、本件対象文書を不開示とした理由について、上記第3の4のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね次のとおり補足して説明する。 ア 本件対象文書は、中央省庁の業務規定や法制執務業務に関する業務知識、法令文書の編集・改訂に関するルール等を合理的に整理・統合し、プログラムとして実現したものであり、縦書文書の編集や文書差分の抽出機能に加え、画面・操作・機能化の範囲・内部処理等の各所に、開発者である特定法人独自のノウハウが投入されている。 イ 本件対象文書を公にした場合、第三者や競合法人が本件対象文書を参照し研究することで、法令執務業務の達成に必要な機能範囲の確認、各機能の仕様の検討コストの低減、比較マーケティングのための情報等が明らかとなり、特定法人と競合関係にある他の事業者にとっては、そのノウハウを模倣することを容易ならしめ、その結果、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。 (3) 検討 本件対象文書を公にした場合、法令執務業務の達成に必要な機能範囲の確認、各機能の仕様の検討コストの低減、比較マーケティングのための情報等が明らかとなり、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする旨の上記第3の4及び上記(2)の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、首肯できる。 したがって、本件対象文書は、法5条2号イに該当するものと認められ、不開示としたことは妥当である。
5-6	答申5（行情）791 「特定記事に記載の訴訟に係る文書の一部開示決定に関する件」 インターネット上の特定ウェブサイトに掲載された情報を印刷した書面について、当該情報に記載された法人が、掲載内容の決定に関与していないことが明らかなインターネット上のウェブサイトに掲載されていた情報であるにすぎず、そのよ	2 本件各不開示部分の不開示情報該当性について（略） (3) 令和2年6月24日付け証拠説明書（1）（文書6）の表内「甲6」号証拠欄及び証拠写（文書10）を構成する文書の一つである甲第6号証における不開示部分について 標記の甲第6号証は、インターネット上の特定ウェブサイトに掲載された情報を印刷した書面であり、不開示部分には、複数の法人の名称、事業所名、役員の氏名、商品名及びウェブサイトのURL等が記載されていると認められる。 ア 標記部分を不開示にした理由について、諮問庁は、上記第3の3（2）ア及びイのとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。 当該情報は、真偽のほどが定かでないものと一般に評価される情報であり、そのような情報は、そもそも、慣行として公にされている情報とは言い難いものとする。

	うな掲載者の独自判断に基づく情報がインターネット上で検索・閲覧可能な状態になることをもって、当該情報の内容が既に公にされているともいえないため、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当とした例	そうすると、たとえ、そのような真偽のほどが定かでなく、慣行として公にされているものとも評価できない情報が容易にネット検索、閲覧可能な状況に置かれているとしても、理由説明書（上記第3の3（2）ア及びイ）に記載した不開示理由を否定するものとはならない。 イ これを検討するに、標記の甲第6号証に記載された情報は、その内容に照らせば、公式ウェブサイト等とは異なり、当該情報に記載された法人が、掲載内容の決定に関与していないことが明らかなインターネット上のウェブサイトに掲載されていた情報であるにすぎず、そのような掲載者の独自判断に基づく情報がインターネット上で検索・閲覧可能な状態にあることをもって、当該情報の内容が既に公にされているともいえないから、これを公にすることにより、そこに記載されている法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとすることはできない。 したがって、標記不開示部分は、これを公にすることより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。
6-5	答申6（行情）322 「「自衛隊かつ大貨物積付標準」の一部開示決定に関する件」 ・ 鉄道輸送に際し、「特大貨物」となる自衛隊装備品等の積付における積載後の寸法、積載に使用する機材に関する情報及び積載に際しての注意事項等に関する情報が記載されている文書について、当該鉄道事業者が行う事業活動に支障を及ぼすおそれ等があるとして、5条2号イに該当するとした例	3 不開示部分の不開示情報該当性について 不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2のとおり（別表のとおり）説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。 （1）当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。 不開示部分は、装備品等の輸送において、特定鉄道事業者が保有している鉄道輸送に関するノウハウ及び技術に関する情報であり、これを公にすることにより、鉄道輸送に際し、装備品等の積付について、積載後の寸法、積載に使用する機材に関する情報、積載に際しての注意事項等が明らかとなることから、鉄道構造物の設計条件が推察可能となり、装備品等の輸送に関する当該鉄道事業者の技術等が流出するとともに、旅客列車や貨物列車の運行の妨害を企てる相手方による不当な働きかけや妨害行為を助長し、また、容易にするおそれがあるなど、当該鉄道事業者が行う事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、事業者の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるため不開示とした。 （2）検討 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、不開示部分には、諮問庁の説明どおり、鉄道輸送に際し、装備品等の積付について、積載後の寸法、積載に使用する機材に関する情報、積載に際しての注意事項等に関する情報が記載されていると認められる。そうすると、当該不開示部分を公にすると、鉄道構造物の設計条件が推察可能となり、装備品等の輸送に関する当該事業者の技術等が流出するとともに、旅客列車や貨物列車の運行の妨害を企てる相手方による不当な働きかけや妨害行為を助長し、また、容易にするおそれがあるなど、当該鉄道事業者が行う事業活動に

		支障を及ぼすおそれ等がある旨の上記（１）及び別表の「不開示とした理由」部分の諮問庁の説明を否定することはできない。 したがって、当該不開示部分は、法５条２号イに該当し、不開示としたことは妥当である。
6-6	答申６（行情）５２５ないし５２７ 「特定年度障害者総合福祉推進事業費補助金交付決定一部取消通知書の一部不開示決定に関する件」 ・ 補助金等適正化法１７条に基づいて出された補助金の返還命令書等に係る不開示請求について、不開示部分には明らかに秘匿すべき法人等の内部情報は記載されておらず、予算執行等に係る情報の公表等に関する指針や補助金等適正化法の目的に鑑みれば、返還命令を出した交付先名（法人等の名称）、既に交付された金額等は２号イに該当せず、開示すべきと判断した例	２ 不開示部分の不開示情報該当性について （略） （２）以下、検討する。 （略） ウ 検討 （ア）別紙の２（１）及び（２）に掲げる本件対象文書１及び２の不開示部分について （略） ｂ 具体的に本件対象文書１及び２の不開示部分を確認すると、補助金等の返還を求めるという判断に至った具体的な事情が記載されているものの、その内容は飽くまでも当該事情の説明にとどまり、説明に必要な範囲を超えて、明らかに秘匿すべき法人等の内部情報が記載されているものではない。 加えて、当該不開示部分については、上記アの指針及び上記イの補助金等適正化法の目的に鑑みれば、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、法５条２号イに該当しない。 また、行政機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として公にしないこととされているものであるとも認められず、法５条２号ロにも該当しない。 したがって、当該不開示部分を開示すべきである。
6-7	答申６（行情）４０４ 「特定宗教法人の名称変更の申請を受理することを文部科学大臣へ報告を行った際の資料等の不開示決定に関する件」 ・ 宗教法人からの認証申請に係る審査の結果及び過程が記録された資料について、公にすることにより当該法人の自由な宗教活動を妨害するための材料として用いられる懸念があり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、５条２号イに該当するとした例	２ 本件対象文書の不開示情報該当性について （１）当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。 ア 本件対象文書が法５条２号イに該当する理由 本件対象文書に記載された情報は、宗教法人による個別の規則変更の認証申請に関する審査という非公開の手続の過程で取り扱われたものである上、所轄庁が審査に必要であるものとして取捨選択した内容であり、本件対象文書は、その内容から、所轄庁が本件宗教法人の規則変更の申請の受理及び認証の決定に当たってどのような要素に着目していたのかが分かる資料となっている。 当該宗教法人において、本件対象文書に記載されたような形で本件宗教法人の情報が取り扱われることを予定していたとはいえず、所轄庁がこのような形で取り扱った情報を、一般に広く公開されることを予見していたともいえない。 そうすると、本件対象文書に記載された情報については、公にされることを予定していない法人の内部情報である場合はもとより、当該情報と同旨の情報が何らかの形で公にされているよう

		な場合があったとしても、本件対象文書に記載されているという事実そのものをもって、本件宗教法人の宗教活動に関連する公となっていない情報と認められるものであり、当該情報については、上記第3の3（2）イで述べたとおり、これらが本件宗教法人の宗教活動に対する誹謗・中傷など、自由な宗教活動を妨害するための材料として用いられる懸念がある。 また、個別の審査過程で申請した宗教法人に関するいかなる情報が抽出され、審査過程で用いられたのかということ自体、そもそも公になっていないため、かかる情報を公にされること自体、宗教法人にとって不利益になり得るものであり、所轄庁がいかなる形で申請者たる宗教法人の情報を取り扱ったのかについて、公開されることを当該宗教法人が受忍しなければならないともいえない。 (略) (2) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、特定宗教法人Aからの名称変更に関する認証申請（規則変更）に係る審査の結果及び過程が記載された資料であり、当該資料には、特定宗教法人Aの宗教活動に関連する公にされていない情報等に基づき行われた具体的な検討内容等が記載されていることが認められる。 本件対象文書の用途、その記載内容等に鑑みれば、これを公にした場合、本件宗教法人の宗教活動に関連する公にされていない情報等が明らかとなり、これらが本件宗教法人の宗教活動に対する誹謗・中傷など、自由な宗教活動を妨害するための材料として用いられる懸念があり、本件宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は、不合理であるとまではいえず、必ずしもこれを否定し難い。 したがって、本件対象文書は法5条2号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
6-8	答申6（行情）1084及び1085 「特定工事に係る特別調査報告書の一部開示決定に関する件」 ・ 「設計単価一覧表」の、建設物価調査会の出版物による単価等を使用し作成している部分について、特定工事の特定の作業工程に係る情報のみを抜粋し記載しているにすぎないから、同調査会等から提出された要望書の内容にかかわらず、これを公にすることにより直ちに物価資料の販売に影響を与えるとまでは認め難	3 不開示部分の不開示情報該当性について (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。 (略) イ 文書2における不開示部分のうち、「設計単価一覧表」の「②物価資料」欄及び「備考」欄の部分（以下「不開示部分2」という。）については、建設物価調査会が出版している物価資料による単価等を使用し、作成している。建設物価調査会及び経済調査会から行政機関宛てに提出された要望書の中で、建設物価調査会及び経済調査会の刊行物情報及び単価の算出情報を無制限に開示することは、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、それらの情報が公表されてから一定期間（1年）を経過したものを例外に、開示されるべきで無い、とされていることから、公表から1年に満たないものは不開示としている。また、建設物価調査会及び経済調査会の刊行物記載の単価等の情報を利用し、販売しようとしていた事業者の存在も確認されていたということも上記要望書に記載されており、当該部分を公にすることにより、法人の権利、競争上の

	い等として、法5条2号イには該当しないとした例	地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。 (略) (2) 以下、検討する。 ア 当審査会において本件対象文書を見分したところ、その記載内容はおおむね諮問庁が説明するとおりであると認められる。 イ 不開示部分2について 当該部分は、物価資料から、本件開示請求の対象となった特定工事における特定の作業工程に係る費用の積算に必要となる情報のみを抜粋し記載しているにすぎないから、これを公にすることにより、特定の者が、物価資料に掲載されている情報を書籍の購入によらず開示請求によって入手することが可能となったとしても、それが直ちに物価資料の販売に影響を与えるとはまでは認め難い。 また、物価資料の情報を、国の積算業務における単価の決定の際に使用することは、土木工事標準積算基準書に規定されているということであるから、本件対象文書において物価資料の情報がどのように引用記載されたかという情報が公にされることが直ちに当該法人の権利利益を害するとすべき事情も認められない。 したがって、当該部分を公にすることで、物価資料の販売に影響を与える等、法人の権利利益が害されるおそれがあるとする諮問庁の上記(1)イの説明は認められず、当該部分(別紙の3(1)に掲げる部分)は開示すべきである。
--	--------------------------------	--

【法5条2号口関係】

92	答申14（行情）123 「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠の一部開示決定に関する件」 ・ 試算のために業界から提出された数値等について、諮問庁の要請を受け、公にしないとの条件で任意に提供された情報であることを認めた上で、公にしないとの条件が現時点においても合理性を有するかについて詳細に判断し、開示範囲を広げたもの ・ 原子力発電の経済性試算が電力料金の決定に影響があるとしても、公益開示の必要性は認められないとしたもの ・ 情報単位論と部分開示の範囲について述べたもの	2 法5条2号口該当性について （略） （2）法5条2号口の規定によると、行政機関の要請を受けて、法人等から公にしないとの条件で任意に提供されたものであっても、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況のみならず、現時点においても合理的であると認められるものであることが求められるものである。このため、本件対象文書について不開示とした情報ごとに、当該条件を付することの合理性について検討する。 ア フロントエンドコストに係る実績反映期間及び年数並びに参加人の市況認識等 フロントエンド、鉍石調達・精鉍、転換、濃縮、成型加工及び精鉍～成型加工（天然ウラン）の単価設定に関する実績反映期間並びに年数並びに参加人の市況認識等については、本件対象文書が取りまとめられた時点で、最近数年間の実績であることは既に明らかにされていること、また、電力各社ごとの数値ではなく各社全体の平均値であること、電力各社の契約は取引の相手ごとに取引継続性、取引量等の様々な取引条件を考慮した交渉によって定まるものであること、現時点からみれば数年前の情報であることから、現在又は今後の取引に支障を与えることは考えられず、現時点において、公にしないとの条件を維持すべき理由は乏しいものと認められる。 イ MOX成型加工の事業計画の内容、費用内訳等 この部分には、数年後に建設及び操業が予定されているMOX成型加工の事業計画の内容や、その時点における費用の試算等が記載されている。この情報は、「単価」、「役務範囲」及び「リードタイム」に分けられるが、「単価」の部分のうち、①MOX成型加工費の費用内訳である加工費、輸送費用及び所内取扱費用の単価、②加工費の表の表題に付された注釈、積算項目の内訳、項目別単価及び積算条件、③MOX燃料体換算の積算内容、④輸送費の表の表題に付された注釈、積算項目の内訳、項目別単価及び積算条件並びに⑤発電所内取扱費の算出方法が不開示とされている。 「単価」の部分について、まず、(1)の加工費の部分についてみると、(ア)「加工費の単価がいくらであるかという情報」、(イ)「加工費がどのような費目の積算によって算出されているかという情報」、(ウ)「加工費の積算項目である資本費、管理費及び変動費のそれぞれの単価並びにその合計がいくらであるかという情報」、(エ)「加工費の積算項目である資本費、管理費及び変動費がそれぞれどのような積算細目によって算出されているかという情報」、(オ)「加工費がどのような条件の下で算出されているかという情報（表の脚注）」、(カ)「試算がどのような性質であるかという情報（表の表題に付された注釈）」、(キ)「MOX燃料体換算がどのような前提条件の下で行われているかという情報」及び(ク)「MOX燃料体換算がどのような計算式・額により算出されているかという情報」が、それぞれ一定の意味を有するひとまとまり
----	--	--

		の情報と捉えることができ、これらのひとまとまりの情報のうち一部の要素については、他のひとまとまりの情報の要素にもなっている場合があるなど、重層的又は並列的な形で記載されているものと認められる。以下、このような考え方を前提に、不開示部分の妥当性について判断する。 上記の情報のうち、(ア)、(ウ)及び(ク)の情報は、各作業工程ごとの交渉相手に対して電力各社等の契約単価に対する相場観や支出予定金額を示すことになることから、これを公にすることにより、電力各社等が今後契約交渉を行う上で影響を生じるおそれがあると考えられ、公にしないとの条件を付することに合理性がある情報と認められ、法5条2号ロに該当すると認められる。 また、(オ)及び(キ)については、MOX成型加工を行う事業者と関係者等との間で現在行われている又は今後行われることが予定されている交渉に係る情報が記載されているものであり、当該事業者の今後の事業運営に影響を生じるおそれがあると考えられ、公にしないとの条件を付することに合理性がある情報と認められ、法5条2号ロに該当すると認められる。 他方、(イ)、(エ)及び(カ)の情報は、電力各社等の交渉に影響を与えることは考えられず、公にしないとの条件を付する合理性は乏しい情報であり、法5条2号ロに該当しないと認められる。 したがって、上記において、法5条2号ロに該当すると認められる情報を開示したこととならない範囲で、その余の情報を開示しなければならないものであるから、別表第1欄MOX成型加工中同表第2欄に掲げる①の部分は、開示すべきである。 (2)輸送費、(3)発電所内取扱費及び冒頭部分についても同様な考え方で判断した結果、別表第1欄MOX成型加工中同表第2欄に掲げる②及び③の部分は、開示すべきである。 (略) 4 法5条2号ただし書該当性及び法7条の適用について (2) 法5条2号ただし書の情報とは、事業活動によって人の生命、健康、生活又は財産に被害等が発生又は再発することを防止するために公にすることが必要なものを言い、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、これを公にしないことによる法人等の利益を比較衡量し、前者の利益が後者のそれを上回るときには、これを開示する趣旨である。 電気料金については、電気事業法19条の規定により経済産業大臣の認可が必要とされており、その適正性は認可により担保されていると認められること、核燃料サイクルコストに関して、対外説明用資料を公表するとともに、本件開示請求に対応して、同文書を開示していることから、本件対象文書について不開示とした部分（前記2及び3により当審査会が開示すべきとする情報を除く。）を公にすることの利益が、電力各社の交渉上の不利益を上回るとは認められず、法5条2号ただし書に該当しないと認められる。 また、原子力発電に対する国民の関心に対応して、諮問庁が部会配付資料及び対外説明用資料を公表していることを踏まえると、諮
--	--	--

		問庁が法7条の規定により公益上の理由による裁量的開示をしなかったことについて、法の規定に反するものとは認められない。 5 不開示情報の独立一体性の範囲について 諮問庁は、法5条各号の不開示情報該当性判断の前提として、独立した一体的な情報を対象として不開示情報該当性を判断すべきであり、これを更に細分化して裁量により開示を行ったものについて、これ以上細分化することは法の予定していないところである旨主張しているの、この点について、検討する。 情報とは、ある事柄についての知らせを意味するものであり、社会通念上意味を有するひとまとまりの大きさを有していると考えられる。また、このひとまとまりの大きさについては、重層的な捉え方が可能である場合が多い。 本件対象文書に記載されている情報についてみても、例えば、原子力発電の経済性試算、工程別費用、内訳項目（又はその細目）、費用、算出条件というように重層的に捉えることができる。 不開示情報についても、重層的な捉え方が可能である場合には、不開示とする合理的な理由のない情報は開示とする法の定める開示請求権制度の趣旨に照らし、開示することが適当でないと認められるひとまとまりをもって、その範囲を画することが適当である。 特定の個人を識別することができる情報については、法6条2項により、個人識別性のある部分以外の部分について、公にしても当該個人の権利利益を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を開示すべきとし、不開示情報を更に細分化して開示することされているが、その他の不開示情報については、不開示情報を更に細分化して開示するという規定は設けられていない。これは、特定の個人を識別することができる情報については、その全体を一律に不開示とする個人と個人の権利利益の保護の必要性を越えて不開示の範囲が広くなりすぎるおそれがあること、及びその他の不開示情報にあっては、重層的な捉え方が可能な情報に対して一定の利益を保護するために開示することが適当でないと認められるひとまとまり、すなわち、法5条各号の不開示事由とされている「おそれ」等を生じさせる原因となる情報の範囲で捉えれば、不開示の範囲が不必要に広くなりすぎるおそれがないことによる。 したがって、不開示情報該当性判断の前提として、独立した一体的な情報を単位に捉えるとしても、特定の個人を識別することができる情報以外の不開示情報にあっては、その範囲は、重層的な各階層で捉えていった結果、最終的には不開示事由たる「おそれ」等を生じさせる原因となる情報の範囲となるべきものである。 本件については、以上の考え方により、本件対象文書に記載されている情報について、不開示情報該当性を判断したものである。
93	答申14（行情）480 「里道等（高知県高知市所在）の払い下げに関する文書の一部開示決定に関する件」 ・ 国有地の売却にあたって	2 不開示情報該当性について (1) 「売買実例価格」等について (略) ウ 法5条2号ロ該当性 諮問庁は、「売買実例価格」等は、売却相手方法人の事業活動に影響を及ぼす等のおそれから、公にしないとの条件を付して、

	参考とされた「売買実例価格」につき、5条2号ロに該当しないとした例	国が任意に提供を受けたものであることから、法5条2号ロに該当する旨主張する。 しかしながら、本件のような小規模国有地の売却に関しては、売却相手方法人の事業活動上の必要性に基づいて買入れの申出が行われ、実施されることがほとんどであると認められる。本件についても、売却相手方法人が周辺の土地の売買を行っていることから、国有地の売却を受けるために、売買実例価格を提供したものと考えられる。したがって、このような場合には、行政機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供された情報に該当するとは言えない。また、本件土地の売買から、既に約30年が経過しており、その間の経済情勢、地価水準の著しい変動等を考慮すると、現在において公にしないとの合理性があるとは認められない。 したがって、⑥売買実例調書のうち、「売買当事者」の買主の記載及び「売買実例価格」、「修正売買実例価格」、「売買実例を基とした価格」の各欄の記載について、法5条2号ロに該当するとは認められない。 (略) (8) 公図写しについて (略) イ 法5条2号ロ及び6号該当性 諮問庁は、上記(1)ウ及びエと同様に、「法人造成地(売買実例採用地)の範囲」を国が一方的に開示することとした場合、法5条2号ロ及び6号に該当する旨主張する。 しかしながら、「斜線を入れた枠」部分は、おおむね本件特定の法人が宅地造成を行った区域が示されているものであって、売却相手方法人が本件土地について実施した宅地等の開発造成事業及び分譲は既に終了したものであることにかんがみれば、これを公開しない合理的な理由や小規模国有地売却事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えず、法5条2号ロ及び6号のいずれにも該当しない。
94	答申14(行情)483 「茨木労働基準監督署に提出された再発防止対策書の不開示決定に関する件」 ・ 再発防止対策書につき、事業主から自主的に提出されたものであることを認めつつも2号ロ該当を否定	2 不開示情報該当性について (略) (2) 法5条2号ロ該当性について 諮問庁は、再発防止対策書は、事業者の自主的な再発防止活動の一つとして、労働安全衛生行政機関からの指導を受けることを目的として、任意に提出するものであり、その前提として当該再発防止対策書が公にはされないとの慣行となつていところであるから、本件対象文書は法5条2号ロの「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」に該当すると主張する。 再発防止対策書の提出に法令上の根拠や、厚生労働省から地方労働局に発出した通達や事務連絡は存在せず、大阪労働局においても基本となる局内通達や事務連絡は存在していないが、審査会の調査によれば、少なくとも同局内においては、自主的に再発防止対策書

		を求める行政指導の手法は、長期間にわたって一般的に行われていることが認められ、また、それを前提とした局内通達も発出されている。 このように労働災害の再発防止という政策の実施手段の一環として行われている再発防止対策書の提出については、たとえそれが法令等に基づくものではなく事業者によって自主的に行われているものであったとしても、法5条2号ロの「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」に該当すると認めることは困難である。 よって、本件対象文書については、法5条2号ロに該当するものとは認められない。
95	答申15（行情）724 「航空機衝突防止装置の作動時に提出する報告書（RAレポート）の不開示決定に関する件」 法5条2号ロにつき、提出するかどうかな選択ができないような場合は「任意」の提出とは言えないとしたもの	3 本件対象文書の不開示情報該当性について （略） （2）法5条2号該当性について （略） また、諮問庁は、運航者から提出されたRA（航空機に搭載されたTCAS（航空機衝突防止装置）が、当該航空機を操縦するパイロットに発信する回避指示（レゾリューション・アドバイザリー）の略称）レポートについて、AIC（航空法99条に基づく航空情報サーキュラー（運航の安全、飛行の方法、技術、行政又は法律上の事項に関する説明的、助言的性格の情報））における「秘密は厳守される。」という条件を前提に、法人が任意で提出しているものであることを根拠に、法5条2号ロにも該当する旨説明する。 しかしながら、AICにおける上記条件を国土交通省が付しているのは、そもそもRAが作動したか否かはパイロットのみが知り得るもので、当該パイロットの協力が得られなくなれば、国土交通省によるRAに関する情報の収集に支障を来すことから、情報源であるパイロットを秘匿することを保証しようという趣旨であって、本件対象文書のすべての記載部分を公にしないとの条件を付した趣旨とは考えられない。また、AICでは、「運航者は、パイロットから提出されたRAレポートを速やかに（中略）送付すること。」としており、このような記載がAICにされていることにかんがみれば、パイロットから提出されたRAレポートを運航者がその内容により提出しないといった選択をするといったことは考えられず、法人から任意に提供されているものとも認められない。よって、本件対象文書は、法5条2号ロの「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」には該当しない。
28-7	答申28（行情）247 「中央環境審議会大気・騒音振動部会水銀大気排出対策小委員会の非公開資料の一部開示決定に関する件」 原則公開とされている委員会の会議において、委員限りとして配布された資	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について （略） （2）諮問庁から提出を受けた運営方針を当審査会において確認したところ、会議資料及び会議録の非公開に関する定めは、諮問庁の上記（1）オのとおりであると認められる。 また、当審査会事務局職員をして環境省のウェブサイトを確認させたところ、第2回ないし第4回の小委員会において業界団体より提供を受けた資料のうち、委員限りとされているページ（本件対象文書）は掲載されておらず、小委員会の議事録も、本件不開示部分

	料の一部について、法5条2号ロに該当するとした例	に触れた発言については、その数値等が「●」で表示されており、議事録の末尾には「※「●」は非公開資料に係る発言」と付記されていることが認められた。 (3) 以上を踏まえ、以下検討する。 ア まず、上記(2)のウェブサイトの確認結果を踏まえれば、諮問庁が説明するとおり、本件対象文書は、環境省からの要請によって、公にしないとの条件で任意に提供されたものと認められる。 イ そこで、以下、本件対象文書が、上記アのように公にしないとの条件を付することが合理的なものといえるかについて検討する。 (ア) 本件不開示部分のうち、別紙3に掲げる部分を除く部分について まず、当該部分に記載された情報は、水銀濃度の分析結果等に関するものや、各法人において設置している排ガス処理設備の詳細等に関するものであると認められる。こうした情報は、諮問庁が上記(1)エにおいて説明するとおり、法人等において通例として公にしないこととされている情報であると認められるため、その情報の性質に照らし、公にしないとの条件を付することが合理的なものであると認められる。 なお、運営方針によると、小委員会の会議は原則として公開されており、その席上で本件不開示部分の内容にも一部言及されていたことに照らすと、もともと、本件不開示部分についても、傍聴者のいる会議の場でその内容が一部口頭で述べられる可能性があることは念頭に置かれていたと思われる。しかし、そのことと資料自体を公にすることとは、その影響力において格段の差があるのであるから、上記の点が念頭に置かれていたからといって、公にしないとの条件を付することの合理性が否定されるものではない。 また、異議申立人は、水銀の問題の本質を国民に説明し、その対応を求めるならば、本件不開示部分の内容も公開すべきである旨主張しているが、本件不開示部分は、人の生命、健康、生活又は財産の保護のため公にすることが必要な情報に該当するとまでは認められないから、法5条2号ただし書に該当せず、異議申立人の主張は採用できない。 以上より、本件不開示部分のうち、別紙3に掲げる部分を除く部分は、法5条2号ロに該当し、同条2号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。 (イ) 本件不開示部分のうち、別紙3に掲げる部分について 当該部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、改めて確認した結果、原処分時点において、当該部分はシンポジウムやフォーラム等において公表されていたものであったことが判明したとのことであるため、当該部分は、公にしないとの条件を付することが合理的なものとは認められないばかりか、これを公にしても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれや、不当に国民
--	---------------------------------	---

		の間に混乱を生じさせるなどのおそれがあるとも認められないから、法5条2号イ及びロ並びに5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。
6-9	答申6（行情）862 「新型コロナウイルス感染症対策に係る「ミーティングにおける資料」等の一部開示決定に関する件」 ・ 新型コロナワクチンの広報の検討のための情報について、特定法人の新型コロナウイルス感染症に関する調査結果を推測し得る記載が存し、これは法人等において通例として公にしないこととされている情報であると認められるから、その当時の状況及びその情報の性質に照らし、公にしないとの条件を付することが合理的であるものと認められ、法5条2号ロに該当するとした例	2 本件各不開示部分の不開示情報該当性について (略) (2) 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に法人から提供された情報 ア 文書7の不開示部分（4頁目、5頁目の一部、8頁目、9頁目の一部及び17頁目の一部）には、新型コロナワクチンの広報の検討のための情報が記載されていることが認められる。 イ これを検討するに、諮問庁は、標記不開示部分は、行政機関からの要請により、特定法人Aから不開示を条件として提示を受けたものである旨説明するところ、当該不開示部分には、特定法人Aの新型コロナウイルス感染症に関する調査結果を推測し得る記載が存し、これは法人等において通例として公にしないこととされている情報であると認められるから、その当時の状況及びその情報の性質に照らし、公にしないとの条件を付することが合理的なものであるものと認められる。 したがって、当該不開示部分は、法5条2号ロに該当し、不開示としたことは妥当である。